特 掲 診 療 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 · 等 0 部 を 改 正 する 件

〇厚生労働省告示第五十六号

診 療 報 膕  $\mathcal{O}$ 算 定 方 法 平 成 + 年 厚 生 労 働 省 告 示 第 五. + 九 号)  $\mathcal{O}$ 規 定 に 基 づ き、 特 掲 診 療 料  $\mathcal{O}$ 施 設

基 準 等 平 成 + 年 厚 生労 働 省 告 示 第 六 十三号) 0) \_\_ 部 を 次  $\mathcal{O}$ よう ĺ 改 正 Ļ 令 和 兀 年 兀 月 日 か

5

適用する。

令和四年三月四日

厚生労働大臣 後藤 茂之

本則を次のように改める。

特掲診療料の施設基準等

第一 届出の通則

保 険 医 療 機 関 健 康 保 険 法 (大正十一 年 法律第七十号) 第六十三条第三 一項第 号 に 規 定する保

険 医 療 機 関 を 1 う。 以 下 同 ľ 及 Ţ 保 険 薬 局 (同 号 に 規 定 です る 保 険 薬 局 を 7 う。 以 下 同

。 以 下 保 険 医 療 機 関 等 とい う。 は、 第二 から 第 十 五 ま で に 規 定 す る 施 設 基 準 12 従 \\ \ 適 正

に届出を行わなければならないこと。

速や 保 険 カン に 医 届 療 機 出 関  $\mathcal{O}$ 内 等 容 は、  $\mathcal{O}$ 変更 届 出 を を行った後 行 わ な け に、 れ ば 当 な 該 5 な 届 1 出 こと。 に係る内 容と異なる事 情が 生じた 場合に は

三 届 出  $\mathcal{O}$ 内 容 又 は 届 出  $\mathcal{O}$ 変 更  $\mathcal{O}$ 内 容が 第二 カュ 5 第 + 五. まで、 に · 規 定す Ś 施 設 基 準 に 適 合 L な 1 場 合

は、 当 該 届 出 又 は 届 出  $\mathcal{O}$ 変 更 は 無 効 で あ ること。

兀 方 局 厚 長 届 生 出 以 局 に 下 又 0 は 1 地 地 て 方 方 は 厚 厚 生 生 届 支 局 出 局 長 を · 等 \_  $\mathcal{O}$ 行 分 う 室 لح 保 が 1 険 う。 あ 医 る 療 場 機 合 に 関 に 等 対 は、  $\mathcal{O}$ L 7 所 行 当 在 該 うこと。 地 を 分 室 管 を 轄 経 た す だ る 由 L L 地 7 方 行うこと。 厚 当 該 生 局 所 長 在 地 又 は を 管 地 轄 方 す 厚 る 生 支 地

## 第二 施設基準の通則

- は 地 不 当 方 厚 な 生 届 出 局 長 法 等 令 に 対  $\mathcal{O}$ 規 L 定 7 当 に 基 該 づ 届 < 出 を ŧ 行  $\mathcal{O}$ に う 前 限 る 六 月  $\overline{\phantom{a}}$ 間 を に お 行 1 0 た 7 当 لح 該 が 届 な 出 に 1 ک 係 る 事 項 に 関 し、 不 正 又
- 準 す Ś に 地 基 基 方 づ 厚 準 き に 生 違 厚 局 反 生 長 労 等 L たことが 働 に 大 対 臣 L が 7 な 当 定 < 該  $\Diamond$ る 届 掲 か 出 0 示 を 現 事 行 に 項 う 違 等 前 反 六 <u>\frac{1}{2}</u> L 月 7 間 成 + 1 12 な 八 お 年 いく 1 こと。 厚 7 生 療 労 担 働 規 省 則 告 及 示 び 第 薬 担 百 七 規 号) 則 並 第 び に 三 療 12 規 担 定 基
- $\equiv$ < 高 検 齢 地 査 者 方 等 厚  $\mathcal{O}$ 生  $\mathcal{O}$ 医 結 療 局 果 長  $\mathcal{O}$ 等 確 診 12 保 療 12 対 関 内 L 容 7 す 当 又 る は 該 法 診 律 届 療 出 昭 報 を 行 膕 和 う 五  $\mathcal{O}$ 請 前 +求 六 七 月 に 年 関 間 法 律 12 し、 第 お 不 八 1 正 + て、 · 号 ) 又 は 健 第 不 康 当 七 保 十 二 な 険 行 法 為 第 条 が 第 七 認 + <del>---</del> 8 項 八 条 5  $\mathcal{O}$ れ 規 第 たこ 定 12 項 とが 基 及 づ び
- 几 潍 及 地 び 方 厚 医 生 師 等 局 長  $\mathcal{O}$ 等 員 に 数 対  $\mathcal{O}$ L 基 準 7 当 並 該 び に 届 出 入 院 を 基 行 う 本 時 料 点  $\mathcal{O}$ 算 に 定 お 方 1 法 て、 平 厚 成 生 十 労 働 八 大 年 厚 臣 生  $\mathcal{O}$ 労 定  $\Diamond$ 働 省 る 告 入 院 示 第 患 者 百 数 兀 号  $\mathcal{O}$ 基

な

7

こと。

に 規 定 す る入院患者数 の基 準に 該当する保 険医 療機 関 又 は医 師 等  $\mathcal{O}$ 員数の 基 準に該当する保険 医

療機関でないこと。

## 第三 医学管理等

一特定疾患療養管理料に規定する疾患

平 成二十七 年 総 務省告示 第三十 五. 号 ( 統 計法第二十八条 の規定に基づき、 疾病、 傷 害 及 び 死因

に . 関 する 分 類 を定 8) る 件  $\mathcal{O}$ 6 (1) 基本 分類表」(以下 「分類表」という。 )に規定する 疾病

のうち別表第一に掲げる疾病

 $\mathcal{O}$ 特 定 疾 患 療 養 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 5 に 規 定 です る 施 設 基 潍

情 報 通 信 機 器 を 用 1 た 診 療 を行 うに つき十分な体 制 が 整備され てい ること。

特定 疾 患 治 療 管 理 料料 に 規 定 する 施設 基 準 築

(1) ウ 1 ル ス 疾 患 指 導 料 0) 注 2 に 規 定 す Ź 施 設 基 潍

イ 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に . 当 該 療 養 を行うに つき十分な 経 験 を 有 す る 専 任  $\mathcal{O}$ 医 師 が 配 置 さ れ 7

いること。

口 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に当該 療 養 を行うに つき十分な経 一験を 有 する専 任  $\mathcal{O}$ 看 護 師 が 配 置され

ていること。

ハ 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に当該 療 養を行うに つき必要な専 任  $\mathcal{O}$ 薬剤 師 が 配 置され て **,** \ ること。

二 当 該 療養を行うにつき十分な体 . 制 が. 整備され ていること。

ホ 当 該 療 養 を行うに 0 き十 . 分 な 構 造 設 備 を 有 L て ること。

(1)  $\mathcal{O}$ 2 ウ 1 ル ス 疾患 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 3 に 規 定 す る 施 設 基 進

情 報 通 信 機器 を用 7 た 診 療を 行うに つき十分な 体 制 が 整備されていること。

② 特定薬剤治療管理料1の対象患者

別表第二の一に掲げる患者

 $\mathcal{O}$ 2 小 児 特 定 疾 患 力 ウ ン セ リン グ 料  $\mathcal{O}$ 対

象

患

(2)

別表第二の二に掲げる患者

(2) 0 3 小 児 科 療 養 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 6 に . 規 定する施 設 基 潍

情 報 通 信 機器 を用 V) た 診 療を行うにつき十分な体 制 が整備されていること。

(2)  $\mathcal{O}$ 4 て W か  $\lambda$ 指 導 料 0) 注 6 に · 規定 す る 施 設 基 潍

情 報 通 信 機 器 を 用 1 た 診 療 を 行う に つき十分な 体 制 が 整 備 され てい ること。

③ 難病外来指導管理料の対象疾患

難 病  $\mathcal{O}$ 患 者 に 対する医 療等に 関する法律 平 成二十六年法律第五十号) 第五 条 第 項に 規 規 定

する指 定 難 病 同 法 第七 条 第四 頃に 規定す る 医 療受給者 証 を交付され てい る患 者 (同 条 第 項

各号に 規 定 す る 特定 医 療 費  $\mathcal{O}$ 支 給認定に 係 る 基準 を満たすも 0 として診断 を受け たも 0 を含い む

に 係 る Ł  $\mathcal{O}$ に 限 る。 そ 0 他こ れ に 準 ず る疾 患

(3) $\mathcal{O}$ 2 難 病 外 来 指 導 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 6 に 規 定 す る 施 設 基 潍

情 報 通 信 機 器 を 用 1 た 診 療 を 行 う に つ き十 分 な 体 制 が 整 備 さ れ てい ること。

(4) 皮 膚 科 特 定 疾 患 指 獐 管 理 料 (I)  $\mathcal{O}$ 対 象 疾 患

分 類 表 に · 規定 する 疾 病  $\mathcal{O}$ う 5 別 表 第二 0 兀 に · 掲 げ る疾病

(5) 皮 膚 科 特 定 疾 患 指 導 管 理 料  $\mathcal{O}$ 対 象 疾 患

分 類 表 に 規 定 す る 疾 病  $\mathcal{O}$ う 5 別 表 第二  $\mathcal{O}$ 五 に 撂 げ

る

疾

病

 $\mathcal{O}$ 2 皮 膚 科 特 定 疾 患 指 導 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 4 12 規 定 す る 施 設 基 淮

(5)

情 報 通 信 機 器 を 用 1 た 診 療 を 行 うに つき十二 分 な 体 制 が 整 備 さ れ てい ること。

(6) 外 来 栄 養 食 事 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 2 に · 規定 する施設 基 潍

イ 連 携 充 実 加 算 に 係 る 届 出 を 行 0 7 7 る 保 険 医 療 機 関 で あ ること。

口 外 来 化 学 療 法 を 実 施 L て 7 る 悪 性 腫 瘍  $\mathcal{O}$ 患 者 に 対 す る 栄 養 食 事 指 導 を 行うに つき、 + 分な

体制が確保されていること。

(6)  $\mathcal{O}$ 2 外 来 栄 養 食 事 指 導 料 . 及び 入 院 栄 養 食 事 指 導 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

疾 病 治 療  $\mathcal{O}$ 直 接 手 段とし て、 医 師  $\mathcal{O}$ 発 行 す Ś 食 事 箋 E 基 づ き提 供 さ れ た 適 切 な栄 養 量 及 び 内

容 を 有 する 別 表 第三に 掲 げ る特 別 食 を 必 要とする 患 者、 が  $\lambda$ 患 者、 摂 食 機 能 若 L < は 悪えん 下 機能

が 低 下し た患者 又は低栄養状態 に . あ る患 者

(6)  $\mathcal{O}$ 2 0) 2 外 来 栄 養 食 事 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 3 に 規 定 す る 施 設 基 準

分な 悪 経 性 験 腫 を有す 瘍  $\mathcal{O}$ 患 る専 者  $\mathcal{O}$ 任 栄  $\mathcal{O}$ 養 常 管 勤 理 に  $\mathcal{O}$ 管 係 理栄養 る 専 門 士  $\mathcal{O}$ が 研 配置 修 を されてい 修 了 当 該 ること。 患者  $\mathcal{O}$ 栄養 管理 を行うにつき十

(6) 0) 3 集団 1栄養 食事 指 導 料 に規定す る特 別 食

疾 病 治 療 0 直 接手 段とし て、 医師 0 発 行する食事 箋に基づき提供された適切な栄養量及び内

容 を 有 す る 別 表 第三に 撂 げ る特 別 食

(6)  $\mathcal{O}$ 4 心 臟 ~° ] ス メ ] 力 1 指 導 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 4 に規 定 す Ś 施設 基 潍

当 該 療養を行うに つき十分な体 制 が 整 備されていること。

 $\mathcal{O}$ 5 心 臓 ~° ] - スメ 1 力 ] 指導管理料 の注5に規定する施設 基 準

(6)

1

心

臓

植

込

型

一電気

デ

バ

1

ス

0

管

理を行うに

つき必要な

体

制

が

整

備

さ

れ

て

( )

ること。

口 循 環 器 疾 患  $\mathcal{O}$ 診 療 に 0 き十 分 な 経 験 を有 する常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 が 配 置され 7

(7) 高 度 難 聴 指 導 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

次  $\mathcal{O}$ V) ず h か に該 当すること。

1 人 工 内 耳 植 込術  $\mathcal{O}$ 施 設基準を満たしていること。

口 当該 療 養を行うにつき十分な経験を有する常勤  $\widehat{\mathcal{O}}$ 医 師 が 耳 鼻咽 喉 科 に配置されていること。

- (7) 0 2 慢 性 維持 透析 患者 外 来医学管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 3 に 規 定する腎 代替 療法実績加算 の施 設基 潍
- イ 腎 代 替 療 法 を行 う に 0 き十 分な 説 明 を 行 0 7 1 ること。
- 口 腎 代 替 療 法 を行 う に 0 き必 要な 実 績 を 有 L て V) ること。
- (8) 喘が 息 治 療 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 2 に 規 定 す る 施 設 基 潍

イ 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 専 任  $\mathcal{O}$ 看 護 師 又 は 准 看 護 師 ( 以 下 看 護職 員 という。 が 常 時

人以上配置されていること。

口 喘が 息 治 療 管 理 を 行 うに つき 必 要 な 器 械 器 具 が

具

備

さ

れ

7

7

ること。

ノヽ 緊 急 時  $\mathcal{O}$ 入 院 体 制 が 確 保 さ れ 7 1 ること。

(8)

 $\mathcal{O}$ 

2

小

児

悪

性

腫

瘍

患

者

指

導

管

理

料

 $\mathcal{O}$ 

注

5

に

規

定

す

る

施

設

基

潍

情 報 通 信 機 器 を用 1 た 診 療 を行う に つき十分な 体 制 が 整 備 され ていること。

(9) 糖尿病合併症管理料の施設基準

イ 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 糖 尿 病 足 病 変  $\mathcal{O}$ 指 導 を 担 当 す る 専 任  $\mathcal{O}$ 常 勤 医 師 **当** 該 指 導 12 0 1 7

相 当 な 経 験 を 有 す る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。 が 配 置 さ れ て 1 ること。

口 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 糖 尿 病 足 病 変  $\mathcal{O}$ 指 導 を担 当する専任  $\mathcal{O}$ 看 護 師 当 該 指 導 に 0 1 7 相

当 な 経 験を 有 Ļ か 当 該 指 導に係る研修を受けたものに 限 る。 が 配置されて いること。

(10)耳 鼻 咽 喉 科 特 定 疾 患 指 導 管 理 料  $\mathcal{O}$ 対象患者

十 五. 歳 未 満  $\mathcal{O}$ 滲ん 出 性 中 耳 炎 ( 疾 患  $\mathcal{O}$ 反 復 R 遷 延 が み 6 れ る Ł  $\mathcal{O}$ に 限 る。  $\mathcal{O}$ 患 者

(11)が  $\lambda$ 性 疼さ 痛 緩 和 指 獐 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

該 保 険 医 療 機 関 内 に 緩 和 ケ ア を担 一当す Ź 医 師 (歯 科 医 療 を 担 . 当 す る保 険 医 療 機 関 に あ って

(11) $\mathcal{O}$ は、 2 師 が W 又 は 性 疼き 歯 痛 科 医 緩 和 師 指 導 緩 管理 和 ケ 料 アに係る研修を受けたも  $\mathcal{O}$ 注 3 に 規定する施 設 基  $\mathcal{O}$ 潍 に 限 が 配 置 れ V

る。

さ

7

ること。

医

情 報 通 信 機 器 を 用 1 た 診 療 を 行うに 0 き十二 -分な 体 制 が

整

備

され

ていること。

(12)が W 患 者 指 導 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等

イ が  $\lambda$ 患 者 指 導 管 理 料  $\mathcal{O}$ 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 が W 患 者 12 対 L 7 指 導 管 理 を 行 う に つ き十 分 な 体 制 が 整 備 され

てい

ること。

2 当 該 保 険 医 療 機 関 に お 1 て、 適 切 な 意 思 決 定支 援 に 関 す る指 針 を定 めていること。

が W 患 者 指 導 管 理 料  $\mathcal{O}$ 口 か 5 = ま で  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

口

イ  $\mathcal{O}$ 1 を 満 た す Ł  $\mathcal{O}$ で あ る

ハ が ん 患 者 指 導 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 4 に 規 定 す る 患 者

乳 癌が 卵 巣 瘧がん 又 は 卵 管 癌が と診 断 さ れ た 患 者  $\mathcal{O}$ う ち、 遺伝 性 乳 **売**が 卵 巣 癌が 症 候 群が 疑 わ れ る患

者

二 が  $\lambda$ 患 者 指 導 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 7 に 規 定 す る 施 設 基 準

(13)外 来 緩 和 ケ ア 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等

情

報

通

信

機器を用

7

た診療を行うにつき十分な体

制

が

整備されていること。

イ 外 来 緩 和 ケ ア 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 1 に 規 定 す Ź 施 設 基 潍

1 緩 和 ケ T 診 療 を行うにつき十分な 体 制 が 整 備 され ていること。

2 当該 体 制 に お 7 て、 身体 症 状 0 緩 和を 担当する 医 師、 精 神 症 状 0 緩 和を担当する医師

口 外 来 緩 和 ケ ア 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 4 に 規 定す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 地 域

緩

和

ケ

ア

に

. 関す

る

相

当

0

経

験

を有する看

護師

及

び

薬

剤

師

が

適

切

に

配

置

されていること。

げ

る

基 本 診 療 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等 平 成二十 · 年 厚 生労 働 省 告 示 第六十二号) 別 表第 六の二に 撂

地域

外来緩和ケア管理料の注4に規定する施設基準

1 生労 定 病 棟 機 働 を 能 般 有す 省 病 病 院 告 棟 る病 示 入 院 及 第 び 院 基 五. 許 を除 + 本 可 九 料 病 < 号) 床 ( 急 数 第 が 性 で 期 兀 号ただ あること。 百 \_\_ 床 般 以 入 院 Ĺ L 料 書  $\mathcal{O}$ . 1 を除 に 病 規 院 定 並 す < び に る 別 診 を算定す に 療 厚 報 生 膕 労  $\mathcal{O}$ んる病 算 働 大 定 棟 臣 方 が を 法 有 指 平 定 す す 成 る る病 病 <u>二</u> 十 院 院 年 特 厚  $\mathcal{O}$ 

2 緩 和 ケア 診療 を行うにつき必 要な体制 が 整 備されていること。

= 外 来 緩 和ケア管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 5 に 規 定す る 施 設 基 準

情 報 通 信 機 器を 用 1 た診 療 を行うに 0 き十分な体 制 が 整 一備され ていること。

(14)移 植 後 患 者 指 導 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 移 植 後 患 者 指 導 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 1 に 規 定 す る 施 設 基

進

- 1 当 該 療 養 を行 う に 0 き十 分 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 1 ること。
- 2 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 当 該 療 養 を 行 5 ĺζ 0 き十 分 な経 験 を有 す ,る専任 の常 勤 医 師 が 配 置
- 3 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 当 該 療 養 を 行う ĺZ 0 き十 分 な 経 験 を 有 す る 専 任  $\mathcal{O}$ 常 勤 看 護 師 臓
- 4 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 常 勤  $\mathcal{O}$ 薬 剤 師 が 配 置 さ れ 7 1 ること。

器

移

植

又

は

造

血.

幹

細

胞

移

植

に

係

る

研

修

を

受

け

た

t

 $\mathcal{O}$ 

に

限

る。

が

配

置

さ

れ

7

1

ること。

さ

れ

て

7

る

口 移 植 後 患 者 指 導 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 3 に 規定 す る 施 設 基 進

情 報 通 信 機 器 を 用 1 た 診 療 を 行うに つ き 十 ·分な: 体 制 が 整 備さ れ て いること。

(15)糖 尿 病 透 析 予 防 指 導 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 筡

1 糖 尿 病 透 析 子 防 指 導 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 1 に 規 定 す る 施 設 基 潍

- 1 当 該 療 養 を行 う 12 0 き十 分 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 1 ること。
- 2 看 護 当 師 該 保 又 は 険 保 医 健 療 師 機 関 並 内 び に に 管 糖 理 尿 栄 病 養 に 士 関 が す る 適 指 切 導 に に 配 置 0 さ *\* \ れ て てい 十分な経験を有 ること。 する専任 (T) 医 師 及び

糖 尿 病 透 析 予 防 指 導 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 1 に 規 定 す Ź 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 者

口

透 析 を 要 す る 状 態 とな ること を 予 防 す る た 8 に 重 点 的 な 指 導 管 理 を 要 す る 患 者

ノヽ 糖 尿 病 透 析 予 防 指 導 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 4 12 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 地 域

基 本 診 療 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍 等 別 表 第 六  $\mathcal{O}$ に 掲 げ る 地 域

二 糖 尿 病 透 析 子 防 指 導 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 4 に 規 定 す る 施 設 基 潍

1 定 12 機 規 定 能 般 す 病 病 る 院 棟 别 入 及 院 U 12 許 基 厚 本 生 可 労 料 病 働 床 急 数 大 性 臣 が 期 が 兀 指 百 床 定 般 す 入 以 院 る 上 病 料  $\mathcal{O}$ 院 病 1 を 院  $\mathcal{O}$ 除 病 並 く。 棟 び に を 有 診 す を 療 る 報 算 定す 病 膕 院  $\mathcal{O}$ Ź を 算 除 定 病 方 棟 を 法 有 第 す で 号 る あること。 た 病 だ 院 L 書 特

2 当 該 療 養 を 行 う に 0 き必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 1 ること。

当 糖 該 尿 療 病 養 透 析 12 予 0 防 1 て、 指 導 管 相 当 理 料  $\mathcal{O}$ 実  $\mathcal{O}$ 績 注 を 5 有 に 規 L て 定 す 7 ること。 る 施 設 基 準

ホ

糖 尿 病 透 析 予 防 指 導 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 6 12 規 定 す る 施 設 基 進

情 報 通 信 機 器 を 用 1 た 診 療 を 行 う に 0 き + 分 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 1 る

小 児 運 動 器 疾 患 指 導 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(16)

イ 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 当 該 療 養 を 行 うに つき十分な経 験 を 有 す Ź 整 形 外 科を担 <u>7</u>当す る常勤

の医師が配置されていること。

- 口 当 該 療 養を行うにつ き必 要な 体 制 が 整 備 され ていること。
- (17)乳 腺 炎 重 症 化 予 防 ケ ア 指 導 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

る 医 師 が 配 置 さ れ 7 1 ること。 イ

当

該

保

険

医

療

機

関

内

に

乳

腺

炎

に

係

る

包

括

的

な

ケ

ア

及

び 指 導

を行うに

つき十分

な

経

験 を

有 す

口 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 乳腺炎に係る包括的なケア及び指導を行うにつき十分な経験を有す

る 専 任  $\mathcal{O}$ 助 産 師 が 配置 さ れ 7 **,** \ ること。

(18)婦 人 科 特 定 疾 患 治 療 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

イ 婦 人 科 又 は 産 婦 人 科 を 標 榜が す る 保 険 医 療 機 関 で あ

口 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 婦 人 科 疾 患  $\mathcal{O}$ 診 療 を行 うに つき十分な経験を有する医 師 が 配 置され

ること。

7 *(* ) ること。

腎 代 替 療 法 指 導 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等

(19)

イ 腎 代 替 療 法 指 導 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

1

当

該

療

法

を行

う

に

0

き十

分

な

体

制

が

整

備

さ

れ

て

いること。

- 2 当 該 療 法 を行 うに つ き必 要 な 実 績 を 有 して V) ること。
- 3 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 当 該 療 養 を 行うにつき十分な経験を有する腎 臓 内 科を担当する常

勤

 $\mathcal{O}$ 

医

師

が

配

置

さ

れ

7

*\* \

ること。

4 当 該 保険 医 療 機関内 に . 腎 臟 病 に 関 する指導に つ いて十分な経験を有する看護師 が 適 切に

配 置 さ れ 7 7 ること。

- 口 腎 代 替 療 法 指 導 管 理 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者
- 1 腎 代 替 療 法  $\mathcal{O}$ 指 導 管 理 を 要す る慢性 腎 臓 病 0 患

者

2 急速 に . 腎 機 能 が 低 下 L て お り、 腎 代替 療 法  $\mathcal{O}$ 指 導管理を要する患者

ハ 腎 .代替 療法 1指導 管 理 料 0 注 3 12 規定する 施 設 基 潍

般 不 妊 治 療 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(20)

情

報

通

信

機

器

を

用

1

た

診

療

を

行

う

に

つ

き十

分

な

体

制

が 整

備さ

れ

て

7

ること。

1 産 科、 婦 人 科、 産 婦 人 科 又 は 泌 尿器 科を標榜する保険 医療機関であること。

当該 保 険 医 療機 関内 に 般 不妊治療を行うにつき十分な経験 を有する医師が 配 置され てい

ること。

口

ハ 般不妊 治 療 を 行う ĺ つ き必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ ていること。

二 般 不 妊 治 療 を 行 · う ĺ 0 き 必 要 な 実 績 を 有 て 7 ること。

生 殖 補 助 医 療 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(21)

イ 生 殖 補 助 医 療管 理 料 1 0) 施 設 基 潍

1 産 科、 婦 人科、 産 婦 人 科 又 は 泌 尿 器 科 を標 榜ら す る保 険 医 療 機 関 であること。

- 2 当該 保険 医療 機関内に生殖補助医療を行うにつき十分な経験を有する医師が配置されて
- いること。
- 3 生殖 補 助 医 療 を行うにつき十分な 体 制 が 整 備 され ていること。
- 4 生殖 補 助 医 療 を行うにつき必 要な構 造 2設備 だを有 Ü ていること。

ロ 生殖補助医療管理料2の施設基準

- ① イの①、②及び④を満たすものであること。

二次性骨折予防継続管理料の施設基準

(22)

2

生

殖

補

助

医

療

を行うにつ

き必

要な

体

制

が

整

備

され

ていること。

イ 二次性骨折予防継続管理料1の施設基準

- 1 骨 粗 .—しよう 症 の診療を行うにつき十分な体 制 が整備されていること。
- 2 当該 体 制に おい て、 骨粗鬆う 症の診療を担当する医師、 看護師 及び 薬 剤 師 が 適 切 に 配 置

されていること。

3 院基本 る保 険医 般 料 病 療 棟 機関 入院 般 病 基 であること。 棟 本 料 に 又は七 限 る。 対 \_\_\_ 又 入院基 は 専 '門病院 本料 若 入院基本料に L Š は + 対 限 入院 る。 基本 に係る届出 . 料 特 定 [を行 機 能 って 病 院

入

二次 性 骨 折 予 防 継 続 管 理 料 2 0 施 設 基 準

口

- 1 1  $\mathcal{O}$ 1 及 び ② )を満 た たす É  $\mathcal{O}$ で あること。
- 2 回 復 期 IJ ノヽ ピ リテ ] シ 日 病 棟 入 院 料 又 は 地 域 包 括 ケア 病 棟 入 院 料 に 係 る届 出 を 行 0 て

二次性 1 る 保 険 折 医 予 療 機 関 続 で 管 あ 理 ること。 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 淮

3

骨 防 継

イ 0 1 及 人び②を 満 たす Ł 0 で あ ること。

(23)1 ア レ 当 ル 該 ギ 保 ] 険 医 性 療 鼻 炎 機 免 関 内 疫 に当 療 法 該 治 療管 療 養 を行 理 料 うに に 関 つき十二 す る 施 分な経 設 基 準 験 を 有 す る 常 勤  $\mathcal{O}$ 医

師

が

配

置

さ れ

7

口 当 該 療 養を行うに つ き必 要な体 制 が 整 備 され てい ること。

11

ること。

(24)下 肢 創 傷 処 置 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 膚 科、 当 該 保 外 険 科 医 療 心 臓 機 関 血 管 内 に 外 科 当 又 該 は 療 養 循 を行 環 器 らに 内 科 を担 つ き 十 当 分なり す る 常 経 験 勤 を  $\mathcal{O}$ 有 医 す 師 る が 整 配 置 形 さ 外 科、 れ て 形 7 ること。 成 外 科、 皮

口 当 該 療 養 を 行 う に 0 き 必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ て 1 ること。

 $\equiv$ 小 児 科 外 来 診 療 料  $\mathcal{O}$ 注 2 に 規 定 す る 厚生 労 働 大 臣 が 定 め る薬 剤

パ IJ ピ ズ 7 ブ

三 の 二 小 児 科外 来 診 療 料  $\mathcal{O}$ 注 4 に 規 規 定 する・ 小 児抗 菌 薬 適 正 使 用 支 援 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

(1)抗 菌薬 の適正 な使用を推進するための体制 が整備されていること。

(2)当 該 保 険 医 療 機 関 が 病 院  $\mathcal{O}$ 場 合に、 あっ ては、 デー タ 提出 加算2に係る届出を行 0 ていること。

兀 地 域 連 携 小 児 夜 間 休 日 診 療 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍 等

(1) 地 域 連 携 小 児 夜 間 • 休 日 診 療 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

イ

地

域

連

携

小

,児夜

間

•

休

日

診

療

料

1

0)

施

設

基準

1 り、 午 す Ź 当 該 前 六 保 六 保 時 歳 険 ま 未 医 険 で 満 医 及 療 び  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 時 小 当 機 間 児 該 関 保 に を を *\* \ 険 夜 お う。 間 医 *(* ) て、 療 以 (2) 機 下 に 関 別 同 を 0) 規 定す ľ 保険 主 た る時 る勤 医 に 診 療 間 務 機関を主たる勤 を 療することが 先とする専 1 う。 5 できる体 休 務先とする専ら小 小 児 日 科を 又 は 制 深 担 当 が 夜 整 す 午 備 る さ 児科を 後 保 れ + 険 て 時 医 1 に 担 カン 当 る ょ 5

② 地域医療との連携体制が確保されていること。

3 小 児 夜 間 休 日 診 療 を 行 う É 0 き十分、 な体 制 が 整 備 され 7 V ること。

4 小 児 夜 間 休 日 診 療 を行 うに つき十分 な構 造 設 備 を 有 L て *\*\ ること。

⑤ 緊急時の入院体制が整備されていること。

口 地 域 連 携 小 児 夜 間 休 日 診 療 料 2 0) 施 設 基

1 当 該 保 険 医 療 機 関 に お *\*\ て、 専ら 小 児 科 を 担 当す る 保 険 医 が 常 時 人以 Ĺ 配 置 ー さ れ て 1

潍

2 り、 す 当 る 保 該 六 歳 険 保 未 医 険 満 医 及 び  $\mathcal{O}$ 療 小 当 機 児 該 関 を二十 保 12 険 お 医 1 て、 兀 療 時 機 関 間 別 診 を  $\mathcal{O}$ 療す 主 保 た 険 ることが る勤 医 療 務 機 先 関 できる とする を 主 た 専 る 体 制 勤 5 が 小 務 整 児 先 とす 備 科 さ を 担 る れ 当 て 専 す 5 7 ること。 る 小 保 児 険 科 医 を に 担 当 ょ

- 3 地 域 医 療 کے 0 連 携 体 制 が 確 保 され てい
- ること。
- (5) 緊 急 時  $\mathcal{O}$ 入 院 体 制 が 整 一備 さ れ てい ること。

4

小

児

夜

間

休

日

診

療

を行

うに

つき十分な構

造

設

備

を

有

L

てい

ること。

(2) 地 域 連 携 小 児 夜 間 休 日 診 療 料 に 規 定 す る 時 間

応 需 当 該  $\mathcal{O}$ 態 地 勢 域 を に 再 お 開 1 て するま 般 で  $\mathcal{O}$ 0) 保 時 険 間 医 療 (深 機 夜 関 及び が お 休日 お む を除く。 ね 診 療応 需  $\mathcal{O}$ 態 勢を解除 した後、 翌 日 に診

療

 $\mathcal{O}$ 乳 幼 児 育 児 栄 養 指 導 料 0) 注 2 に 規定 す る 施 設 基 進

几

情 報 通 信 機 器 を 用 1 た 診 療 を 行 う に 0 き十 分 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 7 ること。

匹 の 三 地 域 連 携 夜 間 • 休 日 診 療 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍 等

(1)地 域 連 携 夜 間 • 休 日 診 療 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

1 医 療 該 機 関 保 を主 険 医 たる 療 機 勤 関 務 に 先とする お 7 て、 保 別 険  $\mathcal{O}$ 保 医 に 険 ょ 医 り、 療 機 関 夜 を主 間 (2) た てる勤 に 規定す 務 先とする る時 間 保 を 険 1 う。 医 及 び 当 該 休 保 日 険 又

は深夜に診療することができる体制が整備されていること。

- 口 地 域 医 療 と  $\mathcal{O}$ 連 携 体 制 が 確 保 さ れ て 1 ること。
- ハ 夜 間 休 日 診 療 を 行 うに 0 き十 分な 体 制 が 整 備 され て ζ`\ ること。
- 二 夜 間 休 日 診 療 を行うにつき十分な構造 設 備 を 有 L 7 いること。

ホ 緊急時の入院体制が整備されていること。

(2) 地 域 連 携 夜 間 休 日 診 療 料 に . 規 定 す る 時 間

当 該 地 域 に お 1 て 般  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 が お お む ね 診 療 応 需  $\mathcal{O}$ 態 勢を 解 除 L た 後、 갶 日 に

診

療

応 需  $\mathcal{O}$ 態 勢 を 再 開 す る ま で 0) 時 間 深 夜 及 び 休 日 を 除

兀  $\mathcal{O}$ 兀 院 内 1 IJ T ジ 実 施 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等

(1)院 内 } IJ ア ] ジ 実 施 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 院 内 1 IJ ア ジ を行うにつき十分な 体 制 が 整 備 され ていること。

口 院 内  $\vdash$ IJ ア ] ジ  $\mathcal{O}$ 実施 基準を定め、 当 該保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 見 やすい 場 所 に · 掲 示 L 7 ること。

(2) 院 内 1 IJ ア ジ 実施 料 に 規定 す Ź 時 間

当 該 地 域 E お 1 て 般  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 が お お む ね 診 療応 需  $\mathcal{O}$ 態勢を解除 した後、 翌 日 12 診 療

応 需  $\mathcal{O}$ 態 勢 を 再 開 す るま で 0) 時 間 深 夜 及 び 休 日 を除く。

兀  $\mathcal{O}$ 五. 夜 間 休 日 救 急 搬 送 医 . 学 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等

① 夜間休日救急搬送医学管理料の施設基準

休 日 及 75 夜 間 に お け る 救 急 医 療  $\mathcal{O}$ 確 保  $\mathcal{O}$ た  $\otimes$ 0) 診 療 を 行 0 て 7 ること。

(2) 夜 間 休 日 救 急 搬 送 医 学 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 3 に 規 定 す る 救 急 搬 送 看 護 体 制 加 算 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

イ 救急搬送について、十分な実績を有していること。

口 救 急 患 者 の受入れを担当す る専 任  $\mathcal{O}$ 看護 師 が 複数名配置され てい ること。

1 救 急 搬 送に 0 *\* \ て、 相 当  $\mathcal{O}$ 実 績 を 有 L て 7 ること。

(3)

夜

間

休

日

救

急

搬

送

医学

管

理

料

 $\mathcal{O}$ 

注

3

に

規定

す

る

救

急

搬

送

看

護

体

制

加

算

2

0

施

設

基

潍

口

救

急

患

者

 $\mathcal{O}$ 

受入

れ

を

担当す

る

専

任

 $\mathcal{O}$ 

看

護

師

が

配

置

さ

れ

7

1

ること。

兀  $\mathcal{O}$ 六 外 来 IJ ハ ピ リテ シ 彐 ン 診 療 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1)理 学 療 法 士, 作業 療 法 士 等が 適 切 に 配 置され ていること。

(2) IJ ハビ リテ ] シ 日 ン を 適 切 に 実 施 す る た め 0 + 分 な体 制が 確 保 さ れ て 7 ること。

兀  $\mathcal{O}$ 七 外 来 放 射 線 照 射 診 療 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 淮

(1)放 射 線 治 療 を 行 う に つ き 必 要 な 医 師 看 護 師 及 び 診 療 放 射 線 技 師 等 が 適 切 に 配 置 さ れ て 7 る

こと。

(2) 緊急: 時 に お け る放射線 治 療を 担 . 当 する 医 師 との 連絡体制等放射 線治 [療を 適切 に実 施 するため

の十分な体制が確保されていること。

四の八 地域包括診療料の施設

基

準

(1) 地域包括診療料1の施設基準

イ 当 該 保 険 医 療 機 関 に お 1 て、 脂 質 異 常 症 高 血 圧 症、 糖 尿 病、 慢 性 心 不 全、 慢 性 腎 臓 病

慢 性 維 持 透 析 を行 0 7 1 な 1 ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。 又 は 認 知 症 0 う ちニ 以 上  $\mathcal{O}$ 疾 患を 有 す る患 者 に

対 L て、 療 養 上 必 要 な 指 導等を 行うにつき必要な 体 制 が 整 備 され て V ること。

口 往 診 又 は 訪 間 診 療 を 行 つ て **,** \ る 患 者  $\mathcal{O}$ うち、 継 続 的 に 外 来診 療を行っていた患者が一 定数

いること。

ノヽ 地 域包 括診 療 加 算 0) 届 出 を 行 0 7 7 な いこと。

② 地域包括診療料2の施設基準

①のイ及びハを満たすものであること。

兀  $\mathcal{O}$ 八  $\mathcal{O}$ 認 知 症 地 域 包 括 診 療 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1)認 知 症 地 域 包 括 診 療 料 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

地 域 包 括 診 療 料 1 に 係 る 届 出 を 行 0 7 1 る 保 険 医 療 機 関 で あること。

(2)認 知 症 地 域 包 括 診 療 料 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

地 域 包 括 診 療 料 2 に 係 る 届 出 を 行 0 て *\* \ る 保 険 医 療 機関 であること。

兀  $\mathcal{O}$ 八  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 小 児 カコ カン り 0 け 診 療 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍 築

(1) 小 児 カゝ カゝ り 0 け 診 療 料 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

イ 小 児 科 を 標 榜が す る 保 険 医 療 機 関 で あ ること。

口 当 該 保 険 医 療 機 関 に お 1 て 小 児  $\mathcal{O}$ 患者  $\mathcal{O}$ か か り つ け 医と L 7 療 養 上 一必要 な指 導等 を

う

につき必要な体制が整備されていること。

ハ 当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 表 示する診 療時 間以外の時間において、 患者又はその家族等 か 5 電 話

等 に ょ り 療 養 に関 する 意見を求めら れ た場合に、 十分な対応ができる体 制 が 整 備さ れて 7 る

ح ك

(2) 小 児 カン か り 0 け 診 療 料 2 0 施 設 基 潍

1 (1)  $\mathcal{O}$ 1 及 び 口 を 満 た す ŧ  $\mathcal{O}$ で あ ること。

口 当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 表 示する診 療 時 間以外の時 間に お ζ, て、 患者又はその家族等 か 5 電 話

等 に ょ ŋ 療 養 に関 す る 意 見 を 求め 5 れ た場 一合に、 必 要 な 対 応が できる体 制 が 整 備さ れ 7 7 る

こと

(3) 小 児 カコ カン り 0 け 診 療 料  $\mathcal{O}$ 注 4 に 規 定す る 小 児抗 菌 薬 適 正 使 用 支援加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基準

抗 菌 薬  $\mathcal{O}$ 適 正 な 使 用 を 推 進 しする た 8  $\mathcal{O}$ 体 制 が 整 備 され ていること。

几  $\mathcal{O}$ 八  $\mathcal{O}$ 几 外 来 腫 瘍 化 学 療 法 診 療 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等

(1) 外 来 腫 瘍 化 学 療 法 診 療 料 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 外 来 化学療法及び当該外来化学 療法に伴う副作用等に係る検査又は投薬等を行うにつき十

分な体制が整備されていること。

口 外 来 化 学 療 法 を 行うに つき必要な 機 器 及 び + 分 な 専 用 施 設 を有 L 7 V > ること。

ハ 外 来 化学 療 法  $\mathcal{O}$ 評 価 12 係 る 委員 会を設 置 L て ζ, ること。

② 外来腫瘍化学療法診療料2の施設基準

1 外 来 化学療 法及 び 当 該 外 来 化学 療法 に 伴う副作用等に 係る検査又は投薬等を行うにつき必

要な体制が整備されていること。

ロ(1)の口を満たすものであること。

(3) 外 来 腫 瘍 化 学 療 法 診 療 料  $\mathcal{O}$ 注 1に規定する 厚生労働大臣 が定め る外来化 学療 法

診 療 報 酬  $\mathcal{O}$ 算 定方 法 別 表 第一 医 科診 療 報 酬 点数 表 。 以 下 医医 科 点数 表 という。) 第二 章 · 第

部 注 射 12 · 掲 げ る診 療 に 係 る 費 用 のう 5 次に 掲げ る ŧ のに いつい て、 入院中 の患者以外 (T) 患 者に

対 L て、 抗 悪 性 腫 瘍 剤  $\mathcal{O}$ 投 与 を 行 う 化 学 療 法 六

1 区 . 分番<sup>1</sup> 号 G 0 0 1 に 掲 げ る 静 脈 内 注 射

ロ 区分番号G002に掲げる動脈注射

ハ 区 分番 号 G 0 0 3 にこ 撂 げ る抗 悪 性 腫 瘍 剤 局 所 持 続 注

入

= 区 分 番 号 G 0 O 3 3 に 掲 げ る 肝 動 脈 塞 栓 を 伴 う抗 悪 性 腫 瘍 剤 肝 動 脈 内 注 入

ホ 区 分番 号 G 0 O 4 に 掲 げ る点 滴 注 射

^ 区 分 番 号 G 0 0 5 に 掲 げ る 中 心 静 脈 注 射

区 分 番 号 G に 掲 げ 植 込 型 ル に 中 心 静 脈

1

0

0

6

る

力

テ

テ

ょ

る

注

射

(4)外 来 腫 瘍 化 学 療 法 診 療 料  $\mathcal{O}$ 注 6 に 規定 す る 連 携 充 実 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

1

化

学

療

法

を

実

施

L

7

1

る患

者

 $\mathcal{O}$ 

栄養管

理

を行

5

に

0

き必

要

な

体

制

が 整

備され

ていること。

口 他  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 及 び 保 険 薬 局 لح 0) 連 携 体 制 が 確 保 さ れ 7 いること。

兀  $\mathcal{O}$ 九 生 活 習 慣 病 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 4 に 規 定 す る 施 設 基 潍

(1)外 来 患 者 に 係 る 診 療 内 容 に 関 す る デ タ を 継 続 的 か 0 適 切 に 提 出 するた 8 に 必 要 な 体 制 が 整

備 さ れ て 1 ること。

(2) デ ] タ 提 出 加 算 に 係る届 出 を行っ てい な 1 保 険 医 療 機 関 で あること。

五. = コ チ ン 依 存 症 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等

(1) =コ チ ン 依 存 症 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

イ コ チ ン 依 存 症 管 理 を 適 切 に 実 施 で きる 保 険 医 療 機 関 で あ ること。

口 二 コ チ ン 依 存 症 管 理 料 を 算 定 L た ... 者  $\mathcal{O}$ うち 喫煙 を止 めた ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 割 合等を地方厚生 局 長等

に 報 告 L 7 1 ること。

(2) = コ チン 依 存 症管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 1 に 規 定す る 基 準

該 保険 医 療 機関 に お ける過 去 二 年 間  $\mathcal{O}$ = コ チン 依 存 症 管 理 料  $\mathcal{O}$ 平 均 継 続 口 数 が 二 回 以 上で

あ ること。 ただ 過 去一 年 間 に = コ チ ン 依 存 症 管 理 料  $\mathcal{O}$ 算 定  $\mathcal{O}$ 実 (績を有 L な 1 場 合 は、

限りでない。

五の一の二 療養・就労両立支援指導料の施設基準等

⑴ 療養・就労両立支援指導料の注1に規定する疾患

別表第三の一の二に掲げる疾患

(2)療 養 就 労 両 77 支援 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 3 に 規 定 す る 相 談 支

援

加

算

 $\mathcal{O}$ 

施

設

基

潍

患 者  $\mathcal{O}$ 就 労 と 療 養 に係 る支援 を 行うに 0 き十 分 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 1 ること。

(3) 療 養 就 労 両 立支援指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 5 に 規定する Ś 施 設 基 準

情 報 通 信 機器 を用 V) た 診 療を行うにつき十分な体 制 が 整備され ていること。

五. の 二 開 放 型 病 院 共 同 指 導 料 (I)  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

(1) 病院であること。

(2)当 該 病 院 が 当 該 病 院  $\mathcal{O}$ 存 す Ź 地 域  $\mathcal{O}$ 全て 0) 医 師 又 は 歯 科 医 師  $\mathcal{O}$ 利 用 0 た めに 開 放されてい る

こと。

(3) (2)  $\mathcal{O}$ 目 的  $\mathcal{O}$ た め  $\mathcal{O}$ 専 用  $\mathcal{O}$ 病 床 が 適 切 に 備えられていること。

六 在宅療養支援診療所の施設基準

次のいずれかに該当するものであること。

⑴ 次のいずれの基準にも該当するものであること。

1 保 険 医 療 機 関 で あ る 診 療 所 で あ ること。

口 在 宅 医 療 を 担当する常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 が三名以上配置されていること。

ハ 当 該 診 療所にお 7 て、二十 兀 時 間 「連絡を受ける保険医又は 看 護職員をあら かじ め指定し、

その連絡先を文書で患家に提供していること。

= 当 該 診 療 所 に お 1 て、 患 家  $\mathcal{O}$ 求 め に 応じて、二十 匹 時 間 往 診 が 可 能 な 体 制 を 確 保 往 診

担 医  $\mathcal{O}$ 氏 名 担 . 当 日 等 を文 書 に ょ り 患家 たに提 供 L 7 *\*\ ること。

ホ 当 該 診 療 所にお *\* \ て、 又 は 別 O保険医 療 機関 若 しく は 訪 問 看護 ステ シ 彐 ン との 連 携 に ょ

り、 患家 (T) 求 めに 応じて、 当 該 診 療 所  $\mathcal{O}$ 保 険 医 の 指 示に基づき、 <u>二</u> 十 匹 時 間 訪 間 看 護  $\mathcal{O}$ 提 供

が 可 能 な 体 制 を 確 保 し、 訪 問 看 護  $\mathcal{O}$ 担 当 者 0) 氏 名、 担 . 当 日 等 を文書に ょ り 患 家 に 提 供 L 7 1

ること。

有 床 診 療 所 に あ 0 て は当該 診 療 所 12 お 7 て、 無 床 診 療 所 に あ って は 別 0 保 険 医 療 機 関 との

連 携 に ょ り、 緊急 時 に在宅で 0 療 養 を行 0 てい る患者 が · 入院 できる病床 を常 に 確 保 受入

医 療 機 関 0 名 称等 をあ 5 か じ め 地 方 厚生 局 長 (等 に . 届 け 出 て *(* ) ること。

1 連 携 す る 保 険 医 療 機 関 又 は 訪 問 看 護 ス テ 1 シ 彐 ン に お 1 て 緊急: 時 に 円 滑 な 対 応 が できるよ

う、 あら かじめ患家の同意を得て、その療養等に必要な情報を文書で当該保険医 療機関 又は

訪問看護ステーションに提供できる体制をとっていること。

チ 患者 に 関 す る診 療 記 録管理を行うに つき必要な体 . 制 が 整備されていること。

IJ 当 該 地 域に おい て、 他  $\mathcal{O}$ 保 健医 療 サ ] ピ ス 及 び 福祉 サ ĺ ピ スとの 連 携 調整を担当する者と

連携していること。

ヌ 定 期的 に、 在 宅 看取り数等を地方厚生 启 長等に報告していること。

ヲ 主とし て往 . |診 又 は 訪 問診 療 を実 施する診 療 所 に あ って は 次 0 *(* ) ず 'n にも該当するも ので

あること。

ル

緊

急

 $\mathcal{O}$ 

往診

及び

在宅

に

お

け

る看

取

り等に

つい

て、

相

当の

実

績

を有

て

ること。

1 他の保険医療機関から文書による紹介を受けた患者の訪問診療について、 相当の実績を

有していること。

② 看取り等について、十分な実績を有していること。

3 施設 入居 者等 以外  $\mathcal{O}$ 患者  $\mathcal{O}$ 診 療 及 Ţ 重 症  $\mathcal{O}$ 患者  $\mathcal{O}$ 診 療 につい て、 相当の実績 を有 してい

ること。

ワ 当該 診療所にお いて、 適切な意思決定支援に関する指針を定めていること。

(2) 他  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 念診 療 所又 は許 可病 床 数が二百床 (基本診 療 料 0 施 設 基準等別 表第六の二

お 12 · 掲 け げ る Ź 在 地 宅 療 域 に 養  $\mathcal{O}$ 所在する保 支 援 に 係 険 る 連 医 療 携 体 機 関 制 を に あ 構 って 築 L は 二 7 1 百 る 保 八 + 険 床) 医 療 機 未満 関  $\mathcal{O}$ で 病院 あ る に限 診 療 る。 所 で あ لح 0 地 て 域 に 次

 $\mathcal{O}$ V ず れ  $\mathcal{O}$ 基 準 に ŧ 該 当 す る Ł  $\mathcal{O}$ で あ ること。

常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 が 合 わ せて三名 以 上 配 置され 7 V ること。

イ

当

該

診

療

所

及び

当該

連

携

体

制

を

構

成する他

0

保

険

医

療

機

関

に

お

*\*\

て、

在宅

医

療

を担

. 当

す

る

口 当 該 連 携 体 制を 構 成 す る 他 0 保 険 医 療 機 関 لح  $\mathcal{O}$ 連 携 に ょ り、二十 兀 時 間 連 絡を受け る 保 険

医 又 は 看 護 職 員 を あ 5 カン ľ 8 指 定 L そ  $\mathcal{O}$ 連 絡 先 を 文 書 で 患 家 に 提 供 L て 1 ること。

時 間 当 往 該 診 連 が 携 可 体 能 制 な を 体 構 制 成 を す 確 る 保 他 し、  $\mathcal{O}$ 保 往 険 . 診 医 担 療 当 機 関 医  $\mathcal{O}$ لح 氏  $\mathcal{O}$ 名、 連 携 担 12 · 当 日 ょ n 等 患 を文書 家  $\mathcal{O}$ に 求 ょ  $\Diamond$ り に 患家に 応じて、 提 <u>二</u> 十 供 L 7 兀

二 11 当 ること。 該 診 療 所 に お 7 て、 又 は 当 該 連 携 体 制 を 構 成 す る 他  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 若 L < は 訪 問 看 護

ス

テ ] シ 日 لح  $\mathcal{O}$ 連 携 に ょ り、 患 家  $\mathcal{O}$ 求 8 に 応 U て 当 該 診 療 所  $\mathcal{O}$ 保 険 医  $\mathcal{O}$ 指 示 12 基 づ き

+ 匹 時 間 訪 間 看 護  $\mathcal{O}$ 提 供 が 可 能 な 体 制 を 確 保 L 訪 問 看 護  $\mathcal{O}$ 担 当 者  $\mathcal{O}$ 氏 名、 担 当 日 等を 文 書

により患家に提供していること。

ホ 養 当 を 行 該 診 0 7 療 所 1 る患 又 は 者 当 該 が 入 連 院 携 で 体 き 制 を る 構 病 成 床 す を る 常 12 他 確  $\mathcal{O}$ 保 保 険 し、 医 療 受 入 機 医 関 に 療 お 機 関 7 て、  $\mathcal{O}$ 名 緊急 称 等 時 を あ に 5 在 宅 カン てで ľ 8  $\mathcal{O}$ 療 地

険 方 厚 医 生局 療 機 関 長等に届  $\mathcal{O}$ 1 ず れ け出ていること。 ŧ 病 床 を有 L な ただし、 1 場 合 12 は 当該診 別 療 0 保 所及び当該連携体 険 医 療 機 関 لح  $\mathcal{O}$ 制を構成する他 連 携 ĬZ ょ り、 必 要な  $\mathcal{O}$ 保

緊 急 時  $\mathcal{O}$ 病 床  $\mathcal{O}$ 確 保 及 び 地 方 厚 生 局 長 等 ^  $\mathcal{O}$ 届 出 を 行 0 て 7 ること。

う、 連 携 あ 5 す る保 か じ め 険 患 医 家 療  $\mathcal{O}$ 機 同意を得て、 関 又 は 訪 間 看 その 護 ス 療養等に必要な情報を文書で当該保険 テ ] シ 日 ン に お ζ, て 緊急時に 円滑、 な対応ができるよ 医 療 機関 又は

訪 間 看 護 ス テ シ 彐 ン に 提供 できる体 制をとって *(* ) ること。

1

患

者

に

関

す

る診

療

記

録

管理

を行

うに

0

き必

要

な

体

制が

整

備

さ

れ

てい

ること。

チ 当 該 地 域 12 お 1 て、 他  $\mathcal{O}$ 保 健 医 療 サ ピ ス 及 び 福 祉 サ ] ピ ス と  $\mathcal{O}$ 連 携 調 整 を担 当する者と

連携していること。

IJ 定 期 的 に、 在宅看取 り数等を地 方厚生局長等に 報告していること。

ヌ 緊 急 0) 往診 及 び 在 宅 に おけ る 看 取 り 等 に つい て、 当 該 連 携 体 -制を構 成 する他 0 保 険 医 療 機

関と合わせて、相当の実績を有していること。

ル 主とし て 往 診 又 は 訪 問 診 療 を 実 施 す る診 療 所 に あ って は、 次 0 V ず れ に ŧ 該 当する ŧ 0 で

あ

ること。

1 有 他の保 て ること。 険 医療 機 関 か ら文書による紹介を受けた患者 の訪問診療について、 相 当 0)

実績を

- 2 看 取 り等 について、 十分な実績を有 ĺ ていること。
- 3 施 設 入 居 者等 以 外  $\mathcal{O}$ 患 者  $\mathcal{O}$ 診 療 及 び 重 症  $\mathcal{O}$ 患 者 の診 療 に つ ١ ر て、 相 当の 実 績 を <del>有</del> 7 7

ること。

ヲ

該

診療

所

に

お

7

て、

適切

な意思決定支援に

関

す

んる指

針

を定めていること。

(3) 次 0) ١ ر ずれ に も該当する もの であ ること。

1 保 険 医 療 機 関 で ある診 療所 で あること。

口

当

該

診

療

所

に

お

*\* \

て、

<u>二</u> 十

兀

時

間

連

絡を受け

る

保

険

医

又

は

看

護

職

員

を

あ

5

か

ľ

8

指

定

そ  $\mathcal{O}$ 連 絡 先 を 文書 で 患 家 に 提 供 L 7 *(* ) ること。

ハ て、二十 当 該 診 兀 療 時 所 12 間 往 お 診が 7 て、 可 能 又 な は 体 別 制  $\mathcal{O}$ を 保 確 険 保 医 Ļ 療 機 関 往 . 診  $\mathcal{O}$ 担当 保 険 医との 医 の氏 名、 連 携に 担 当日等を文書 ょ り、 患家  $\mathcal{O}$ に 求 ょ めに応じ ŋ 患 家

に提 供し て 1 ること。

= 当 該 診 療 所 12 お *\* \ て、 又 は 別  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 若 L < は 訪 問 看 護 ス テ シ 日 ン لح  $\mathcal{O}$ 連 携 12 ょ

り、 患 家  $\mathcal{O}$ 求  $\Diamond$ に 応じ て、 当 該 診 療 所  $\mathcal{O}$ 保 険 医  $\mathcal{O}$ 指 示 12 基 づ き、 <u>二</u> 十 几 時 間 訪 問 看 護  $\mathcal{O}$ 提 供

が 可 能 な 体 制 を 確 保 Ļ 訪 間 看 護  $\mathcal{O}$ 担 当 者  $\mathcal{O}$ 氏 名、 担 . 当 日 · 等 を文書によ ŋ 患 家 に 提 供 L て 1

ること。

ホ 当 該 診 療 所 に お *(* \ て、 又は 別  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 との 連 携 によ り、 緊急 時 12 在 宅で  $\mathcal{O}$ 療 養 を行

0 て ( ) る患者が入院できる病床を常に確保し、 受入医療機関の名称等をあらかじめ地方厚生

局長等に届け出ていること。

う、 連 あ 携 5 す る保 か ľ  $\Diamond$ 険 患 医 家 療  $\mathcal{O}$ 機 関 同 又は 意を得 訪 問 て、 看 護 そ  $\mathcal{O}$ ス テ 療 養等 シ に 彐 必 ン 要な に お 情 *\*\ 報 て 緊急: を文書で当 時 に 円 該 滑 保 な 険 対 応 医 が 療 機 できるよ 関 又は

訪問看護ステーションに提供できる体制をとっていること。

録管理を行うにつき必要な体

制

が

整備されていること。

1

患者

に

. 関す

る診

療

記

チ 当 該 地 域 に お 1 て、 他  $\mathcal{O}$ 保 健 医 療 サ ピ ス 及 び 福 祉 サ ピ スとの 連 携 調整を担当す る者と

連携していること。

IJ 定 期 的 に、 在宅 · 看 取 り数等を地 方厚生局 長等に 報告してい ること。

ヌ 主として往 診又は訪 問診療 を実施する診療所 にあっては、 次のいずれにも該当するも ので

あること。

1 他  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 か ら文書 による紹介 を受けた患者 <sub>の</sub> 訪 問 診療 に つ ۲, て、 相 当 0) 実 績 を

有していること。

② 看取り等について、十分な実績を有していること。

3 施設 入居 者等以外  $\mathcal{O}$ 患者 の診療及び 重 一症の 患者の診 療について、 相当の実績を有してい

ること。

ル 当 該 診 療所において、 適切な意思決定支援に関する指針を定めていること。

六 の 二 退 院 時 共 同 指 導 料 1 及 び 退 院 時 共 同 指 導料2を二 回算定できる疾病 等 の患者

別表第三の一の三に掲げる患者

六 の 二 の 二 退院 時 共 同 指 導 料 1  $\mathcal{O}$ 注2に規定する別に厚生労働大臣が定める特別な管理を要する

状態等にある患者

別表第八に掲げる者

六 の <u>ニ</u> の 三 か カン り つ け 歯 科 医 機 能 強 化 型歯 科診 療 所 0 施 設 基 潍

- (1) 保 険 医 療 機 関 で あ る 歯 科 診 療 所 で あること。
- (2)さ れていること。 歯 科 医 師 が 複 数 名 配 置されて 7 ること又は歯科医師及び歯科衛生士がそれぞれ一名以上配置
- (3) 歯 科 疾 患  $\overline{\mathcal{O}}$ 重 症 化 予 防 に 関す る継 続的 な管 理 0 実 績が あること。
- (4)歯 科 訪 間 診 療 料 0 算 定又 は 在 宅療 養支援 歯 科 診 療 所 1 若 Ī くは 在 宅 療 養 支援 歯 科 診 療 所 2 と

の連携の実績があること。

(5)歯 科 疾 患  $\overline{\mathcal{O}}$ 継続管理等に係る適切 な研修を受けた常 勤  $\mathcal{O}$ 歯科医師 が一名以上配置されてい る

こと。

(6) 緊急: 時  $\mathcal{O}$ 対 応 を行うにつき必要な体制 が 整 備 され ていること。

- (7) 当 該 地 域 12 お ( ) て、 保 険 医 療 機 関、 介 護 • 福 祉 施 設等と連 携 L ていること。
- (8)医 療 安 全 対 策 に 0 き + 分 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 1 ること。

六  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 几 歯 科 治 療 時 医 療 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

- (1)療後に 当 該 お 療 け 養を行うにつき、 る当該患者の全身状態を管理する体 十分な 経 験 を有す る常 制 が 勤 整  $\mathcal{O}$ 備されて 歯 科医 師 いること。 に ょ り、 治 療 前 治 療 中 及び治
- (2)師 が 歯 科 名 医 以 師 上 が 配 複 置 数名配置さ 3 れ てい ること。 れていること又は 歯 科 医 師 が \_\_-名 以上 か 0 歯 科 衛 生 士 若 しく は 看

護

- (3)当 該 患 者 0 全 身 状 態  $\mathcal{O}$ 管 理 を 行うにつき十分な 装 置 • 器具 を 有 L て ( ) ること。
- (4)設 同 じ。  $\mathcal{O}$ 緊 保 急 険 時 に 医 に あ 療 円 機 0 滑 関 て な は、 対 (歯 応が 科診 当 該 で 療及 保 きるよう、 険 び 医 歯 療 科 機 関 診 別 療  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 以 医 保 科 外 険 診  $\mathcal{O}$ 医 療 診 · 療 科 療 機 لح を併せて行う保険 関  $\mathcal{O}$ と の 連 携 連 体 携 制) 体 制 が 確 医 病 保さ 療 院 機 で れていること。 関 あ を る 医 V う。 科 歯 科 以 下 併

六 の 三 在 宅 療 養 支 援 歯 科 診 療 所  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

- (1)在 宅 療 養 支 援 歯 科 診 療 所 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍
- イ 保 険 医 療 機 関 で あ る 歯 科 診 療 所 で あ 0 て、 歯 科 訪 問 診 療 1 又 は歯 科 訪 間 診 療 2を算定して

いること。

口 高 齢 者  $\mathcal{O}$ П 腔り 機 能管 理 に係 る研修を受け た常勤 0 歯 科 医 師 が一 名以上 配 置 合れて いること。

- ハ 歯科衛生士が一名以上配置されていること。
- = 間 当 診 該 療 保 が 険 可 能 医 療機 な体 関 制 が を 歯 確 科 保 :訪 Ļ 間 診 歯 科 療 を行う患者 訪 問 診 療を 担 に う担 対 Ļ 当 患家 歯 科 医  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 求 めに応 氏 名、 じて、 診 療 可 能 迅 速 日 等 な 歯 を、 科訪 文
- 書により患家に提供していること。

1

ること。

11

ること。

- ホ 在宅歯 科診療に係る後方支援の機能を有する別の保険医療機関との連携体制が確保されて
- 定 期 的 に、 在 宅 患者 上 等 の 口腔炎 能管 理 なを行 って *\* \ る患 者数 等 を地 方厚 生 局 長等 に 報告 して
- チ 1 当 主として歯 該 地域に 科訪 おいて、 問診療を実施する診療所にあっては、 保険医療機関、 介護 • 福 祉施設等との十分な連携の実績があること。 次のいずれにも該当するものである
- 1 当該 診 療 所 で 行 わ れ る歯 科 訪 問 診 療  $\mathcal{O}$ 患者 のうち、 六割 以 上が 歯 科 訪 問 診 療 1 を実施
- 2 在宅 歯科医療を担当する常勤 の歯科医師が 配置されてい ること。

ていること。

3 直近一 年 · 間 に 五. 0 以 上 <u>ー</u>の 病 院 又は 診療 所か 5 文書による紹介を受けて歯科 訪問診療を

開

始

L

た

実

績

が

あること。

- 4 在 宅 歯 科 医療 を行うにつき十 分 な 機器 を有 L 7 *\*\ ること。
- (5) 歯 科 訪 間 診 療 に お け る 処 置 等  $\mathcal{O}$ 実 施 に 9 ۲, て 相 当  $\mathcal{O}$ 実 績 を有 すること。
- (2) 在 宅 療 養 支 援 歯 科 診 療 所 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 (1) $\mathcal{O}$ 1 カン 5  $\sim$ ま で 及 び チ に 該 当 する ŧ  $\mathcal{O}$ で あること。

口 当 該 地 域 12 お 1 て、 保 険 医 療 機 関 介 護 福 祉 施 設等 との 必要な 連 携  $\mathcal{O}$ 実績 が あること。

七から八の二まで 削除

九 ハ 1 IJ ス ク 妊 産 婦 共 同 管 理 料 (I) 及  $\mathcal{U}$ ハ 1 IJ ス ク 妊 産 婦 共 同 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等

(1) ハ 1 IJ ス ク 妊 産 婦 共 同 管 理 料 (I) 及 び ハ 1 IJ ス ク 妊 産 婦 共 同 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 産 科 又 は 産 婦 人 科 を 標 榜ら す る 保 険 医 療 機 関 で あ ること。

口 ハ 1 IJ ス ク / 分娩管理: を 共 同 で 行う保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 名称等を当該 保険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 見やす į, 場

所に掲示していること。

(2) 妊 ハ 1 婦 IJ 又 は ス ク 妊 産 妊 婦 産 婦 で 共 あ 同 0 て、 管 理 別 料 表 (I) 第三 に 規 定  $\mathcal{O}$ す に る 掲 状 げ 態 等 る ŧ 12 あ  $\mathcal{O}$ る 患 者

 $\mathcal{O}$ が W 治 療 連 携 計 画 策 定 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

九

(1) が  $\lambda$ 治 療 連 携 計 画 策 定 料  $\mathcal{O}$ 注 1 に 規 定 す る 施 設 基 準

イ が  $\lambda$ 診 療  $\mathcal{O}$ 拠点 とな る病 院 又 は そ れ に 準 じ る 病 院 で あること。

- 口 当 該 地 域 に お 1 7 当 該 病 院 カゝ 5  $\mathcal{O}$ 退 院 後  $\mathcal{O}$ 治 療 を担う 複 数  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機関 を記 載 L た 地 J 域
- 連 携 診 療 計 画 を あ 5 か ľ 8 作 成 し、 地 方 厚 生 局 長 等 に 届 け 出 て 1 ること。

(2) が  $\lambda$ 治 療 連 携 計 画 策 定 料  $\mathcal{O}$ 注 5 に 規 定 す る 施 設 基 進

情 報 通 信 機 器 を 用 1 た 診 療 を 行うに つ き十分な 体 制 が 整 備 され てい ること。

九の三 がん治療連携指導料の施設基準

- (1)地 域 連 携 診 療 計 画 に お 1 て 連 携 す る 保 険 医 療 機 関とし て定 め 5 れ て **,** \ る 保 険 医 療 機 関 で あ 0
- て、 当 該 地 域 連 携 診 療 計 画 を が W 治 療 連 携 計 画 策 定 料 を 算 定 です る 病 院 لح 共 有 す るととも に、

あ

- 5 カン ľ 8) 地 方 厚 生 局 長 等 に 届 け 出 て 7 ること。
- (2)が  $\lambda$ 治 療 連 携 計 画 策 定 料 を算定す る病 院 の紹介を受けて、 当 該 地 域 連 携 診 療 計 画  $\mathcal{O}$ 対 象とな

る患 者に . 対 して、 当 該 地 域 連 携 診 療 計 画 に 基づい た治療を行うことができる体 制 が 整備されて

いること。

九  $\mathcal{O}$ 兀 が  $\lambda$ 治 療 連 携管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

がん診療の拠点となる病院であること。

九  $\mathcal{O}$ 兀  $\mathcal{O}$ 外 来 が  $\lambda$ 患 者 在 宅 連 携 指 導 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基

(1) 外 来 が W 患 者 在 宅 連 携 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 1 に 規定 す る 施 設 基 準

外 来 緩 和 ケア 管 理 料 又 は 外 来 腫 瘍 化 学 療 法 診 療 料 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 を 満 た L 

(2) 外 来 が ん患者・ 在宅 連 携 指 導 料料  $\mathcal{O}$ 注 3 に 規定 する施 設 基 準

情 報 通 信 機 器 を 用 1 た 診 療 を 行 うに つき十分な 体 制 が 整 備 され ていること。

九  $\mathcal{O}$ 五. 認 知 症 専 門 診 断 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

- (1)認 知 症 に 関 す る 専 門  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 で あること。
- (2)当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 認 知 症 に係 る診 療を行うにつき十分な経験を有する専任の医師 が配置

されていること。

九  $\mathcal{O}$ 六 肝 炎 1 ン タ フ 工 口 ン 治 療 計 画 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1) 肝 炎 1 ン タ ] フ 工 口 ン 治 療 計 画 料  $\mathcal{O}$ 注 1 に 規 定 する 施 設 基 潍

イ 肝 疾 患 に 関 する 専 門  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 で あ ること。

当 該 保 険 医 療 機 関 内 に · 肝炎 1 ン タ フ エ 口 ン治療を行うにつき十分な経験を有する専任の

医師が配置されていること。

口

(2) 肝 炎 1 ン タ ] フ エ 口 ン 治 療 計 画 料  $\mathcal{O}$ 注 3 に 規 定 す る 施 設 基 準

情 報 通 信 機 器 を 用 1 た 診 療 を 行 う に つ き十分な 体 制 が 整 備 さ れ ていること。

九  $\mathcal{O}$ 七 外 来 排 尿 自 <u>\f\</u> 指 導 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 築

(1) 外来排尿自立指導料の施設基準

排 尿 に 関 する ケア を行うにつき十分な体 制 が 整 備され ていること。

② 外来排尿自立指導料の対象患者

抜 去 当 後 該 に 保 下 険 部 医 尿 療 機 路 機 関 能  $\mathcal{O}$ 障 入 害 院 中  $\mathcal{O}$ 症 に 状 排 を 尿 有 自 立 す 支 る 患 援 者 加 又 算 を は 算 尿 定 道 力 L テ 7 ] 1 た テ 患 ル 留 者 置  $\mathcal{O}$ う 中 ち、  $\mathcal{O}$ 患 者 尿 で 道 あ 力 テ 0 て テ 尿 ル

道 力 テ ] テ ル 抜 去 後 に 下 部 尿 路 機 能 障 害 を 生 ず Ź لح 見 込 ま れ る ŧ  $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 七 の <u>-</u> ハ 1 IJ ス ク 妊 産 婦 連 携 指 導 料 1 及 び ハ 1 IJ ス ク 妊 産 婦 連 携指 導 料料 2 0 施 設 基 淮

九

精 神 疾 患 を 有 す る 妊 産 婦  $\mathcal{O}$ 診 療 に 0 1 て、 十分、 な実 績 を 有 L て ١ ر ること。

九  $\mathcal{O}$ 七  $\mathcal{O}$ 三 遠 隔 連 携 診 療 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍 築

① 遠隔連携診療料の施設基準

情 報 通 信 機 器 を 用 1 た 診 療 を 行 うに つ き十二 分な 体 制 が 整 備 さ れ て

い

ること。

(2) 遠 隔 連 携 診 療 料  $\mathcal{O}$ 注 1 に 規 定 す る 対 象 患 者

イ 難 病  $\mathcal{O}$ 患 者 に 対 す る 医 療 等 に 関 す る 法 律 第 五. 条 第 項 E 規 定 す る 指定 難 病 0 疑 1 が あ る 患

者

口 7  $\lambda$ か  $\lambda$ 外 傷 性  $\mathcal{O}$ 7  $\lambda$ か  $\lambda$ 及 び 知 的 障 害 を 有 す る者 に係 る ŧ  $\mathcal{O}$ を含 む。  $\mathcal{O}$ 疑 7 が あ る

患者

(3) 遠 隔 連 携 診 療 料  $\mathcal{O}$ 注 2 に 規 定 す る 対 象 患 者

て W カコ  $\lambda$  $\mathcal{O}$ 患 者 知 的 障 害 を 有 す る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。

九  $\mathcal{O}$ 七  $\mathcal{O}$ 兀 こころ  $\mathcal{O}$ 連 携 指 導 料 (I)  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

孤 独 孤 <u>\( \frac{1}{2} \)</u>  $\mathcal{O}$ 状 況 等 を 踏 ま え、 精 神 科 又 は 心 療 内 科 0 紹 介 が 必 要で あ ると認  $\emptyset$ 5 れ る患 者 に

対 す る 診 療 を 行 う ĺ 0 き必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ て 1 ること。

九  $\mathcal{O}$ 七  $\mathcal{O}$ 五. こころ 0 連 携 指 導 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

- (1)精 神 科又は心 療内 科 を 標 が榜する 保 険 医 療 機 関 であること。
- (2) 孤 独 孤 <u>\\</u> 0 状況 等を踏まえ、 精 神 科 又 は 心 療 内 科に紹介され た精 神疾 患を有す る患者等に

九  $\mathcal{O}$ 八 退 院 後 訪 間 指 導 料 に 規 定す る 別 12 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 状 態 0) 患 者

対

す

る

診

療

を

行

うに

0

き必

要

な

体

制

が

整

備

さ

れ

7

7

ること。

- ① 別表第八に掲げる状態の患者
- (2)認 知 症 又 は 認 知 症  $\mathcal{O}$ 症 状 を有 Ļ 日常 生活を送る上で介助 が 必 要な状態 0) 患 者

十 薬剤管理指導料の施設基準等

① 薬剤管理指導料の施設基準

イ 該 保 険 医 療 機 関 内 に 薬 剤 管 理 指 導 を 行うに つ き必 要 な 薬 剤 師 が 配 置 さ れ 7 1 ること。

口 薬 剤 管 理 指 導を 行うに . つき必 要 な 医 薬 品 情 報  $\mathcal{O}$ 収 集 及 U 伝 達 を 行 らった 8  $\mathcal{O}$ 専 用 施 設 を有り

ていること。

ノヽ 入 院 中  $\mathcal{O}$ 患 者 に 対 患者ごとに 適 切 な 薬学 的 管 理 ( 副 作 用 に 関 する 状 況  $\mathcal{O}$ 把 握 を含 む。

を 行 V ) 薬 剤 師 に ょ る 服 薬 指 導 を行 0 て 1 ること。

② 薬剤管理指導料の対象患者

別 表 第 三 0)  $\equiv$ に 撂 げ る 医 薬 밆 が 投 薬 又 は 注 射 さ れ 7 1 る 患 者

十 の 二 薬 剤 総 合 評 価 調 整 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 3 に 規 定 す る 施 設 基 進

情

報

通

信

機

器

を

用

1

た 診

療

を行

うに

つ

き十

分

な

体

制

が

整

一備され

てい

ること。

十  $\mathcal{O}$ の <u>-</u> 診 療 情 報 提 供 料 (I)  $\mathcal{O}$ 地 域 連 携 診 療 計 画 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

連 携 す る 保 険 医 療 機 関 等 と あ ら か じ 8 地 域 連 携 診 療 計 画 を 共 有 L て お り、 診 療 情 報 を 含  $\Diamond$ 

て

価 等 を 行 う た 8  $\mathcal{O}$ 機 会 を 定 期 的 に 設 け 7 7 ること。

+ . の 二 の 三 診 療 情 報 提 供 料 (I)  $\mathcal{O}$ 検 査 • 画 像 情 報 提 供 加 算 及 び 電 子 的 診 療 情 報 評 価 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1) 他 0) 保 険 医 療 機 関 等 کے 連 携 Ĺ 患者  $\mathcal{O}$ 医 · 療 情 報 に 関 す る電 子的、 な送受が 口 能 なネ ツ } ワ ] ク

を構築していること。

(2) 他  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 لح 標 準 的 な方法に より 安 全に 情 報  $\mathcal{O}$ 共 有 を 行う体 制 が <u>,</u> 備 され 7 *(* \

+. の 二  $\mathcal{O}$ 几 連 携 強 化 診 療 情 報 提 供 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等

(1)連 携 強 化 診 療 情 報 提 供 料  $\mathcal{O}$ 注 1 に 規 定 す る 施 設 基 準

該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 敷 地 内 に お 1 7 喫 煙 が 禁 止 さ れ 7 **\**\ ること。

(2) 連 携 強 化 診 療 情 報 提 供 料  $\mathcal{O}$ 注 1 に 規 定 す る 他  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 基 進

次のいずれかに係る届出を行っていること。

イ 区 分 番 号 Α 0 0 1  $\mathcal{O}$ 注 12 に 規 定 す る 地 域 包 括 診 療 加 算

口 区 分 番 号 В 0 0 1 2 9 に 撂 げ る 地 域 包 括 診 療 料

ハ 区 分 番 号 В 0 0 1 2 11 に 撂 げ る 小 児 か か ŋ 0 け 診 療 料

二 区 分番 号 C 0 0 2 に 撂 げ る 在 宅 時 医学 総 合管 理 料 在 官室療 養支援診療 所 ( 医 科 点 数表

番 号 В 0 O 4 に 掲 げ る 退 院 時 共 同 指 導 料 1 に 規 定す る 在 宅 療 養 支援 診 療 所 を 1 う。 以 下 同 U

援病院をいう。以下同じ。)に限る。)

0

又

は

在

宅

療

養

支

援

病

院

 $\widehat{\mathbb{Z}}$ 

分

番

号

Ċ

0

0

0

に

掲

げ

る

往

診

料

 $\mathcal{O}$ 

注

1 に

規

定

す

る

在

宅

療

養

支

区

分

ホ 区 分 番 号 C0 O 2 2 に 掲 げ る 施 設 入 居 時等 医 学 総 合管 理 料 (在宅療養支援診 療 所 又 は在

宅療養支援病院に限る。)

(3) 連 携 強 化 診 療 情 報 提 供 料  $\mathcal{O}$ 注 3 に 規 定 す る 施 設 基 進

イ 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 敷 地 内 に お 1 7 喫 煙 が 禁 止 さ れ 7 **,** \ ること。

口 次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か に 係 る 届 出 を 行 0 て *\*\ ること。

1 区 . 分 番 号 Α 0 0 1  $\mathcal{O}$ 注 12 に 規 定す る 地 域包 括 診 療 加 算

2 区 . 分 番 号 В 0 0 1 2 9 掲 げ る 地 域 包 括 診 療

料

料

3 区 分 番 号 В 0 0 1 2 11 に 掲 げ る 小 児 か カコ り 0 け 診 療

- 4 区 分番号C 0 0 2 に 掲 げ る在 宅 時 医学 総合管 理 料 在 宅 療養 支援診 療 所 文は 在 宅 療 養 支
- 援 病 院 に 限 る。
- (5) 区 分 番 号 С 0 0 2 2 に 掲 げ る 施 設 入 居 時 等 医 . 学 総 合 管 理 料 (在 宅 療 養 支援 診 療 所 又 は

在 宅 療 養 支 援 病 院 に 限 る。

- (4) 連 携 強 化 診 療 情 報 提 供 料  $\mathcal{O}$ 注 4 にこ 規定する 施 設 基
- イ 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 敷 地 内 に お 1 て 喫 煙 が 禁 止 さ 潍 れ ていること。
- 口 次  $\mathcal{O}$ 1 ず n か  $\mathcal{O}$ 指 定 を 受 け 7 11 る 保 険 医 療 機 関 で あ ること。
- 1 難 病 診 療 連 携 拠 点 病 院 又 は 難 病 診 療 分 野 別 拠 点 病 院 難 病  $\mathcal{O}$ 患 者 に 対 す る医 療 等 に
- 2 て W か W 支援 拠 点 病 院  $\widehat{\tau}$ W カ  $\lambda$  $\mathcal{O}$ 患 者 に 係 る場 合 に 限 る。

る

法

律

第

五.

条

第

項

に

規

定

す

る

指

定

難

病

 $\mathcal{O}$ 

患

者

に

係

る

場

合

に

限

る。

関

す

(5)連 携 強 化 診 療 情 報 提 供 料 0) 注 5 に 規 定 す る 施 設 基 潍 診 療 報 酬  $\mathcal{O}$ 算 定 方 法 別 表 第二 歯 科 .. 診 療

報 膕 点 数 表 以 下 歯 科 点 数 表」 کے *\*\ う。 に お 1 7 は 注 3

当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 奸 娠 中  $\mathcal{O}$ 患 者  $\mathcal{O}$ 診 療 を 行 う に つ き  $\overline{+}$ 分 な 体 制 が 整 備 さ れ て 1 ること。

+  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 五. 医 療 機 器 安 全 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

- (1) 臨 床 工 学 技 士 が 配 置 さ れ 7 1 る 保 険 医 療 機 関 に お 7 て、 生命維 持管 理 装 置 を 用 7 て 治療を行
- う 場 合  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

イ 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 生 命 維 持 管 理 装 置等  $\mathcal{O}$ 医 療 機器 0 管 理 及び保守 点検を行う常 勤  $\mathcal{O}$ 臨

床 工 学 技 士 が 名 以 上 配 置 さ れ 7 7 ること。

口 生 命 維 持 管 理 装 置 等  $\mathcal{O}$ 医 療 機 器  $\mathcal{O}$ 安 全 管 理 に 0 き十 分 な 体 制 が 整 備 さ れ て 1 ること。

(2) 放 射 線 治 療 機 器  $\mathcal{O}$ 保 守 管 理、 精 度 管 理 等  $\mathcal{O}$ 体 制 が 整 え 5 れ 7 1 る 保 険 医 療 機 関 に お *\*\ て、 放

射 線 治 療 計 画 を 策 定 す る場 合 0) 施 設 基 潍

イ 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 放 射 線 治 療 を 専 5 担 当する常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 又 は 歯 科 医師 放 射線治 療に

<u>つ</u> *\* \ て、 相 当  $\mathcal{O}$ 経 験 を 有 す る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。 が 名 以 上 配 置 さ れ て 1 ること。

口 当 該 治 療 を 行 う に 0 き必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ て 1 ること。

ハ 当 該 治 療 を 行うに つ き十 · 分 な機器 及 び 施 設 を 有 L ていること。

+ の <u>-</u>  $\mathcal{O}$ 六 が W ゲ ) ム プ 口 フ ア 1 リン グ 評 価 提 供 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

が W ゲ )  $\Delta$ プ 口 フ ア 1 IJ ン グ 検 査 に 係 る 届 出 を 行 0 7 1 る 保 険 医 療 機 関 で あること。

+  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 精 神 科 退 院 時 共 同 指 漬 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

精 神 科 退 院 時 共 同 指 導 を 行 う に 0 き + 分 な 体 制 が 整 備 さ れ て 7 ること。

+  $\mathcal{O}$ 兀 禁 煙 治 療 補 助 シ ス テ A 指 導 管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

禁煙 治 療 補 助 シ ス テ L 指 導 管 理 を 行 うに 0 き十 分な体 制 が 整 備されていること。

+ 歯 科 特 定 疾 患 療 養 管 理 料 に 規 定す る疾 患

分類 表 に規定す Ś 疾 病 のうち 別 表 第 匹 一に掲 げる疾病

第 兀 在 宅 医 療

在 宅 療 養 支 援 病 院  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ カン 12 該 当 す る £  $\mathcal{O}$ で あ ること。

(1)次  $\mathcal{O}$ 1 ず ħ  $\mathcal{O}$ 基準に ŧ 該当す る ŧ のであること。

イ 保 険 医 療 機 関 で あ る 病 院 で あ 0 て、 許 可 病 床 数 が二 百 床 基 本 診 療 料  $\mathcal{O}$ 施

院 を 中 心 と L た 半 径 兀 丰 口 メ ]  $\vdash$ ル 以 内 に 診 療 所 が 存 在 L な 1 ŧ  $\mathcal{O}$ で あ ること。 六

の 二

に

掲

げ

る

地

域

に

所

在

す

る

保

険

医

療

機

関

に

あ

0

て

は

百

八

+

床)

未

満

 $\mathcal{O}$ 

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

又

は

当

該

病

設

基

準

等

別

表

第

口 在 宅 医 療 を 担当する 常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 が三 名 以 上 配 置 され 7 *\*\ ること。

ノヽ 該 病 院 に お *\* \ て、二十 兀 時 間 連 絡を受け る担当者をあらかじ め指定し、 その連絡 先 を文

書 で 患 家 に 提 供 L て 7 ること。

= 当 当 医 該  $\mathcal{O}$ 氏 病 名、 院 12 担 お 当 1 日 等 て、 を文書 患家  $\mathcal{O}$ に 求 ょ  $\Diamond$ に n 応 患 家 じて、二十 に 提 供 L 兀 7 時 7 間 ること。 往 診 が 可 能 な 体 制 を 確 保 往 診 担

ホ 往 診 担 当 医 は、 当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 当 直 体 制 を 担 · う 医 師 لح は 別  $\mathcal{O}$ 者 で あ ること。

該 病 院 に お 7 て、 又 は 訪 問 看 護 ス テ ] シ 日 ン لح  $\mathcal{O}$ 連 携 に ょ  $\hat{y}$ 患 家  $\mathcal{O}$ 求 めに応じ て、 当

該 病 院  $\mathcal{O}$ 保 険 医  $\mathcal{O}$ 指 示 に 基づ き、 <u>二</u> 十 兀 時 間 訪 問 看 護  $\mathcal{O}$ 提 供 が 可 能 な 体 制 を 確 保 訪 問 看

護  $\mathcal{O}$ 担 1当者 の氏 名、 担 . 当 日 等を文書に より患家に提 供 L てい ること。

1 当 該 病 院 に お 1 て、 緊急時 に在 宅で 0) 療 養を 行 って 7 る 患 者が 入 院 できる 病 床 を常 に 確 保

していること。

チ 訪 間 看 護 ステー シ ョンと連 携する場合にあっては、 当該 訪問 看護ステー シ 日 ン が 2緊急 時に

円 滑 な 対応ができるよう、 あ 5 カゝ じ  $\Diamond$ 患家  $\bigcirc$ 同 意を得て、 その療養等に 必要な情 報 を文 書で

当 該 訪 問 看護 ステ シ 彐 ンに提供 できる体制をとっていること。

IJ 患 者 に 関 す る診 療 記 録管理 を行 うに つ き必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ て *(* ) ること。

ヌ 当 該 地 域 に お 1 て、 他  $\mathcal{O}$ 保 健 医 療 サ ピ ス 及 び 福 祉 サ ] ピ ス と 0) 連 携 調 整 を担当する者と

連携していること。

ル 定 期 的 に、 在宅看取 り数等を地 方厚生局長等に報告していること。

ヲ 緊 急  $\mathcal{O}$ 往診 及び 在宅 に おけ る 看 取 り等に つい て、 相 当の 実 績 を有し ていること。

ワ 当 該 病 院 12 お 1 て、 適 切 な 意思 決 定 支援 に 関 す る 指 針 を定 め て *\*\ ること。

(2) 他  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 念診 療 所又 は 許 可 病 床 数 が二百 床 基本 診 療 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基準 等 别 表 第六 の 二

に掲 げ る 地 域 12 所 在す る保 険 医 療機 関 に あ っては二 百八 + 床) 未満  $\mathcal{O}$ 病 院 に 限 る。 と 地 域 に

お ゖ る 在 宅 療 養 の支援に係 る連 携体 制 を構 築し てい る病院であって、 次の 1 ずれの 基準に も該

当するものであること。

- 1 六 の <u>-</u> 保 険 に 医 療機 撂 げ る 関である病院であって、 地 域 に 所 在 ける 保険 医 療 許可病床数が二百 機 関にあ っては二百 床 八十 (基本診療料の施設基 床) 未 満  $\mathcal{O}$ t  $\mathcal{O}$ を担当する常 であること。 準等別 表第
- 口 勤 0 当 医 該 師 病 が 院 合 及 わ び 当 せて三名 該 連 携 以 体 £ 制 配 を 構 置され 成 す てい る 他 ること。  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 に お V) て、 在 宅 医 療
- ハ 者をあ 当 該 6 連 かじ 携 体 め指 :制を 定 構成す し、 る他 その 連 0 絡 保 先 険 医 を文書で患家 療機関との連 に !提供 携により、 してい 二十四時 ること。 間連絡を受け る担 当
- 二 時 11 間 ること。 当 往 該 連 診 が 携 体 可 能 制 な を 構 体 制 成 す を 確 る 保 他  $\mathcal{O}$ し、 保 往 険 診 医 担 療 当 機 関 医 لح  $\mathcal{O}$ 氏  $\mathcal{O}$ 連 名 携 担 に 当 ょ り、 日 等 患家 を文 書  $\mathcal{O}$ 求 に ょ  $\emptyset$ り に応じて、 患 家 に 提 二十四四 供 7
- ホ 往診担当医は、 当 該 保険 医療機関 の当直体制を担う医師とは別の者であること。
- 時 間 当 シ 該 訪 日 病 間 ン 院 لح 看 に 護  $\mathcal{O}$ 連 お  $\mathcal{O}$ į, 提 携 て、 に 供 が ょ り、 可 又 は 能 当 な 患 体 家 該 連 制  $\mathcal{O}$ 求 を 携 体 確  $\emptyset$ 保 に 制 応 を Ļ 構 じ 訪 7 成 間 す 当 る 看 該 護 他 病  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 保 院 担 当 険  $\mathcal{O}$ 者 保 医 療 険  $\mathcal{O}$ 機 氏 医 関 名、  $\mathcal{O}$ 若 指 担 示 L Š 当 に 基 は 日 等 訪 づ き、 を文書 間 看 護 に + ス ょ テ 兀
- 1 該 病 院 に お 1 て、 緊急時に在宅での療養を行ってい る患者が入院できる病床を常に 確保

n

患

家

12

提

供

して

7

ること。

L

て

ること。

- チ う、 連 あ 携 する保 5 か ľ  $\Diamond$ 険 患 医 療 家 機  $\mathcal{O}$ 関 同 又は 意 を 得 訪 間 て、 看 護 そ  $\mathcal{O}$ ス テ 療 養等 ] シ 彐 12 ン 必 に 要 な お *\*\ 情 報 7 緊急 を 文 書 時 に で 円 当 滑 該 保 な 対 険 応 医 が 療 機 できるよ 関 又 は
- 訪 間 看 護 ス テ シ 日 ン に 提 供 でき る 体 制 を とっ て 7 ること。

IJ

患

者

12

関

す

る診

療

記

録

管理

を行うにつ

き必要

な

体

制

が

整

備されてい

ること。

ヌ 当 該 地 域 に お 7 て、 他 0 保 健 医 · 療 サ ] ピ ス 及 Ţ 福 祉 サ ] ピ ス لح  $\mathcal{O}$ 連 携 調 整 を担当す る者と

連携していること。

- ル 定 期 的 に、 在宅 看 取 り 数 等 を 地 方 厚 生 局 長 等 に 報 告 し 7 1 ること。
- ヲ 関 と合 緊 急 わ  $\mathcal{O}$ せて、 往 診 及 相 び 当の 在 宅 実 12 績を有 お け る 看 してい 取 ŋ ること。 等 に 0 V て、 当 該 連 携 体 制 を 構 成 す る 他  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療

機

ワ 当 該 病 院 に お *\*\ て、 適 切 な意思決定支援に関する指針 を定めていること。

(3)

次

0

1

ず

れ

 $\mathcal{O}$ 

基準

に

ŧ

該

当す

る

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

で

あること。

- イ 六 院 を中 の 二 保 険 心 に 医 とし 掲 療 げ 機 た半 関 る 地 で 径 あ 域 兀 る に キ 病 所 在 院 口 す で メ ] る あ 保 1 0 て、 険 ル 以 医 内 療 許 に 機 可 病 診 関 床 療 に 数 所 あ が 0 が 存 7 在 は 百 L 床 な 百 基 1 八 + 本 t 床) 診  $\mathcal{O}$ で 療 あ 未 料 ること。 満  $\mathcal{O}$ 施  $\mathcal{O}$ ŧ 設 基  $\mathcal{O}$ 又 潍 等 は 当 別 該 表 第 病
- 口 該 病 院 12 お 7 て、 <u>二</u> 十 兀 時 間 連 絡 を受け る 担当者をあ 5 か じ め指定 し、 その 連絡 先を文

書

で

患

家

に

提

供

L

てい

ること。

ノヽ 当該 病 院に おい て、 患家の求めに応じて、二十四 時 間 往診が 可能な体制を確保し、 往 診 担

当 医 0) 氏 名、 担当 日等 を文 書 に ょ り 患家に · 提 供 L て 1 ること。

= 往 診 担 当 医 は、 当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 当 直 体 制 を 担 · う 医 師 とは 別  $\mathcal{O}$ 者 で あ ること。

ホ 当 該 病 院 に おい て、 又 は 訪 間 看 護 ス テ ] シ 彐 ン と (T) 連 携 に ょ り、 患 家  $\mathcal{O}$ 求 めに応じて、 当

該 病 院  $\mathcal{O}$ 保 険 医 一の指示 に基づき、二十四 時 間 訪 問 看 護  $\mathcal{O}$ 提 供 が可能 な体 制 を確保 訪 問

看

護 0 担 1当者 0 氏 名 担当日等を文書により 患家 に 提 供 L てい ること。

当 該 病 院 に お 1 て、 緊急時 に在宅で  $\mathcal{O}$ 療 養を 行 0 て 1 る患 者が 入 院 できる 病床 を常 に 確 保

していること。

1 当 円 滑 該 訪 な 間 訪 間 対応ができるよう、 看 看 護 護 ステー ステ ] シ シ ョンと連携する場合にあっては、 日 ン に あら 提供 か ľ できる体 め患家 制をとっ  $\mathcal{O}$ 同意を得て、 てい 当該: ること。 訪問 その療養等に 看護ステー 必要な情 シ 彐 ン 報を文 が 2緊急 書で 時に

チ 患 者 12 関 す る診 療 記 録管理 を行 うに つ き必要 な 体 制 が 整 備 され て Į, ること。

IJ 当 該 地 域 12 お 1 て、 他  $\mathcal{O}$ 保 健 医 療 サ ] ピ ス 及 び 福 祉 サ ピ ス لح  $\mathcal{O}$ 連 携 調 整 を担当する者と

連携していること。

ヌ 定 期 的 に、 在宅 看取 り数等を地 方厚生局 長等に報告してい ること。

ル 当 該 病 院 に お **,** \ て、 適 切 な 意思決定支援に関 する指 針を定めていること。

 $\mathcal{O}$ 往 診 料、 在 宅 患 者 訪 問 診 療 料 (I) 及 U 在 宅 患 者 訪 間 診 療 料  $\mathcal{O}$ 在 宅 タ ? ナ ル ケ ア 加 算、 Ź 在 在

宅 宅 療 時 養 医 学 支 援 総 診 合 管 療 理 所 料、 又 は 在 施 宅 設 療 入 養 居 支 時 援 等 医 病 院 学 総 で 合 あ 管 0 理 7 別 料 に 並 厚 び 生 に 労 在 働 宅 大 が 臣  $\lambda$ が 医 定 療  $\Diamond$ 総 る 合 診 ŧ  $\mathcal{O}$ 療 料 に 規 定す

第三  $\mathcal{O}$ 六 (1)及 U (2)に 該 当 す る在 宅 療 養 支 援 診 療 所 及 び 第 兀  $\mathcal{O}$ (1) 及 び (2)12 該 当 す る 在 宅 療 養支

#### 援 病 院

 $\mathcal{O}$  $\equiv$ 往 診 料 に 規 定 す る 時 間

保 険 医 療 機 関 に お 1 7 専 5 診 療 に 従 事 L て 1 る \_\_\_ 部  $\mathcal{O}$ 時 間

 $\mathcal{O}$ 

兀

往

診

料

在

宅

患

者

訪

間

診

療

料

及

び

在

宅

患

者

訪

間

診

療

料

 $\mathcal{O}$ 

在

宅

タ

]

?

ナ

ル

ケ

T

加

算

在

総

(I) 

宅 時 医 学 総 合 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 7 及 び 注 12 施 設 入 居 時 等 医 学 総 合 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 3 並 び に 在 宅 が  $\lambda$ 医 療

合 診 療 料 に 規 定 す る 別 に 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 施 設 基 潍 築

(1)在 宅 緩 和 ケ ア 充 実 診 療 所 病 院 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

在 宅 緩 和 ケ ア を 行 う に 0 き十 分 な 体 制 が 整 備 さ れ 相 当  $\mathcal{O}$ 実 績 を 有 L 7 1 ること。

(2)在 宅 療 養 実 績 加 算 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

緊 急  $\mathcal{O}$ 往 診 及 U 在 宅 に お け る 看 取 り ĺZ 0 V) て、 相 当  $\mathcal{O}$ 実 績 を 有 L て 7 ること。

(3)在 宅 療 養 実 績 加 算 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

イ 緊 急  $\mathcal{O}$ 往 診 及 び 在 宅 に お け る 看 取 り 12 0 1 て、 相 当  $\mathcal{O}$ 実 績 を 有 L 7 い ること。

口 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 在 宅 医 療 を担 当する医 師 で あ 0 て、 緩 和 ケ Ź に 関 する適 切 な 研 修を

受 け た t  $\mathcal{O}$ が 配 置 さ れ て 1 ること。

 $\mathcal{O}$ 五 在 宅 患 者 訪 間 診 療 料 (I) 及 び 在 宅 患者 訪 間 診 療 料 に 規 定 す る 疾 病 築

別 表 第 七 に 掲 げ る 疾 病 等

 $\mathcal{O}$ 六 在 宅 時 医 学 総 合 管 理 料 及び 施設 入居時 等医学 総 合 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍 等

(1) 在 宅 時 医 学 総 合 管 理 料 及 び 施 設 入 居 時 等 医 学 総 合 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基

潍

口 患 者 12 対 L 7 医 療 を 提 供 で きる 体 制 が 継 続 的 12 確 保 さ れ て 1 ること。 1

該

保

険

医

療

機

関

内

に

在

宅

医

療

 $\mathcal{O}$ 

調

整

担

当

者

が

名

以

上

配

置

さ

れ

て

1

ること。

(2)在 宅 時 医学 総 合 管 理 料 及 び 施 設 入 居 時 等 医学 総 合管 理 料 に 規 定 す る 別 に 厚 生 一労働 大 臣 が 定 8)

る 状 態  $\mathcal{O}$ 患 者

別 表 第 八 の 二 に 掲 げ る 患 者

(3)在 宅 時 医 学 総 合 管 理 料 及 び 施 設 入 居 時 等 医学 総 合 管 理 料 12 規 定 す る 診 療 に 係 る 費 用

医 科 点 数 表  $\mathcal{O}$ 第二 章 第 部 医 学 管 理 等 第二 部 在 宅 医 療 及 び 第 九 部 処 置 12 掲 げ る 診 療 に 係 る

費 用  $\mathcal{O}$ う ち 次 に 掲 げ る t  $\mathcal{O}$ 

1 区 分 番 号 В 0 0 0 に 掲 げ る 特 定 疾 患 療 養 管 理 料

口 区 分 番 号 В 0 0 1  $\mathcal{O}$ 4 に 掲 げ る 小 児 特 定 疾 患 力 ウ ン セ リン グ 料

区 分 番 号 В 0 0 1  $\mathcal{O}$ 5 に 掲 げ る 小 児 科 療 養 指 導 料

ハ

= 区 分 番 号 В 0 0 1  $\mathcal{O}$ 6 に 掲 げ る 7  $\lambda$ か  $\lambda$ 指 導 料

ホ 区 分 番 号 В 0 0 1  $\mathcal{O}$ 7 に 掲 げ る 難 病 外 来 指 導 管 理 料

 $\sim$ 区 分 番 号 В 0 0 1  $\mathcal{O}$ 8 12 掲 げ る 皮 膚 科 特 定 疾 患 指 導 管 理 料

1 区 分 番 号 В 0 0 1  $\mathcal{O}$ 18 に 掲 げ る 小 児 悪 性 腫 瘍 患 者 指 導 管 理 料

チ 区 分 番 号 В 0 0 1  $\mathcal{O}$ 27 に 掲 げ る 糖 尿 病 透 析 予 防 指 導 管 理 料

IJ 区 分 番 号 В 0 0 1 3 に 掲 げ る 生 活 習 慣 病 管 理 料

ヌ 区 分 番 号  $\mathbf{C}$ 0 0 7  $\mathcal{O}$ 注 4 に 規 定 す る 衛 生 材 料 等 提 供 加 算

ル 区 分 番 号 C1 0 9 に 掲 げ る 在 宅 寝 た き り 患 者 処 置 指 導 管 理 料

ヲ 区 分 番 号 Ι 0 1 2 2  $\mathcal{O}$ 注 4 に 規 定 す る 衛 生 材 料 等 提 供 加 算

ワ 区 分 番 号 J 0 0 0 12 掲 げ る 創 傷 処 置

力 区 区 分 番 号 号 J 0 0 1 7 に 掲 げ る 穿む 爪を 甲 刺 排 除 膿っ 去 薬

日

分

番

J

0

0

1

8

に

掲

げ

る

後

液

注

入

タ 区 分 番 号 J 0 1 8 12 掲 げ る 喀☆ 痰た 吸 引

V 区 分 番 号 J 0 1 8 3 に 掲 げ る 干 渉 低 周 波 去 痰たん 器 に ょ る 喀☆ 痰た 排

出

区 分 番 号 J 0 4 3 3 に 掲 げ る ス 1 7 処 置

ソ

ツ 区 分 番 号 J 0 5 3 に 掲 げ る 皮 膚 科 軟 膏を 処 置

ネ 区 分 番 号 J 0 6 0 に 掲 げ る )膀ェラ 脱ニラ 洗 浄

ナ 区 分 番 号 J 0 6 0 2 に 掲 げ る 後 部 尿 道 洗 浄 **(**ウ ル ツ 7

ラ 区 分 番 号 J 0 6 3 に 掲 げ る 留 置 力 テ ] テ ル 設 置

ウ 区 分 番 号 J 1 1 8 に 掲 げ る 介 達 牽が 引

A

区

. 分番

号

J

0

6

4

に

掲

げ

る

導

尿

尿

道

拡

張

を

要す

るも

 $\bigcirc$ 

中 区 分 番 号 J 1 1 8 2 に 掲 げ る 矯 正 古 定

区 分 番 号 J 1 1 8 3 に 掲 げ る 変 形 機 械 矯 正

術

才 区 分 番 号 J 1 1 9 に 掲 げ る 消 炎 鎮 痛 築 処 置

ク 区 · 分番 号 J 1 1 9 2 に 掲 げ る 腰 部 又 は 胸 部 古 定 帯 古 定

Y 区 分 番 号 J 1 1 9 3 に 掲 げ る 低 出 力 レ ザ ] 照 射

7 区 分 番 号 J 1 1 9 4 に 掲 げ る 肛こ 門 処 置

ケ 区 分 番 号 J 1 2 0 に 掲 げ る 鼻 腔っ 栄 養

(4) 頻 口 訪 問 加 算 に 規 定 す る 状 態 等 に あ る 患 者

別 表 第  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\equiv$ に 掲 げ る 者

(5) 在 宅 時 医 学 総 合 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 8 施施 設 入 居 時 等 医 学 総 合 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 5  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 潍 用 す る 場

合を含む。)に規定する基準

保 険 医 療 機 関 で あ 0 て、 主と L て 往 診 又 は 訪 問 診 療 を 実 施 す る 診 療 所 以 外 0) 診 療 所 で あ る

 $\mathcal{O}$ لح L て 地 方 厚 生 局 長 等 に 届 け 出 た ŧ  $\mathcal{O}$ で あ る うこと。

(6) 在 宅 時 医学 総 合 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 10 施 設 入 居 時 等 医 学 総 合 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 5  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 準 用 す んる場

合 [を含] む。 に 規 定 す る 別 に 厚生 一労働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 状 態 0 患者

別表第八の三に掲げる患者

(7)在 宅 時 医 学 総 合 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 11 及 び 施 設 入 居 時 等 医 学 総 合 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 4 に 規 定 す る 別 に 厚 生

労

働大臣が定める状態の患者

別表第八の四に掲げる患者

(8)在 宅 時 医 学 総 合管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 12 及 び 施 設 入居 時 等 医 学 総 合管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 6 に . 規定 する施 設 基 準

情 報 通 信 機 器 を 用 1 た 診 療 を 行 う に つ き十 · 分 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 1 ること。

(9)在 宅 時 医 学 総 合 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 13 及 び 施 設 入 居 時 等 医 学 総 合管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 7 12 規 定 す る 施 設 基 潍

1 在 宅 患 者 に 係 る 診 療 内 容 に 関 す る デ ] タ を 継 続 的 か 0 適 切 12 提 出 す る ため に 必 要 な 体 制 が

整備されていること。

口 デ ] タ 提 出 加 算 に 係 る 届 出 を行行 0 て 1 な 7 保 険 医 療機 関 で あること。

 $\mathcal{O}$ 七 歯 科 訪 問 診 療 料  $\mathcal{O}$ 注 7 に 規 定す る 時 間

保 険 医 療 機 関 に お 7 7 専 5 診 療 に 従 事 L 7 7 る 部  $\mathcal{O}$ 時 間

 $\mathcal{O}$ 八 歯 科 訪 間 診 療 料  $\mathcal{O}$ 注 13 に 規 定 す る 基 潍

歯 科 医 療 を 担 当 す る 保 険 医 療 機 関 で あ 0 て、 主とし て 歯 科 訪 間 診 療 を 実 施 す る 診 療 所 以 外  $\mathcal{O}$ 診

療 所 で あ る ŧ 0 として、 地 方 厚 生 局 長 く等に 届 け 出 た ŧ  $\mathcal{O}$ で あ ること。

一 在宅がん医療総合診療料の施設基準

(1) 在 宅 が W 医 療 総 合 診 療 料  $\mathcal{O}$ 注 1 に 規定 する 施 設 基 潍

1 在 宅 が  $\lambda$ 医 療 を 提 供 す る 12 0 き 必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ て 1 ること。

口 緊 急 時  $\mathcal{O}$ 入 院 体 制 が 整 備 さ れ 7 7 ること。

(2) 在 宅 が  $\lambda$ 医 療 総 合 診 療 料  $\mathcal{O}$ 注 7 に 規 定する施 設 基 潍

1 在 宅 患者 に 係 る 診療 内 容 に 関 す るデ 1 タ を継 続 的 か 0 適 切 に 提出 するために必要な体 . 制 が

整備されていること。

口 デ ] タ 提 出 加 算 に係 る 届 出 を 行 0 て 1 な 1 保 険 医 療 機 関 で あ ること。

 $\mathcal{O}$ 救 急 搬 送 診 療 料  $\mathcal{O}$ 注 4 に 規 定 す る 施 設 基 潍

重 症 患 者  $\mathcal{O}$ 搬 送 を行行 うに つ き 十 分な 体 制 が 整 備 され てい ること。

三削除

几 在 宅 患 者 訪 問 看 護 指 導 料 及 び 同 建 物 居 住 者 訪 問 看 護 指 導 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等

(1) 在 宅 患 者 訪 間 看 護 • 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 1 及 び 同 建 物 居 住 者 訪 問 看 護 • 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 1 に 規 定 する疾

病等

イ 別表第七に掲げる疾病等

ロ 別表第八に掲げる状態等

(2) 在 宅 患 者 訪 間 看 護 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 2 及 Ţ 同 建 物 居 住 者 訪 間 看 護 • 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 2 に 規 定 す る施

設基準

緩 和 ケ ア、 褥ょ が たっ たっ ケア 又 は 人 工 肛っ 門 ケ ア 及 び 人 工 膀<sup>ぼ</sup>ぅ 胱ゥ ケ ア に 係 る 専 門  $\mathcal{O}$ 研 修 を 受 け た 看 護 師

が配置されていること。

(3)在 宅 患 者 訪 間 看 護 • 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 5 (同 建 物 居 住 者 訪 間 看 護 指 獐 料  $\mathcal{O}$ 注 6  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 潍

用 す る場 合 [を含] む。 に 規 定 す る 長 時 間  $\mathcal{O}$ 訪 間 を 要する者及び 厚 生労 働 大 臣 が 定  $\emptyset$ る 者

イ 長時間の訪問を要する者

1 + 五. 歳 未 満  $\mathcal{O}$ 小 児 で あ 0 7 超 重 症 児 ( 者 入 院 診 療 加 算 • 潍 超 重 症 児 者 入 院 診 療

入 加 院 算 診  $\mathcal{O}$ 療 注 加 1 算 12 規  $\mathcal{O}$ 定 注 す 2 12 る 規 超 定 重 す 症 る  $\mathcal{O}$ 準 状 超 態 重 又 症 は  $\mathcal{O}$ 超 状 重 態 症 児 12 あ 者) る ŧ 入  $\mathcal{O}$ 院 診 療 加 算 準 超 重 症 児 ( 者

② 別表第八に掲げる者

3 医 師 が 診 療 に 基 づ き、 患 者  $\mathcal{O}$ 急 性 増 悪 等 に ょ り 時 的 に 頻 口  $\mathcal{O}$ 訪 問 看 護 指 導 を 行 う

# 必要を認めた者

- ロ 厚生労働大臣が定める者
- 1 + 五. 歳 未 満  $\mathcal{O}$ 小 児 で あ 0 て 超 重 症 児 (者) 入 院 診 療 加 算 • 潍 超 重 症 児 者) 入 院 診 療

入 院 診 療 加 算  $\mathcal{O}$ 注 2 に 規 定 す る 準 超 重 症  $\mathcal{O}$ 状 態 に あ る ŧ  $\mathcal{O}$ 

加

算

 $\mathcal{O}$ 

注

1

に

規

定

す

る

超

重

症

 $\mathcal{O}$ 

状

態

又

は

超

重

症

児

者)

入

院

診

療

加

算

準

超

重

症児

( 者

2 + 五 歳 未 満  $\mathcal{O}$ 小 児 で あ 0 て、 別 表 第 八 に 掲 げ る 者

(4) 在 宅 患 者 訪 間 看 護 指 墳 料  $\mathcal{O}$ 注 11 同 建 物 居 住 者 訪 間 看 護 指 滇 料  $\mathcal{O}$ 注 6

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

ょ

り

潍

用 す る 場 合 を 含 む。 に 規 定 す る 状 態 等 に あ る 患 者

別表第八に掲げる者

(5)在 宅 患 者 訪 問 看 護 • 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 11 同 建 物 居 住 者 訪 問 看 護 指 獐 料  $\mathcal{O}$ 注 6  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 準

用 す る 場 合 を含 む。 に 規 定 す る 状 態 等 に あ る 患 者 のう 5 重 症 度 等  $\mathcal{O}$ 高 1 ŧ  $\mathcal{O}$ 

別表第八第一号に掲げる者

兀  $\mathcal{O}$ 在 宅 患 者 訪 間 看 護 • 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 7 及 び 同 建 物 居 住 者 訪 問 看 護 • 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 4 12 規 定 す る

複 数 名 訪 問 看 護 • 指 導 加 算 に 係 る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 者 及 び 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 場 合

(1) 厚生労働大臣が定める者

人  $\mathcal{O}$ 保 健 師 助 産 師 看 護 師 又 は 准 看 護 師 以 下 看 護 師 等 とい う。 に ょ る 訪 問 看 護

指 導 が 困 難 な 者 で あっ て、 次  $\mathcal{O}$ 7) ず れ か 12 該 当する ŧ  $\mathcal{O}$ 

イ 別 表 第 七 に 掲 げ る 疾 病 等  $\mathcal{O}$ 患 者

口 别 表 第 八 12 掲 げ る者

ハ 医 師 が 診 療 に 基 づ き、 患 者  $\mathcal{O}$ 急 性 増 悪 等 に ょ り <u>ー</u> 時 的 に 頻 口  $\mathcal{O}$ 訪 間 看 護 • 指 導 を行 う必

要 を 認  $\Diamond$ た 患 者

ホ

患

者

 $\mathcal{O}$ 

身

体

的

理

由

に

ょ

り

人

 $\mathcal{O}$ 

看

護

師

等

に

ょ

る

訪

間

看

護

•

指

導

が

困

難

کے

認

8

5

n

る

者

在

二 暴 力 行 為、 著 L 7 迷 惑 行 為 器 物 破 損 行 為 等 が 認 8 5 れ る

患 者

宅 患 者 訪 問 看 護 • 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 7  $\mathcal{O}$ ハ 及 び 同 建 物 居 住 者 訪 間 看 護 • 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 4  $\mathcal{O}$ ハ 12 規 定

す る 場 合 に 限 る。

そ  $\mathcal{O}$ 他 患 者  $\mathcal{O}$ 状 況 等 か 5 判 断 L て、 1 カン 5 ホ ま で  $\mathcal{O}$ V) ず れ か に 準 ずると認 8 5 れ る者 在

宅 患 者 訪 問 看 護 • 指 導 料 0) 注 7  $\mathcal{O}$ ハ 及 び 同 建 物 居 住 者 訪 問 看 護 • 指 導 料 0) 注 4  $\mathcal{O}$ ハ に 規 定

す る 場 合 に 限 る。

(2) 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 場 合

1 别 表 第 七 に 掲 げ る疾 病 等  $\mathcal{O}$ 患 者 に 対 L て 訪 間 看 護 指 導 を 行う場

口 別 表 第 八 に 撂 げ る者 に 対 L 7 訪 間 看 護 指 導 を 行 う 場 合

ハ 医 師 が 診 療 12 基 づ き、 患 者  $\mathcal{O}$ 急 性 増 悪 等 に ょ り 時 的 12 頻 回  $\mathcal{O}$ 訪 間 看 護 指 導 を 行 う 必

要 を 認  $\Diamond$ た ....患 者 に 対 L 7 訪 間 看 護 • 指 導 を 行 う 場 合

兀  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 在 宅 患 者 訪 間 看 護 • 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 1 同 建 物 居 住 者 訪 問 看 護 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 1 及 75 訪 間 看 護

指示料の注2に規定する者

気 管 力 = ユ ] V を 使 用 L 7 7 る 状 態 12 あ る 者 又 は 真 皮 を 越え る 褥』 瘡さ  $\mathcal{O}$ 状態 に あ る者

几  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 0) 在 宅 患 者 訪 問 看 護 • 指 獐 料  $\mathcal{O}$ 注 13 同 建 物 居 住 者 訪 間 看 護 • 指 導 料 0 注 6 0 規 定 に

ょ り 潍 用 す る 場 合 「を含 む。 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 者

 $\Box$ 腔; 内  $\mathcal{O}$ 喀☆ 痰た 吸 引 鼻 腔な 内  $\mathcal{O}$ 喀 痰た 吸 引 気 管 力 = ユ V 内 部  $\mathcal{O}$ 喀☆ 痰たん 吸 引、 胃 瘻る 若 L < は 腸 瘻る 12

ょ る 経 管 栄 養 又 は 経 鼻 経 管 栄 養 を 必 要 とす る 者

几

 $\mathcal{O}$  $\equiv$  $\mathcal{O}$ 三 在 宅 患 者 訪 間 看 護 • 指 獐 料  $\mathcal{O}$ 注 14 同 \_\_\_ 建 物 居 住 者 訪 問 看 護 • 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 6  $\mathcal{O}$ 規 定

に

ょ り 準 用 す る 場 合 「を含 む。 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 地 域

(1)離 島 振 興 法 昭 和 + 八 年 法 律 第 七 + \_ 号) 第二 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 離 島 振 興 対 策 実 施 地

域として指定された離島の地域

(2)奄 美 群 島 振 興 開 発 特 別 措 置 法 昭 和 + 九 年 法 律 第 百 八 + 九 号) 第 条 12 規 定 す る 奄 美 群 島

の地域

(3)Ш 村 振 興 法 昭 和 几 + 年 法 律 第六 十四四 号) 第七 条第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 振 興 Щ 村 لح L て 指 定さ

れた山村の地域

- (4) 小 笠 原 諸 島 振 興 開 発 特 別 措 置 法 昭 和 兀 十 匹 年 法 律 第 七 + 九 号) 第 四 条 第 項 に 規 定 す る小
- 笠原諸島の地域
- (5) 過 疎 地 域  $\mathcal{O}$ 持 続 的 発 展  $\mathcal{O}$ 支援 に 関 す る 特 別 措 置 法 令 和  $\stackrel{\cdot}{=}$ 年 法 律 第 + 九 号) 第二 条 第 項 に
- 規定する過疎地域
- (6)沖 縄 振 興 特 別 措 置 法 平 . 成 十 兀 年 法 律 第 + 四号) 第三条第三 号 に · 規 定 す る 離 島
- 兀  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 几 在 宅 患 者 訪 問 看 護 • 指 滇 料  $\mathcal{O}$ 注 15 同 建 物 居 住 者 訪 問 看 護 指 墳 料 0 注 6 0 規 定 に
- ょ n 潍 用 す る 場 合 を 含 む。 に 規 定 す る 訪 間 看 護 • 指 導 体 制 充 実 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進
- 訪 問 看 護 指 獐 に 0 1 て、 + 分 な 体 制 が 整 備 さ れ 相 当  $\mathcal{O}$ 実 績 を 有 L 7 1 ること。
- ょ り 潍 用 す る 場 合 を含 む。 に 規 定す る専 門 管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

几

 $\mathcal{O}$ 

 $\equiv$ 

 $\mathcal{O}$ 

五.

在

宅

患

者

訪

問

看

護

•

指

墳

料

 $\mathcal{O}$ 

注

16

同

\_\_\_

建

物

居

住

者

訪

間

看

護

•

指

墳

料

 $\mathcal{O}$ 

注

6

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

- 次のいずれかに該当するものであること。
- (1)緩 和 ケ ア、 褥よ 瘡ぇ ケア又 は 人 工 肛っ 門 ケア 及 び 人 工 一膀ョ 膀ョこ 脱ュ ケ ア に 係 る 専 門  $\mathcal{O}$ 研 修 を 受 け た 看 護 師
- が配置されていること。
- (2)す る 保 指 健 定 師 研 助 修 産 機 師 関 看 に 護 お 師 1 法 7 昭 和 同 項 二十三年 第 号 に 法 規 律 定 第二百三号) す Ź 特 定 行 第三 為  $\mathcal{O}$ うち 十 七 条 訪 の 二 間 看 第二 護 に 項 お 第 1 五. 7 号 専 門 に 規  $\mathcal{O}$ 管 定
- 理 を 必 要とする ŧ  $\mathcal{O}$ 12 係 る 研 修 を 修 了 L た 看 護 師 が 配 置 さ れ て 1 ること。

几  $\mathcal{O}$ 几 介 護 職 員 等 喀☆ 痰た 吸 引 築 指 示 料 に 規 定 す る 別 12 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る

者

(1)護 特 定 す 例 介 医 る 居 護 宅 師 訪 保 が 間 介 険 置 護 入 法 サ か 浴 れ 介 平 護 ピ 7 成 1 ス 九 な 費 同 年 7 条  $\mathcal{O}$ 法 支 場 第 律 給 合 七 第 12 項 に 百 限 に 係 る。 十三 規 る 定 同 す 号) 法 又 る 第 は 通 八 第 同 条 所 兀 条 第 介 + 第 護 項 + 条 12 同 第 条 項 規 に 定 第 項 規 す 九 第 定 る 項 す 号 に 訪 る 規 間 及 特 定 介 75 定 す 護 第 施 る  $\equiv$ 設 뭉 短 同 入 期 条  $\mathcal{O}$ 居 入 第 規 者 所  $\equiv$ 定 生 生 項 に ょ 活 12 活 規 介 介 る

護

を

行

う

者

- (3)(2)護 項 12 に 係 介 介 以 規 る 護 護 下 定 地 保 保 す 域 険 険 介 る 密 法 法 護 介 着 第 第 型 予 護 五. 兀 防 予 サ 十三 十二 訪 防 間 ピ 訪 条 条 ス 入 問 第  $\mathcal{O}$ 浴 入 三 介 浴 地 項 第 護 介 域 に 等 密 護 規 項 着 第二 又 定 لح は 型 す 介 1 同 る 号 う。 護 条 指  $\mathcal{O}$ 老 第 規 定 九 人 定 介 に 項 福 護 に 係 祉 に 子 ょ る 規 施 防 る 指 定 設 サ 特 定 す 入 例 を 所 る ビ 地 受 者 介 域 ス け 生 護 密 事 7 活 予 業 着 介 1 防 者 型 る 護 特 介 者 定 を 同 護 除 に 施 サ 法 限 <\_ 設 第 1 る。 ピ 入 八 居 条 ス を 者 費  $\mathcal{O}$ 行 生  $\mathcal{O}$ 第 う 活 支 者 給 介
- (4)護 に 係 介 医 る 護 介 師 保 護 が 険 置 予 法 防 か 第 れ 訪 五 7 問 + 1 入 兀 な 浴 条 1 介 第 場 護 合 等 項 に 又 第 限 は る。 号 同 及 法 第 てバ を 八 第 行 条  $\equiv$ う 号  $\mathcal{O}$ 者  $\mathcal{O}$ 第 規 七 定 項 12 に ょ 規 る 定 特 す 例 る 介 介 護 護 予 予 防 防 サ 短 1 ピ 期 入 ス 費 所 生  $\mathcal{O}$ 活 支 給 介
- (5)介 護 保 険 法 第 五 + 几 条  $\mathcal{O}$ 第 項 に 規 定 す る 指 定 地 域 密 着 型 介 護 予 防 サ ピ ス 事 業 者
- (6)介 護 保 険 法 第 五. + 几 条  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 第 項 第 号  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ る 特 例 地 域 密 着 型 介 護 予 防 サ ビ ス 費  $\mathcal{O}$

支 給 12 係 る 地 域 密 着 型 介 護 予 防 サ ピ ス を 行 う 者

(7)介 護 保 険 法 第 百 + 五. 条  $\mathcal{O}$ 兀 + 五. 第 項 第 号 1 12 規 定 す る 第 号 訪 間 事 業 若 L < は 同 号 口 に

規

定

す

る

第

号

通

所

事

業

を

行

う

者

(8)者、 を行 を行 間 条 す +同 福 ス くこととさ  $\mathcal{O}$ る 第 八  $\mathcal{O}$ 介 条 祉 障 う 護 第 同 共 う 条 12 サ 事 害 者、 者 第 生 項 令  $\mathcal{O}$ 規 兀 業 者 事 第 型 定 12 項 ピ 等  $\mathcal{O}$ れ 生 業 す 規 同 項 百 同 12 ス  $\mathcal{O}$ 日 令 定 て 令 を る 規 活 十  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 人 常 す 第 第 行 事 員 八 重 定 生 1 介 共 る る 条 護 う す 百 七 度 生 業 活 者 場 第 +訪 型 指 設  $\mathcal{O}$ る 及 + 問 合 事 居 行 定 備 八 同 び 業 居 宅 五. を 項 条 介 同 動 条 及 社 令 宅 条 を 第 護 援 第 除 12 介 び 会 く。 規 第 三 行 護 介 運  $\mathcal{O}$ 護 生 定 五. 営 う 項 同 兀  $\mathcal{O}$ 12 項 護 活 す 者 + 事 係 に に 行 12 に  $\mathcal{O}$ を 規 兀 業 規 関 る 規 援 事 る 総 定 指 定 護 を 指 定 す 条 業 同 同 合 す 第 令 行 る 令 す 及 す 的 定 定 第 う る 第 てバ る 基 る 障 短 同 に 者 基 期 指 行 項 害 条 準 百 九 同 支 第 準 動 に 援 入 + 定 福 行 平 + 該 援 援 す 所 几 生 規 祉 同 当 護 五 令 項 る 事 条 活 定 サ 護 成 業 条 第 介 す 第 に + 短 12 12 た 者 る 8 期  $\mathcal{O}$ 護 係 兀 ピ 係 規 八 項 基 定 る 十三 る 入 事 ス 年  $\mathcal{O}$ 準 す 所 12 医 12 業 基  $\mathcal{O}$ 指 法 厚 規 者、 潍 該 条 事 る 事 規 律 療 定 生 業 定 定 該 当 業 重 労  $\mathcal{O}$ 機 障 に 者 三 す 居 を 働 す 関 同 当 害 度 基 に る る 障 宅 訪 省 づ 令 行 が 福 介 < 医 共 行 基 第 害 規 う 間 令 祉 者、 護 療 生 う 準 九 福 定 サ 介 第 指 機 型 場 該 す 護 百 十 祉 事 定  $\equiv$ 合 当 る 障 関 サ 業 に 七 短 同 ピ 生 共 係 期 者 令 + が 及 条 ス 害 行 入 び 活  $\mathcal{O}$ ピ 生 第  $\mathcal{O}$ る 福 型 号) 指 う 所 医 介 ス 同 兀 事 祉 場 +  $\mathcal{O}$ 師 護 に  $\mathcal{O}$ 令 業 定 # 重 合 事 度  $\equiv$ 事 を 事 規 第 障 第 又 条 及 業 置 業 業 四 訪 害 ビ 定 は 兀

者、 型 八 業 る 障 75 В 12 訓 十三 者 指 条 型 規 指 害 練 医 定 定 者 師 定 に 事 同 規 す 自 条 等 を 共 業  $\mathcal{O}$ 令 同 置 定 事 立 者 る 令 同 に 第 包 生 す 指 第 業 訓 規 括 くこととさ 百 る 定 活 定 を 練 支 六 同 百 十 二 指 令 行 す 援 援 就 七 生 第二 る 定 労 う 助 + 事 者 事 共 活 基 条 業 継 五 者、 れ 業 百三 続 条 訓 準  $\mathcal{O}$ 同 者 生 該 7 支 練 第 同 条 援 令 当 に 同 及 活 1 る 援 第 項 第 事 自 規 令 び Α 業 型 に 百 場 同 助 <del>\_\_</del> 立. 定 第 合 令 事 事 規 七 者 項 訓 す 百 十 二 を除く。 第 業 業 定 る に 練 五 者 規 者 す 同 共 + 定 条 機 六 百 る 令 生 十三 型 す 指 第 第 条 能 同 同 令 る 令 定 自 第 百 訓 第二 条 基 第 就 項 七 練 立 準 に + 項  $\mathcal{O}$ 労 訓 同 令 + 百 該 規 百 事 移 <del>---</del> 練 に 当 定 条 業 第 兀 + 行 規 主 に 就 す 支 者 機 定 条 百  $\mathcal{O}$ 規 条 労 援 る 第 能 す 定 に + 継 事 基 同 る  $\mathcal{O}$ 訓 続 項 業 潍 規 令 練) 指 七 す る に 支 者 該 定 第 条 に 定 す 当 第 外 規 援 自 規 百  $\mathcal{O}$ 定 定 自 る 六 部 事 立 В 同 <del>\_\_</del> す 型 す 令 + 業 項 サ 立 共 訓 る 事 る 生 六 に 第 訓 練 を 業 指 型 条 行 規 ピ 日 百 練 定 中 者 自 第 う 機 ス 定 八 生 者 就 <u>\f}</u> す 利 + + 能 活 六 る 用 同 労 訓 項 訓 型 令 指 ピ 継 条 訓 練 12 同 練 指 第 規 定 ス 続 第 練 令 支 定 支 生 定 事 第 重 項 活 度 共 援 百 援 事 す 業 百

(9)う 年 セ 事 厚 児 業 生 タ 童 ] 労 所 福 又 が 働 祉 は 児 省 法 主 令 童 に と 第 福 基 L 祉 十 づ て 法 五. < 号) 重 指 (昭 症 定 第 心 和 通 身 兀 所 十 二 条 障 支 害 に 援 児 規 年  $\mathcal{O}$ 定 法 事 同 律 す 業 第 る 法 等 第 指 百  $\mathcal{O}$ 七 六 定 人 条 + 児 員 第二 几 童 号) 発 設 達 項 備 に 第 支 及 援 規 几 び 十三 定 運  $\mathcal{O}$ す 事 営 業 る 条 に に を 重 関 行 症 規 す 定 る 心 う す 身 者 基 る 準 障 当 児 害 亚 児 童 該 を 発 事 成二 達 業 1 う。 支 を + 援 行 几

同

生

活

援

助

事

業

者

主と 童 令 以 る 第 下 共 六 生 達 同 ٣ 型 7 + 支 放 援 重 五 課 症 条  $\mathcal{O}$ 後 に を 事 心 等 規 業 通 身 デ 障 定 を わ す 行 せ イ 害 る サ 児 る う ŧ 指 ] を 者 通 定 ピ  $\mathcal{O}$ で 放 ス わ 同 令 あ  $\mathcal{O}$ せ 課 事 る る 後 第 場 業 等 ŧ 五 を デ 合を除 +  $\mathcal{O}$ 行 で 1 兀 う 条 + あ 者 <\_ ° る  $\mathcal{O}$ 及 場 六 ピ び 合 ス に 同 を  $\mathcal{O}$ 規 令 除 定 同 事 <\_ 。 令 第 す 業 第五 七 を る + 行 基 + \_\_ 準 う 者 条 該 兀 同 条 令  $\mathcal{O}$ 当 当  $\equiv$ 児 第  $\mathcal{O}$ に 七 該 童 に 規 + 事 発 定 業 達 規 <del>---</del> 定 す 条 支 を す る 援 行  $\mathcal{O}$ 基 る う 事 準 に 事 業 共 生 該 規 業 者 型 当 定 所 放 児 す 同 が

課

後

等

デ

1

サ

]

ピ

ス

事

業

者

(10)者 八 12 動 支 条 規 及 同 障 定 び 条 援 12 以 害 第 規 す 下 同 事 者 条 業 定 る  $\mathcal{O}$ 第 を す 福 + 障 日 行 る 祉 七 害 常 + 項 者 う 地 ホ 生 八 者 域 に 総 活 項 生 合 ム 規 及 支援 に を経 活 定 同  $\mathcal{U}$ す 規 支 条 社 定 援 営 る 第 法 会 す す 事 地 生 と る + 業 る 域 活 福 七 を 事 活 1 を う。 祉 行 業 項 動 総 を行 支 12 ホ う 合 援 者 規 的 う者 定 セ 第 ム に を す 障 ン 五. 支 経 る 害 並 タ 条 援 営 者 び 第 地 す す 総 域 に を る る 合 障 経 + 活 た 事 支 害 営 六 動 8 業 者 支 援 す 項  $\mathcal{O}$ を 援 法 総 る に 法 行 合支 第 規 事 セ 律 う 五. 業 ン 定 者 援 を 条 す 平 タ を 第二 法 ] る 行 成 除 第 う を 移 + く。 経 七 者 + 動 七 営 + 支 六 年 項 法 す 七 同 援 条 る に 事 条 律 業 及 事 規 第 第 業 定 び を 百二 す 第 + を 行 行 る 七 う + 八 者 う 移 + 項

(11)祉 士 学 法 校 教 昭 育 和 法 六 十 二 昭 和 年 法 十 二 律 第三十号) 年 法 律 第 <u>一</u> 附 則 六 第二 号) + 第 七 条第 条 12 規 項 定  $\mathcal{O}$ す 登 る 学校 録 を受け 社 た登 会 福 録 祉 特 士 定 及 行 び 為 介 事 護 業 福

者

に

限

る。

五. 在 宅 患 者 訪 間 栄 養 食 事 · 指 導 料 に 規 定 する 別 に 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 患 者

を 有 疾 す 病 る 治 別 療 表  $\mathcal{O}$ 第 直 三 接 に 手 ・段とし 掲 げ る 特 て、 別 食 医 を 師 必  $\mathcal{O}$ 要とす 発 行 す る る 患 食 者 事 箋 が に 基 W 患 づ 者 き 提 摂 供 食 さ 機 れ た 能 若 適 切 L < な 栄 は 嚥る 養 下 量 機 及 能 び 内 が 低 容

下 L た 患 者 又 は 低 栄 養 状 態 に あ る 患 者

五. の 二 在 宅 療 養 後 方支援 病 院  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 · 等

① 在宅療養後方支援病院の施設基準

1 許 可 病 床 数 が二 百 床 基 本 診 療 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等 別 表 第 六  $\mathcal{O}$ <u>ー</u>に 掲 げ る 地 域 に 所 在 す Ź 保 険

医 療 機 関 12 あ 0 7 は 百 六 + 床 以 上  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 で あ る 病 院 で あ ること。

口 在 宅 在 患 宅 者 療 共 養 同 後 診 方 支 療 援 料 を行 に 規 定す うに る別 0 き十 に 分 厚 な 生 労 体 働 制 大 が 臣 整 が 備 定 さ 8 れ る 7 疾 1 病 ること。 等

基 本 診 療 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等 別 表 第 十三に . 掲 げ る 疾 病 築

 $\mathcal{O}$  $\equiv$ 在 宅 患 者 訪 間 褥<sup>じよくそ</sup>う 管 理 指 導 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

五.

(2)

- (1)医 師 看 護 師 及 び 管 理 栄 養士 か 5 な る 在 宅 褥<sup>じよくそ</sup>う 対 策 チ ム を 構 成 L 7 1
- (2)在 宅 褥ょ 瘡さ 対 策 チ ム に 在 宅 褥<sup>じよくそ</sup>う 管理 者を 配 置 すること。
- (3)在 宅 に お け る 重 症 化 予 防 等  $\mathcal{O}$ た 8)  $\mathcal{O}$ 褥よ え た た う 管 理 対 策を行うにつきふさわ し *\* \ 体 制 が 整 備 され

ていること。

五.  $\mathcal{O}$ 兀 在 宅 療 養 指 導 管 理 料 に 規 定 す Ź 別 に 厚 生 労 働 大 臣  $\mathcal{O}$ 定 8 る 患 者

十 五. 歳 未 満  $\mathcal{O}$ 者 で あ 0 7 人 工 呼 吸 器 を 使 用 L て 1 る 状 態  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ 又 は + 五. 歳 以 上  $\mathcal{O}$ 者 で あ 0 7 人

工 呼 吸 器 を 使 用 L 7 1 る 状 態 が + 五 歳 未 満 カ 5 継 続 L 7 1 る t  $\mathcal{O}$ 体 重 が + キ 口 グ ラ A 未 満 で

あ る 場 合 に 限 る。

六 在 宅 自 己 注 射 指 導 管 理 料、 間 歇け 注 入 シ リン ジポ ンプ 加 算、 持 続 血. 糖測 定器 加算及び 注 入器 用

注

射 針 加 算 に 規 定 す る 注 射 薬

別 表 第 九 に 掲 げ る 注 射 薬

六  $\mathcal{O}$ 在 宅 自 己 注 射 指 墳 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 5 に 規 定 す る 施 設 基

潍

六 の <u>-</u>  $\mathcal{O}$ 在 宅 妊 娠 糖 尿 病 患 者指 導 管 理 料 1 及 び 血 糖 自  $\Box$ 測 定 器 加 算 に 規定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が

定 8 る 者

情

報

通

信

機

器

を

用

1

た

診

療

を

行

う

に

0

き十

分

な

体

制

が

整

備

され

て

7

ること。

妊 娠 中  $\mathcal{O}$ 糖 尿 病 患 者 又 は 妊 娠 糖 尿 病  $\mathcal{O}$ 患 者 で あ 0 て 周 産 期 に お け る 合 併 症  $\mathcal{O}$ 危 険 性 が 高 1 者

血 糖  $\mathcal{O}$ 自 己 測 定 を 必 要と L た ŧ  $\mathcal{O}$ 12 限 る

六 の 三 在 宅 血 液 透 析 指 導 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

在 宅 血. 液 透 析 に 係 る 医 療 を 提 供 す る に つ き 必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 いること。

六 の 三  $\mathcal{O}$ 在 宅 酸 素 療 法 指 導 管 理 料  $\mathcal{O}$ 遠 隔 七 = タ リン グ 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

- (1)情 報 通 信 機 器 を 用 1 た 診 療 を 行う に つ き十分 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 1 ること。
- (2)呼 吸 器 疾 患  $\mathcal{O}$ 診 療 12 0 き + 分 な 経 験 を 有 す る 常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 及 び 看 護 師 が 配 置 さ れ 7 1

者

六  $\mathcal{O}$ 兀 在 宅 小 児 経 管 栄 養 法 指 導 管 理 料 12 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る

- (1)次 経  $\mathcal{O}$ 1 ず 摂 取 れ が か 著 に 該 L 当 < 困 す る 難 者 な + 五. 歳 未 満
- (2) 十 五. 歳 以 上  $\mathcal{O}$ 者 で あ 0 7 経  $\Box$ 摂 取 が 著 L < 木 難 で あ る 状 態 が + 五. 歳 未 満 か 5 継 続 L て 1 るも

 $\mathcal{O}$ 

者

 $\mathcal{O}$ 体 重 が + 丰 口 グ ラ ム 未 満 で あ る 場 合 に 限 る。

六

 $\mathcal{O}$ 兀 経  $\Box$  $\mathcal{O}$ 摂 取 が 在 宅 著 半 L < 古 形 困 栄 難 な 養 た 経 8 管 栄 胃 瘻る 養 法 を 造 指 設 導 管 L て 理 料 1 る に 者 規 で 定 す あ る 0 厚 て、 生 労 医 働 師 大 が 臣 経 が 定 摂  $\Diamond$ る 取 者  $\mathcal{O}$ 口 復 に 向 け

も の

7

在

宅

半

固

形

栄

養

経

管

栄

養

法

を行

う必

要を

認

め、

胃

造

設

術

後

年

以

内

に

当

該

栄

養

法

を

開

始

す

る

.. 瘻<sup>ろ</sup>う

六  $\mathcal{O}$ 兀  $\mathcal{O}$ 三 在 宅 持 続 陽 圧 呼 吸 療 法 指 導 管 理 料  $\mathcal{O}$ 遠 隔 干 = タ IJ ン グ 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

電 話 以 外 に ょ る 指 導 を 行 う 場 合 は 情 報 通 信 機 器 を 用 1 た 診 療 を 行 う に 0 き十 分 な 体 制 が 整 備

されていること。

六  $\mathcal{O}$ 五 在 宅 悪 性 腫 瘍 患 者 共 同 指 導 管 理 料 に 規 定 す Ź 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る保 険 医 療 機 関 0) 保 険 医

緩和ケアに関する研修を受けた医師

六  $\mathcal{O}$ 五. の 二 在 宅 舌 下 神 経 電 気 刺 激 療法 指 導 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

在 宅 舌 下 神 経 電 気 刺 激 療 法 を 行 う KZ 0 き十 分 な 体 制 が 整 備 さ れ て ること。

六  $\mathcal{O}$ 六 在 宅 難 治 性 皮 膚 疾 患 処 置 指 導 管 理 料 に 規 定 す Ź 疾 患

別表第九の一の二に掲げる疾患

六  $\mathcal{O}$ 七 在 宅 植 込 型型 補 助 人工 心 臟 (非 拍 動流 型) 指導 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施

在 宅 植 込 型補 助 人工 心臓 非 拍 動流 型) 指導 管理を行う に つき十分な体制が整 備されているこ

設

基

潍

کے

六 の 七 の 二 在宅 腫 瘍 治 療 電 場 療 法 指 導 管 理 料 0) 施 設 基 潍

在 宅 腫 瘍 治 療 電 場 療 法 を行うに つ き十分な 体 制 が 整 備さ れ 7 \ \ ること。

六  $\mathcal{O}$ 七 の 三 在 宅 経 肛門 的 自 己 洗 腸 指 導 管理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

経 肛っ 門 的 自 己 洗 腸  $\mathcal{O}$ 指 導 を 行うに つ き十 分 な 体 制 が 整 備され ていること。

六  $\mathcal{O}$ 七  $\mathcal{O}$ 兀 注 入 器 加 算 12 規 定 す る 注 射 薬

別表第九の一の三に掲げる注射薬

六  $\mathcal{O}$ 八 持 続 血 糖 測 定器 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1) 間 . 歇けっ 注 入 シ IJ ンジ ポ ン プ と連 動 す る 持 続 血 糖 測 定 器 を 用 1 る 場 合

イ 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に当該 測定 器  $\mathcal{O}$ 使 用 に つ き 必 要 な 医 師 が 配 置 つされ ていること。

口 該 測 定 器  $\mathcal{O}$ 使 用 に つ き十 分な 体 制 が 整 備 さ れ てい ること。

(2) 間 歇けっ 注 入 シ IJ ン ジ ポ ン プ と 連 動 な 1 持 続 血 糖 測 定 器 を 用 7 る 場 合

イ 該 保 険 医 療 機 関 内 に 当 該 測 定 器  $\mathcal{O}$ 使 用 に 0 き 必 要 な 医 師 が 配 置 っ され ていること。

口 該 測 定 器  $\mathcal{O}$ 使 用 に 0 き十 分 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 1 ること。

六 0 九 経 腸 投 薬 用 ポ ン プ 加 算 に 規 定す る内 服 薬

別表第九の一の四に掲げる内服薬

 $\mathcal{O}$ + 注 入 ポ ン プ 加 算 に 規 定 す る 注 射 薬

六

別表第九の一の五に掲げる注射薬

六  $\mathcal{O}$ + 横 隔 神 経 電 気 刺 激 装 置 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

横 隔 神 経 電 気 刺 激 装 置  $\mathcal{O}$ 使 用 に つ き + 分 な 体 制 が 整備され ていること。

七 地 域 医 療 連 携 体 制 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1) 診療所であること。

(2)夜 間 休 日 等 に お け る 緊 急時  $\mathcal{O}$ 体 制 を 継 続 的 に 確 保 す るた め、 歯 科 点 数 表 区 分 番 号 A 0 0 0

に 掲 げ Ź 初 診 料  $\mathcal{O}$ 注 2  $\mathcal{O}$ 届 出 を 行 0 7 1 る 病 院 で あ る 保 険 医 療 機 関 及 び そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 歯 科  $\mathcal{O}$ 保 険 医

療 機 関 لح  $\mathcal{O}$ 連 携 に ょ る 地 域 医 療 支 援 体 制 を 備 えていること。

七  $\mathcal{O}$ 在 宅 歯 科 医 療 推 進 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

- (1)歯 科 医 療 を担 当する診 療 所で あ る 保 険 医 療 機 関 であること。
- (2)以 上 当  $\mathcal{O}$ 該 患 診 者 療 が 所 歯 で 科 行 訪 わ 間 れ 診 る 療 歯 1 科 を算 訪 間 定 診 L 療 7  $\mathcal{O}$ *\*\ 延 ること。 べ 患 者 数 が 月 平 均 五. 人 以 上 で あ 0 て、 そ のうち

割

#### 八 在 宅 患 者 歯 科 治 療 時 医 療 管 理 料 $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

- (1)当 該 療 養を行うに つき、 十分な経 験を有する常 勤 0) 歯 |科医 師 に よ り、 治 療 前 治 療 中 及 び治
- 療 後 に お け る当 該 患 者 の全身 状 態 を管 理 する 体 制 が 整 備 さ れ 7 いること。
- (2)師 が 歯 科 名 医 以 師 上 が 配 複 置 数 さ 名 れ 配 て 置 7 さ ること。 れ て V) ること又 は 歯 科 医 師 が 名 以 上 か 0 歯 科 衛 生 士 若 L < は 看

護

- (3) 当 該 患 者  $\mathcal{O}$ 全 身 状 態  $\mathcal{O}$ 管 理を行うにつき十分な 装 置 • 器具 を 有 ï て ( ) ること。
- (4)設  $\mathcal{O}$ 緊 保 急 険 時 医 に 療 円 機 滑 関 な に 対 あ 応 0 が て できるよう、 は、 当 該 保 険 別 医  $\mathcal{O}$ 保 療 機 険 関 医  $\mathcal{O}$ · 療 医 機 科 関 診 لح <u>の</u> 療 科 連 との 携 体 連 制 携 病 体 制 院 で あ が る 確 保 医 さ 科 れ 歯 科 て 併 1

ること。

## 第五 検査

- 一 検体検査実施料に規定する検体検査
- 別表第九の二に掲げる検査

### 一削除

三 造血器腫瘍遺伝子検査の施設基準

検 体 検 査 管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 を満 たし ていること。

三の一の二 遺伝学的検査の施設基準等

① 遺伝学的検査の施設基準

当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。

② 遺伝学的検査の注に規定する疾患

難 病  $\mathcal{O}$ 患 者 に 対 す る医 療 等 に 関 す る 法 律 第五 条 第 項に 規定す んる指 定難 病 0 うち、 当該 疾 患

12 対 す る遺 伝学 的 検 査  $\mathcal{O}$ 実 施 に . 当 た って十分 な体 制 が 必 要 な ŧ  $\mathcal{O}$ 

三の一の二の二 染色体検査の注2に規定する施設基準

(1) 当 該 保険 医療 微機関 内 に当該検査を行うにつき必要な医師が 配置されていること。

(2) 当 該 検 査 を行うに つき十分な 体 制 が 整 備されて いること。

0  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 骨 髄 微 小 残 存 病 変量 測 定  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

(1) 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に . 当 該 検 査 一を行う ĺζ つ き必 要 な 医師 が 配 置されていること。

(2) 該 検 査を行うにつき十分な 体 制 が 整 一備され てい ること。

二の一の三の二 BRCA1/2遺伝子検査の施設基

潍

当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。

 $\mathcal{O}$ の三の三 が んゲ 1 ム プ 口 フ ア イリング 検 査  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

当 該 検 査 を 行 う ĺζ 0 き + 分 な 体 制 が 整 備 さ れ て 1 ること。

三  $\mathcal{O}$ 0)  $\equiv$ 0 兀 角 膜 ジ ス 1 口 フ イ ] 遺 伝 子 検 査  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1)当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 当 該 検 査 を行う E つ き必 要 な 医 師 が 配 置され てい ること。

(2) 当 該 検 査 を行うに つ き十 · 分 な 体 制 が 整 備 され てい ること。

 $\mathcal{O}$ 0)  $\equiv$ 0) 五. 遺 伝 子 相 同 組 換 え 修 復 欠 損 検 査  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

В R C Α 1 / 2 遺 伝 子 検 杳  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 を 満 た L 7 1 ること。

三  $\mathcal{O}$ 0)  $\equiv$  $\mathcal{O}$ 六 染 色 体 構 造 変 異 解 析  $\mathcal{O}$ 施 設 基 淮

遺 伝 カウン セ リング 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 を満 た L て 7 ること。

0) 一 の 三 の 七 Y 染色 体 微 小 欠失 検 査  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

三

当 該 検 査 を 行 う ĺ 0 き十 分 な 体 制 が 整 備 さ れ て 1 ること。

三  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 三  $\mathcal{O}$ 八 先 天 性 代 謝 異 常常 症 検 査  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1) 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 当 該 検 査 を 行 う に 0 き 必 要 な 医 師 が 配 置 さ れ て 1 ること。

(2)当 該 検 査 を行 うに つ き十 · 分 な 体 制 が 整 備 され て 1 ること。

 $\mathcal{O}$ 基 本  $\mathcal{O}$ 診 兀 療 料 デン  $\mathcal{O}$ グ 施 ゥ 設 基 1 準 ル 等 ス 抗 第 九 原 定 *の* 性 及  $\mathcal{O}$ び (1) デン  $\mathcal{O}$ 1 グ  $\mathcal{O}$ ゥ 救 命 1 救 ル 急 入 ス 抗 院 原 料 • 抗 1 体 同 口  $\mathcal{O}$ 時 測 救 命 定 救 定 急 性 入  $\mathcal{O}$ 院 施 設 料 2 基 進

 $\mathcal{O}$ 

特 救 兀 定 命  $\mathcal{O}$ 救 集 (1)急入院料3若し 中  $\mathcal{O}$ 治 ノヽ 1 療 室 ケ 管 ア 理 ユ 料 = Š 2 ツ は 1 = 入 ハ 院 0  $\mathcal{O}$ 救 特 医 命救 定 療 管 集 急入院料 理 中 料 治 療 1 若 室 4 管 L < 理 三の は 料 3 (2)若 (1)  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ハ L Š 1 1 ケ は  $\mathcal{O}$ 特 ア 二 定 ユ  $\mathcal{O}$ 集中 = 特 定 ツ 治 集 1 療 入 中 室 院 治 管 医 療 室 理 療 料 管 管 理 理 1 料 料 之 又 4 口  $\mathcal{O}$ 

三 0 0) 兀 の 二 抗 アデ 1 随 伴 ウ 1 ル ス 9 型 Â A V 9 抗体 0) 施 設基準

は

五.

 $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 

小

児

特

定

集

中

治

療

室

管

理

料

 $\mathcal{O}$ 

施

設

基

準

を

満

た

L

てい

ること。

当 該 検 査 を行うにつき十 · 分 な 体 制 が 整 備 さ れていること。

三  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 五 抗 Н L Α 抗 体 ヘス ク IJ ] 二 ン グ 検 査 及 び 抗 Н L A 抗 体 抗抗 体 特 異 性 同 定 検 査  $\mathcal{O}$ 施

設基準

当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。

の <u>ニ</u> Н Р V 核 酸 検 出 . 及 び Н Р V 核 酸 検 出 簡 易ジ エ ノタイプ 判定)  $\mathcal{O}$ 施 設

基

潍

- (1) 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に . 当 該 検 査 を行 う (Z つ き必 要 な 医 師 が 配 置 さ れ 7 1 ること。
- (2)当 該 検 査 を 行 う に 0 き十 分 な 体 制 が 整 備 さ れ て 1 ること。
- 三の二の二 ウ イ ル ス 細 菌 核 酸 多 項 目 同 時 検 出  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等
- (1)ウ 1 ル ス 細 菌 核 酸 多 項 目 同 時 検 出  $\mathcal{O}$ 施 設 基

イ 該 保 険 医 療 機 関 内 12 · 当 該 検 査 を 行 らに つき必要 な 医 師 が 配 置 っ され て いること。

口 当 該 検 査  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者  $\mathcal{O}$ 治 療 を行 うに つき十分な 体 制 が 整 備 さ れ ていること。

(2) ウ 1 ル ス • 細 菌 核 酸 多 項 目 同 時 検 出 O対 象 患 者

次のいずれにも該当する患者

イ 重 症  $\mathcal{O}$ 呼 吸 器 感 染 症 と診 断 され た、 又 は 疑 わ れ る 患 者

ロ 集中治療を要する患者

の <u>-</u> の 三 細 菌 核 酸 • 薬 剤 耐 性遺伝子 同 時 検 出  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

基 本 診 療 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等 第 八 の 二 十 九  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ (1) 0 感 染 対 策 向 上加 算 1 又 は (2)  $\mathcal{O}$ 感 染 対 策向 上加

算2の施設基準を満たしていること。

の <u>ニ</u>  $\mathcal{O}$ 几 ク 口 ス 1 IJ ジ オ 1 デス デ 1 フ 1 シ ル  $\mathcal{O}$ 1 丰 シ ン В

遺伝

子

検

出

 $\mathcal{O}$ 

施

設

基

準

(1) 検 体 検 查 管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 を 満 た L て 1 ること。

(2)基 本 診 療 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等 第八  $\mathcal{O}$ <u>一</u>十 九 の <u>ニ</u>  $\mathcal{O}$ (1) の感 染対策向上 加算1の 施 設 基準 を満たして

いること。

四 検体検査管理加算の施設基準

① 検体検査管理加算①の施設基準

1 院 内 検 查 を 行 0 7 1 る 病 院 又 は 診 療 所 で あ ること。

口 該 検 体 検 査 管 理 を 行 う ĺ つ き十 分な体 制 が 整備されていること。

② 検体検査管理加算 三の施設基準

イ 院内検査を行っている病院又は診療所であること。

口 該 保 険 医 療 機 関 内 に 臨 床 検 査 を 担 当 す る常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 が 配 置され て *(* )

ハ 当 該 検 体 検 査 管 理 を 行 うに 0 き + 分 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 7 ること。

③ 検体検査管理加算Ⅲの施設基準

1 院 内 検 査 を 行 0 て 1 る病 院 又は 診療所であること。

口 該 保 険 医 療 機 関 内 に 臨 床 検 査 を 専ら 担 当する常勤  $\mathcal{O}$ 医 師 が 配置されていること。

*/*\

当

該

保

険

医

療

機

関

内

に

常

勤

 $\mathcal{O}$ 

臨

床

検

查

技

師

が

兀

名

以

上

配

置

さ

れ

てい

ること。

= 当 該 検 体 検 査 管 理 を 行 う ĺΞ つ き十 分な 体 制 が 整 備 さ れ 7 1 ること。

⑷ 検体検査管理加算 №の施設基準

イ 院内検査を行っている病院又は診療所であること。

口 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 臨 床 検 査 を 専 5 担 当する常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 が 配置さ れ ていること。

ハ 当 該 保 険 医 療 機 関 内 12 常 勤  $\mathcal{O}$ 臨 床 検 査 技 師 が + 名 以 上 配 置 さ れ て 7 ること。

二 該 検 体 検 査管 理 を 行 う ĺZ 0 き + 分な 体 制 が 整 備 さ れ て 7 ること。

兀 の 二 国 際 標 準 検 査 管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

玉 際 標 準 化 機 構 が 定 8 た 臨 床 検 査 に 関 する国 際規格 にに基 づく技術能力の 認定を受けてい る保険

医療機関であること。

五 遺伝カウンセリング加算の施設基準等

(1) 遺 伝 力 ウ ン セ リン グ 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 淮

イ 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 遺 伝 力 ウ ン セ リング を 要 す る治 療 に 係 る十 分な 経 験 を 有 す る常 勤  $\mathcal{O}$ 

医師が配置されていること。

口 当 該 力 ウン セリングを受けた全ての患者又はその家族に対して、 それぞれの患者が受けた

力 ウ ン セ リン グ 0 内 容 が文書 に ょ り 交付され、 説 明 が なされていること。

(2) 遠 隔 連 携 遺 伝 力 ウ ン セ IJ ン グ  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

イ 遺 伝 力 ウ ン セ IJ ン グ 加 算 12 係 る 届 出 を 行 0 7 **(** ) る 保 険 医

情 報 通 信 機 器を 用 1 た診 療 を行うにつき十分 な 体 制 が 整 一備され ていること。

療

機

関

で

あること。

の二 遺伝性腫瘍カウンセリング加算の施設基準

五.

口

当 該 力 ウ ン セ IJ ング を行うに つき十 · 分な: 体 制 が 整 備 さ れ ていること。

六 心 臓 力 テ テ ル 法 に ょ る 諸 検 査  $\mathcal{O}$ 血 管 内 視 鏡 検 査 加 算 及 び 長 期 継 続 頭 蓋 内 脳 波 検 査  $\mathcal{O}$ 施 設

基

潍

(1) 当 該 検 査 を 行 う に つ き十分な 専 用 施 設 を 有 し 7 7 る 病 院で あ ること。

(2)当 該 保 険 医 療 機 関 内 に . 当 該 検 査 を行うに つ き必 要な 医 師 及 び 看 護師 が 配 置され ていること。

(3)緊 急 事 態 に 対 応 す Ź た 8  $\mathcal{O}$ 体 制そ  $\mathcal{O}$ 他 当 該 療養につき必要な体 制 が 整 備 されていること。

六の二 植込型心電図検査の施設基準

当 該 検査を行うにつき十分な体 制が整備されていること。

六 の 三 時 間 内 歩 行 試 験  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

- (1) 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に . 当 該 検 査 を行うにつき必 要 な 医師 が 配 置され てい
- (2) 当 該 検 査を行うにつき十分な 体 制 が 整 備されて V ) ること。

六の三の二 シ ヤ 1 - ルウォ ] キングテス } 0) 施設 基 潍

(1)

当

該

保

険

医

療

微機関

内

に当

該

検

査を行うにつき必

要

な

医師

が

- 配置されていること。
- (2) 当 該 検 査 を 行 うに . つ き十 -分 な 体 制 が 整 備 され て , · ること。

六 の 兀 胎 児 心 工 コ 法  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

- (1) 当 該 保 険 医 療 機関 内 に当該: 検 査を行うにつき必 要な医師が 配置されていること。
- (2) 当 該 検 査 を行うにつき十分な体 制 が 整 備されていること。

六 の 五. ^ ツ K アッ プテ 1 ル } 試 験  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

- (1) 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に . 当 該 検 査 を行 う Œ つ き必 要 な 医 師 が 配 置 され てい ること。
- (2)当 該 検 査 を 行 らに つ き十分な 体 制 が 整 備される て いること。

六の六 皮下 連 続式 グ ル コ ] ス 測 定  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

- (1) 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に . 当 該 検 査を行うにつき必 要 な 医 師 が 配置されていること。
- (2) 当 該 検 査 を行うにつき十分な 体 制 が 整 備されていること。

## 六の七 人工膵臓検査の施設基準

- (1) 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 当 該 検 査 を行う に 0 き 必 要 な 医 師 及 び 看 護 師 が 配 置さ、 れ て 7 ること。
- (2)緊 急 事 態 に 対 応 す る た 8  $\mathcal{O}$ 体 制 そ  $\mathcal{O}$ 他 当 該 療 養 に 0 き必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ て V) ること。

#### 六の八 長 期 脳 波 ピ デ 才 同 時 記 録 検 査 1 $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

- (1)当 該 保 険 医 療 ※機関内 に当 該 検 査を行うにつき必 要な医師が 配置されていること。
- (2)当 該 検 査を行うにつき十分な 体制 が 整 備 され ていること。
- (3)7  $\lambda$ か W に 係 る 診 療 を行 うに つ き十 · 分 な 体 制 が 整 備さ れ 7 *\*\ ること。

## 七 光トポグラフィーの施設基準

- (1) 抑 う つ 症 状  $\mathcal{O}$ 鑑 別 診 断  $\mathcal{O}$ 補 助 E 使 用する場合の診療料を算定するため  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準
- 1 該 保 険 医 |療機 関 内 に当該 検 査 を行うに つき必要な 医師 が 配 置されてい ること。
- 口 該 検 査 を 行うに 0 き十分 な 体 制 が 整 備 され 7 ( ) ること。
- (2) 適 合 L 7 1 な 1 場 合 に は 所定 点数 0) 百 分  $\mathcal{O}$ 八 + に 相 当する点数に により 算 定することとな る施

#### 設基準

- 1 当 該 検 査を行うにつき十分な機器及び施設を有してい ること。
- 口 た 症 1 に 例 掲 数 が、 げ る 当 該 検 査 機器 検 査 機 で 器  $\mathcal{O}$ 検  $\mathcal{O}$ 使 査 を 用 目 症 的 例 とし 数  $\mathcal{O}$ た 別 定  $\mathcal{O}$ 割 保 合 以 険 上で、 医 療 あ 機 関 ること。 カコ 5 0 依 頼により 検査 を行 0

① 自発活動を測定するものの施設基準

1 該 検 査 を行うに つき十分な機器 及び 施 設を有 L ていること。

口 該 検 査を行うにつき十分な体 制 が 整 備 され . T *\* \ ること。

てんか んに 係る診療を行うにつき十分な 体制 が 整 備されていること。

2) その他のものの施設基準

イ 当該検査を行うにつき十分な機器及び施設を有

L

ていること。

口 該 検 査 を 行うにつき十分な体 制 が 整 備 され 7 *\* \ ること。

八 の <u>ニ</u> 終 夜 睡 眠ポ リグラフ 1 ] 0 安全精度管理下で行うも  $\mathcal{O}$ の施設基準

(1) 当 該保険 医 療 機関内 に当該検査を行うにつき必 要な医 師 が 配置されていること。

(2) 当 該 検 査 を行うに つき十分な体 制 が 整備されていること。

八の三 脳波検査判断料1の施設基準

7  $\lambda$ カュ  $\lambda$ に 係 る 診 療 を行うにつき十分な体 制 芸が整備・ され ていること。

八  $\mathcal{O}$ 兀 脳 波 検 査 判 断 料  $\mathcal{O}$ 注 3 に規 定す る別 に . 厚 生労働大 臣 が 定 8) る施設基 準

(1) 送信側

脳 波 検 査  $\mathcal{O}$ 実 施 及び送受信 を行うにつき十分な機器及 び 施 設 を有 してい

(2) 受信側

て W か ん に 係 る診 療 を 行うに つ き十 分 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 V) ること。

九 中 枢 神 経 磁 気 刺 激 に ょ る 誘 発筋 電 义  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

- (1)当 該 検 査を行うにつき十分な 機器 及 び 施 設 を有 してい ること。
- (2) (1) に掲 げ る検 人 查機器 で (T) 検 査 を目的とし ) た 別 の保 険 医 療 機 関 カコ らの 依頼 により検査を行った

九の二 単線維筋電図の施設基準

症

例

数

が、

当該

検

査

機

器

 $\mathcal{O}$ 

使

用

症

例

数

*(*)

定

割合以上であること。

- (1)当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 当 該 検 査 を行うに . つき必 要 な 医 師 が 配 置 合れ 7 1 ること。
- (2)当 該 検 査 を行うに つき十分な 体 制 が 整 備 されていること。

十 神経学的検査の施設基準

- (1) 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 当 該 検 査 を行うに 0 き必 要 な 医 師 が 配 置 さ れ ていること。
- (2) 当 該 検 査 を 行 う K つ き十 · 分 な 体 制 が 整 備 さ れ て 7 ること。

十の二 補聴器適合検査の施設基準

- (1)当 該 保 険 医 療 機 関 内 に . 当 該 検 査を行うにつき必要な医 師 が 配 置されてい ること。
- (2) 当 該 検 査 一を行 うに つき十分な 装 置 器 具を 有 L 7 7 ること。

+ . 三 黄 斑 局 所 網 膜 電 図 及 び 全視 野 精 密 網 膜 電 义  $\mathcal{O}$ 施 設

基

準

- (1) 当該検査を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。
- 十 一 (2) 当 コ 該 ン 検 タ ク 査を行うにつき十分な体制  $\vdash$ レ ンズ検 査 料 0) 施 設 基 が 潍 整 備されていること。
- (1) 通則

1 当該検査を含む診療に係る費用について、 当該保険医療機関の見やすい場所に掲示してい

口 当該 検 査を受けてい る全て の患者に対して、 当 該 検査 を含む診療に係 る費用 に つい て 説

明

が なされ て *(* ) ること。

1 次 0) V ずれ かに該当すること。 ンズ検査料 1の施設基準

(2)

コ

ン

タ

ク

1

レ

1 当該 保険 医療 機関を受診した患者のうち、 コ ン タクトレ ンズに係る検査を実施した患者

 $\mathcal{O}$ 割 合 が三 割 未 満 で あること。

2 当 該 保 険 医 療 機 関 を受診 した患者 のうち、 コ ン タクトレ ンズに 係 る 検 査 を実 施 L た 患者

 $\mathcal{O}$ 割 合 が 兀 割 未 満 で あ り、 カ つ、 当該保険医療機 関 内 に眼 科診療を専ら担当する常 勤  $\mathcal{O}$ 医

師 が 配 置置さ れていること。

口 次  $\mathcal{O}$ 7 ずれ かに該当すること。

- ① 入院施設を有すること。
- 2 当 該 保 険 医 療 機関を受診 L た患者 のうち、 コ ン タクト レ ンズ検 査料 . を算. 定 L た 息者 · 数 が

年間一万人未満であること。

3 を交付した割合が コ ン タ ク トレ ン 九 ズに係る検査を実施 割 五分未 満 であること。 L た患者のうち、 自施設におい てコンタクトレ

ンズ

③ コンタクトレンズ検査料2の施設基準

イ(2のイに該当すること。

ロ 2)の口に該当しないこと。

4 コンタクトレンズ検査料3の施設基準

②のイに該当しないこと。

1

ロ 2)の口に該当すること。

の 二 口 ] ピ ジ 日 ン 検 査 判断 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

+

当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 当 該 療養 を 行 うにつき必要な常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 が 配置され ていること。

小 児 食 物 ア レ ル ギ ] 負 荷 検 査  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1) 該 保 険 医 療 機関 内 に当 該 検 査を行うにつき必要な医師が 配置されていること。

(2) 当 該 検 査 を行うにつき十分な体 制 が 整 備されていること。

## 十三 内服・点滴誘発試験の施設基準

- (1) 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 当 該 検 査 を行うに . つき必 要な 医 師 が 配 置 合れ てい ること。
- (2)当 該 検 査 一を行 うに つ き十分な 体 制 が 整 備 され て ١ ر ること。

# 十四 センチネルリンパ節生検(片側)の施設基準

- (1) 当 該 保 険 医 療 ※機関内 に当 該検 査を行うにつき必要な医師が 配置されていること。
- (2)当 該 検 査を行うにつき十分な 体制 が 整備されていること。

#### + 兀 前 立 腺 針 生 検 法 $\mathcal{O}$ 注 に · 規 定す る施 設 基 潍

(1)当 該 保 険 医 療 機 関 内 に . 当 該 検 査 を行う ĺΞ つき必 要 な 医 師 が 配 置され

ていること。

(2) 当 該 検 査 を行うにつき十分な 体 制 が 整 備されていること。

# 十五 CT透視下気管支鏡検査加算の施設基準

- (1) 当 該 検 査 を行うにつき十分な 体 制 が 整 備 され ていること。
- ② 当該検査を行うにつき十分な機器を有していること。

# 十五の二 経気管支凍結生検法の施設基準

- (1) 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に . 当 該 検 査 を行うにつき必 要な医 師 が 配置されていること。
- (2)当 該 検 査 を行うにつき十分な 体 制 が 整 備されていること。

## 十五の三 口腔細菌定量検査の施設基

準

- (1) 当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- ② 当該検査を行うにつき十分な機器を有していること。

# 十六 有床義歯咀嚼機能検査の施設基準

- (1) 当該: 検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- ② 当該検査を行うにつき十分な機器を有していること。

## 十七 咀嚼能力検査の施設基準

- (1) 当 該 検査を行うにつき十分な体制 が整備されていること。
- ② 当該検査を行うにつき十分な機器を有していること。

### 十八 咬合圧検査の施設基準

- (1) 当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- ② 当該検査を行うにつき十分な機器を有していること。

## 十九 精密触覚機能検査の施設基準

- (1) 当 該 検 査 に 係 る 研 修 を受 けた 歯 科 医師 が 一 名 以 上配置されていること。
- ② 当該検査を行うにつき十分な機器を有していること。

## 二十 睡眠時歯科筋電図検査の施設基準

(1) 当 該 検 査を行うにつき十分な体制 が 整 備されていること。

(2)当 該 検査を行うにつき十分な機器を有していること。

第六 画 像

診 断

画 像 診 断 管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 施

設

基

潍

(1)画 像 診 断 管 理 加 算 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

1 放 射 線 科 を で 標 榜 ぼ L 7 1 る 保 険 医 療機関であること。

口

該

保

険

医

療

機

関

内

に

画

像

診

断

を

専

5

担

当する常

勤

 $\mathcal{O}$ 

医

師

が

配

置されていること。

ノヽ

画 像 診 断 管 理 を 行 う に 0 き十 分 な 体 制 が 整備 さ れ て 7 ること。

(2) 画 像 診 断 管 理 加 算 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

放 射 線 科 を で 標 榜 ぼ し 7 1 る 病 院 で あること。

1

口 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 画 像 診 断 を専ら担当する常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 が 配 置され ていること。

0

ハ

当

該

保

険

医

療

機

関

に

お

7

7

実

施

さ

れ

る

全

て

0)

核

医

学

診

断

及

び

コ

ン

上°

ユ

タ

断

層

撮

影

診 断

に 0 1 て 口 に 規 定 す る 医 師  $\mathcal{O}$ 指 示  $\mathcal{O}$ 下 12 画 像 情 報 等  $\mathcal{O}$ 管 理 を 行 て 1 ること。

= 当 該 保 険 医 療 機 関 に お け る 核 医 学 診 断 及 び コ ン  $F_{\circ}$ ユ タ 断 層 撮 影 診 断  $\mathcal{O}$ うち、 少 な くと

t 八 割 以 上  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 読 影 結 果 が 口 に 規 定 す Ź 医 師 に ょ り遅 くとも 撮影 日  $\mathcal{O}$ 翌診 療 日 ま でに

主 治 医 に 報告 さ れ 7 7 ること。

(3) 画 像 診 断 管 理 加 算 3  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

イ 放 射 線 科を で 標 榜 ぼ L 7 7 る特・ 定 機 能 病 院 であること。

口 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 画 像 診 断 を 専 5 担 . 当 す る常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 が 配 置 さ れ 7 7 ること。

ハ 当 該 保 険 医 療 機 関 に お 1 7 実 施 さ れ る 全 て  $\mathcal{O}$ 核 医 学 診 断 及 U コ ン ピ ユ タ 断 層 撮 影 診 断

に つ **,** \ て、 口 に 規 定 す る 医 師  $\mathcal{O}$ 指 示  $\mathcal{O}$ 下 に 画 像 情 報 等  $\mathcal{O}$ 管 理 を 行 0 7 1 ること。

二 ŧ 当 八 割 該 保 以 上 険 医  $\mathcal{O}$ t 療 機  $\mathcal{O}$ 関  $\mathcal{O}$ 読 に 影 お 結 け る核 果 が 医学 口 診 に 規定 断 及 す び る コ 医 ン ピ 師 に ユ ょ ] り タ 遅 ] くとも 断 層 撮 撮 影 影 診 日 断 のうち、  $\mathcal{O}$ <del>7</del> 診 療 少 日 なくと ま で に

ホ 当 該 保 険 医 療 機 関 に お *(* ) て、 夜 間 及 び 休 日 に 読 影 を 行 う 体 制 が 整 備 さ れ 7 7 ること。

主

治

医

に

報

告

さ

れ

て

1

ること。

診 断 遠 料 隔 画 歯 像 科 診 診 断 療 に ょ 以 外 る 写  $\mathcal{O}$ 診 真 療 診 に 断 · 係 るも 歯 科  $\mathcal{O}$ 診 に 療 · 限る。 以 外  $\mathcal{O}$ 診 療 に 核 医学診 係 る ŧ 断  $\mathcal{O}$ 及 に び 限 コ る ン ピ ユ 基 タ 本 的 断 エ 層 ツ 診 ク 断 ス 線  $\mathcal{O}$ 

#### 施設基準

(1)

送

信

側

うに 離 つ 島 き十 等 に 分 所 な 在 機 す 器 る 及び 保 険 施 医 設 療 を 機 有 関 L そ 7  $\mathcal{O}$ 7 他 ること。  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 で あ 0 て、 画 像  $\mathcal{O}$ 撮 影 及び 送受信 を行

#### (2) 受信側

イ 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 画 像 診 断 を 専 5 担 1当す んる常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 が 配 置 さ れ て お り、 高 度  $\mathcal{O}$ 医 療

を提供するものと認められる病院であること。

口 遠 隔 画 像 診 断 を 行 う に 0 き + 分 な 体 制 が 整備 さ れ て \ \ ること。

 $\equiv$ ポ ジ } 口 ン 断 層 撮 影 ポ ジ 1 口 ン 断 層 コ ン  $\mathcal{L}^{\circ}$ ユ タ 1 断 層 複合撮 影、 ポ ジ } 口

共 鳴 コ ン ピ ユ ] タ 断 層 複 合 撮影 及 び 乳 房 用 ポ ジ } 口 ン 断 層 撮 影 0 施 設 基 潍

気共 鳴 コ ン ピ ユ タ ] 断 層 複合 撮 影又 は乳乳 房用 ポジ  $\vdash$ 口 ン 断 層 撮影 に係る診療 料を 算 定す るた

めの施設基準

(1)

ポ

ジト

口

ン

断

層

撮

影、

ポジ

<u>۱</u>

口

ン

断

層

コ

ン

ピ

ユ

]

タ

]

断

層

複合撮影、

ポジ

トロ

ン

断

層

磁

ン

断

層

磁

気

イ 画 像 診 断 を担当する 常 勤 0) 医 師 ( 核 医学診断 に 0 *(* ) て、 相当 0 経験、 を有 か つ、 核医学

診 断 に係 る研 修を受け た者に 限 る。 が 配 置され てい ること。

口 当該 断 層撮影を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。

**/**\ 当 該 断 層 撮 影を行うに つき十分な 体 制 が 整備 さ れ て ( ) ること。

(2) 適 合 L て 1 な 1 場 合 に は 所定 点数 0) 百 分  $\mathcal{O}$ 八 + 12 相当する点数により 算 定することとな る施

設基準

次のいずれかに該当すること。

イ (1) 0) 口 に 掲 げ る 診 断 撮 影 機 器 で  $\mathcal{O}$ 撮 影を目的とし た 別 0 保 険 医 療 機 関 か 5  $\mathcal{O}$ 依 頼 に ょ り 撮

影 を 行 0 た 症 例 数 が 当 該 診 断 撮 影 機 器  $\mathcal{O}$ 使 用 症 例 数  $\mathcal{O}$ 定 割 合 以 上で あること。

口 特 定 機 能 病 院、 が  $\lambda$ 診 療  $\mathcal{O}$ 拠 点 とな る 病 院 又 は 高 度 専 門 医 療 に 関 す る 研 究等 を 行 う 国 <u>\f</u> 研

究 開 発 法 人 12 関 す る 法 律 平 成 + 年 法 律 第 九 十三号) 第三 条 の二に 規 定 す る 玉 立 高 度 専 門

C Т 撮 影 及 び M R Ι 撮 影  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

(1)

該

撮

影

を

行

うに

つ

き

十

分

な

機

器

及

び

施

設

を

有

L

7

7

ること。

几

医

療

研

究

セ

ン

タ

 $\mathcal{O}$ 

設

置

す

る

医

療

機

関

で

あ

ること。

通 則

64 列 以 上  $\mathcal{O}$ 7 ル チ ス ラ 1 ス 型  $\mathcal{O}$ 機 器 に ょ る C Т 撮 影 及 び 3 テ ス ラ 以 上  $\mathcal{O}$ 機 器 に ょ る M R Ι 撮

影 に 関 す る 施 設 基 潍 (2)

イ 画 像 診 断 管 理 加 算 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 を 満 た L て V) ること。

口 専 従  $\mathcal{O}$ 診 療 放 射 線 技 師 が \_\_ 名 以 上 配 置 さ れ て いること。

(3) C Τ 撮 影  $\mathcal{O}$ 注 8 及 び M R Ι 撮 影  $\mathcal{O}$ 注 6 12 規 定 す る 别 に 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 施 設 基 淮

(1)に 掲 げ る 診 断 撮 影 機 器 で  $\mathcal{O}$ 撮 影 を 目 的 と L た 別  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 カン 5  $\mathcal{O}$ 依 頼 12 ょ Ŋ 撮 影 を 行

0 た 症 例 数 が 当 該 診 断 撮 影 機 器  $\mathcal{O}$ 使 用 症 例 数  $\mathcal{O}$ 割 以 上 で あ ること。

冠 動 脈 CΤ 撮 影 加 算 血 流 予 備 量 比 コ ン ピ ユ タ 断 層 撮 影 心 臓 M R Ι 撮 影 加 算、 乳 房 M R

五

Ι 撮 影 加 算 小 児 鎮 静 下 M R Ι 撮 影 加 算 頭 部 M R Ι 撮 影 加 算 全 身 M R Ι 撮 影 加 算 及 び 肝 工 ラ

ス 1 グ ラ フ イ 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

- (1)当 該 保 険 医 · 療 機 関 内 に 画 [像診 断を専ら担当する常勤  $\mathcal{O}$ 医 師 が 配 置されていること。
- (2)当 該 撮 影 を行 うに 0 き十 · 分 な 機器 及 び 施 設 を有 L て , , ること。
- (3)当 該 撮 影 を行うに つき十分な 体 制 が 整 備 され て *(* ) ること。

五の二 外傷全身CT加算の施設基準

(1)都 道· 府県が定 め る救 急 医 療に関す る計 画に基づい て運営される救命救急センター を有してい

る病院であること。

- (2)当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 画 像診 断 を 専ら 担 当 す る 常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 が 配 置
  き れ て ( ) ること。
- (3)当 該 撮 影 を行 うに つ き十分な 機器 及 び 施 設 を 有 L 7 7 ること。
- (4) 当 該 撮 影を行うにつき十分な 体 制 が 整 備されていること。

五の三 大腸CT撮影加算の施設基準

当該撮影を行うにつき十分な機器を有していること。

六 歯 科 画 像 診 断 管 理 加 算 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

(1) 歯 科 点 数 表 区 分 番 号 A 0 0 0 に 撂 げ る 初 診 料  $\mathcal{O}$ 注 2 0 届 出 を行 つて *\*\ る 病院 で あ る 保険医 療

機関であること。

- (2) 当 該 保 険 医 · 療 機 関 内 に 画 像診 断を 専ら 担当する常勤  $\mathcal{O}$ 歯 科 医 師 が 配 置されていること。
- (3) 画 像 診 断 管 理 を行 う (Z 0 き十 -分な体 制 が 整 備 さ れ て 7 ること。

六 *(*) 歯 科 画 像 診 断 管 理 加 算 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

(1)歯 科 点 数 表 区 分 番 号 Α 0 0 0 に 撂 げ る 初 診 料  $\mathcal{O}$ 注 2  $\mathcal{O}$ 届 出 を 行 0 て 1 る 病 院 で あ る 保 険 医 療

機関であること。

- (2)当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 画 像 診 断 を 専 5 担 **当** す る 常 勤  $\mathcal{O}$ 歯 科 医 師 が 配 置 さ れ 7 \ \ ること。
- (3)当 該 保 険 医 療 機 関 に お け る歯 科 用 3 次 元 工 ツ ク ス 線 断 層 撮 影 及 び コ ン  $\mathcal{L}^{\circ}$ ユ ] タ 断 層 診 断

歯 科 診 療 に 係 る Ł  $\mathcal{O}$ に 限 る。 に つ 7 て、 (2)に 規 定 す る 歯 科 医 師  $\mathcal{O}$ 指 示  $\mathcal{O}$ 下 に 画 像 情 報 等  $\mathcal{O}$ 管

理を行っていること。

(4)当 該 保 険 医 療 機 関 に お け る歯 科 用 3 次 元 工 ツ ク ス 線 断 層 撮 影 及 び コ ン ピ ユ タ ] 断 層 診 断

歯 科 医 師 に ょ ŋ 遅 くとも 撮 影 日  $\mathcal{O}$ 翌 診 療 日 までに 主 治  $\mathcal{O}$ 歯 科 医 師 に 報告 されてい ること。

(5)画 像 診 断 管 理 を行 うに 0 き十 分 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 1 ること。

科 診 療 12 係 る ŧ  $\mathcal{O}$ 12 限 る。 及 び コ ン  $\mathcal{L}^{\circ}$ ユ タ 断 層 診 断 (歯 科 診 療 に 係 る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。  $\mathcal{O}$ 施

設基準

七

遠

隔

画

像

診

断

に

ょ

る

写

真

診

断

(歯

科

診

療

12

係

る

t

 $\mathcal{O}$ 

12

限

る。

基

本

的

工

ツ

ク

ス

線

診

断

料

歯

る

歯

科

診

療

に

係

る

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

に

限

る。

 $\mathcal{O}$ 

うち、

少

なくとも

八

割

以

上

 $\mathcal{O}$ 

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 

読

影

結

果

が

(2)

12

規

定

す

(1) 送信側

離 島 等 12 所 在 す る 保 険 医 療 機 関 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 で あ 0 て、 画 像  $\mathcal{O}$ 撮 影 及 び 送 受信 を 行

うにつき十分な機器及び施設を有していること。

### (2) 受信側

イ 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 画 像 診 断 を 専 5 担 当する常 勤  $\mathcal{O}$ 歯 科 医 師 が 配 置 さ れ 7 お i) ) 高 度  $\mathcal{O}$ 

医 療 を 提 供 す る ŧ  $\mathcal{O}$ کے 認  $\Diamond$ 5 れ る 病 院 で あること。

口 遠 隔 画 像 診 断を行うにつき十分な体 制 が整備されていること。

### 第七 投薬

処 方 料 及 び 処方 箋料 に 規 定 す る 別 に 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 薬 剤

抗 不 安剤 催 眠 鎮 静 剤 精 神 神 経 用 剤 又 は そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 中 枢 神 経 系 用 薬  $\mathcal{O}$ 7 ず れ か 12 該 当す る 医 薬

品 のうち、 不安又 んは不 眠 症  $\mathcal{O}$ 効 能 又 は 効 が果を 有 L 医 師 に よる 特 別 な医 一学管 理 を 必要とする Ł  $\mathcal{O}$ 

であること。

の <u>-</u> 処方料 及 び 処 方 箋 料  $\mathcal{O}$ 特 定 疾 患 処 方 管 理 加 算 1 及 び 特 定 疾 患 処 方 管 理 加算 2 に 規 定 す る疾

#### 患

(1) 医 科 点 数 表  $\mathcal{O}$ 処 方 料 並 び に 処 方 箋 料  $\mathcal{O}$ 特 定 疾 患 処 方 管 理 加 算 1 及 び 特定 疾 患 処方 管 理 加 算 2

に規定する疾患

分 類 表 12 · 規定 す う る 疾 病  $\mathcal{O}$ うちち 別 表 第 に 撂 げ る 疾 病

(2) 歯 科 点 数 表  $\mathcal{O}$ 処 方 料 及 び 処 方 箋 料  $\mathcal{O}$ 特 定 疾 患 処 方 管 理 加 算 1 及 び 特 定 疾 患 処 方管 理 加 算 2 に

### 規定する疾患

分 類 表 に 規 定 す る 疾 病  $\mathcal{O}$ う ち 别 表 第 兀 に 掲 げ る 疾 病

処 方 料 及 び 処 方 箋 料 に 規 定 す る 抗 悪 性 腫 瘍 剤 処 方 管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 淮

抗 悪 性 腫 瘍 剤 処 方 管 理 を行うに つ き 必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 1 ること。

処 方 料 0) 注 8 薬 剤 0 注 4 及 び 処 方 箋 料料  $\mathcal{O}$ 注 2 に 規 定す る 別 に 厚 生労働大臣が定め

る薬剤

三

投

与

期

間

が 三

十

日

以

上

必

要

な

ŧ

0

で

あること。

兀 外 来 後 発 医 薬 品 使 用 体 制 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1) 外 来 後 発 医 薬 品 使 用 体 制 加 算 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

イ 保 険 薬 局 及 び 保 険 薬 剤 師 療 養 担 当 規 則 昭 和 三十二年 ·厚 生 省 令第十六号。 以 下 薬 担 規 則

と *\* \ う。 第七 条 の 二 に 規 定 す る後 発医 薬 밂 (以下 単 に 後 発 医 薬 밆 とい う。  $\mathcal{O}$ 使

用

を 促 進す Ź た  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 体 制 が 整 備 さ れ 7 1 る 診 療 所 で あること。

口 当 該 保 険 医 療 機 関 に お 1 7 調 剤 L た 後 発 医 薬 品  $\mathcal{O}$ あ る 薬 担 規 則 第 七 条 の二に 規 定 す る 新 医

薬 品 。 以 下 先 発 医 薬 品 کے 1 う。 及 び 後 発 医 薬 品 を 合 算 L た 薬 剤  $\mathcal{O}$ 使 用 薬 剤  $\mathcal{O}$ 薬 価 薬

価 基 準) 平 成二 + 年 厚生 一 働 省 告示 第六 + · 号 ) 别 表 に 規 定 す る 規 格 単 位ごとに 数 え た 数 量

以 下 規 格 逆 位 . 数量」 とい う。 に占め る後発医 薬 品  $\mathcal{O}$ 規 格 単 位 数量  $\mathcal{O}$ 割 合 が 九 割以 上 で

あること。

- ノヽ 薬 当 品 該 及 保 75 後 険 発 医 医 療 機 薬 品 関 に を 合 お 算 7 7 L た 調 規 剤 格 L た 単 薬 位 数 剤 量  $\mathcal{O}$ 規  $\mathcal{O}$ 格 割 単 合 位 が 数 五 量 割 に 以 占 上 8 で る あ 後 ること。 発 医薬 品  $\mathcal{O}$ あ る先 発 医
- = 後 発 医 薬 品  $\mathcal{O}$ 使 用 に 積 極 的 に 取 n 組 ん で 1 る 冒 を、 当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 見 æ す V 場 所 に 掲

示していること。

(2) 外 来 後 発 医 . 薬品: 使 用 体 制 加 算 2 <u>ー</u> 施 設 基 潍

イ 後 発 医 薬 品  $\mathcal{O}$ 使 用 を 促 進 す る た 8)  $\mathcal{O}$ 体 制 が 整 備 さ れ 7 V) る 診 療 所 で あ ること。

口 当 該 保 険 医 療 機 関 に お 1 て 調 剤 L た 後 発 医 薬 品  $\mathcal{O}$ あ る 先 発 医 薬 品 及 び 後 発 医 薬 品 を 算

た 規 格 単 位 数 量 に 占 8 る 後 発 医 薬 品  $\mathcal{O}$ 規 格 単 位 数 量  $\mathcal{O}$ 割 合 が 八 割 五 分 以 上 で あ ること。

薬 品 及 び 後 発 医 薬 品 を 合 算 L た 規 格 単 位 数 量  $\mathcal{O}$ 割 合 が 五. 割 以 上 で あ ること。

ノヽ

当

該

保

険

医

療

機

関

に

お

1

7

調

剤

し

た

薬

剤

 $\mathcal{O}$ 

規

格

単

位

数

量

に

占

め

る

後

発

医

薬

品

 $\mathcal{O}$ 

あ

る

先

発医

= 後 発 医 薬 品  $\mathcal{O}$ 使 用 に 積 極 的 に 取 り 組 W で 1 る 旨 を、 当 該 保 険 医 療 機 関 0 見 B す 1 場 所 に 掲

示していること。

(3) 外 来 後 発 医 薬 品 使 用 体 制 加 算 3  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

イ 後 発 医 薬 品  $\mathcal{O}$ 使 用 を 促 進 す る た 8  $\mathcal{O}$ 体 制 が 整 備 され てい る 診 療 所であ ること。

口 た 規 当 該 格 保 単 位 険 数 医 量 療 機 に 占 関 め に る お 後 1 発 7 医 調 薬 剤 品 L た  $\mathcal{O}$ 後 規 発 格 単 医 位 薬 数 品 量  $\mathcal{O}$ あ  $\mathcal{O}$ る 割 先 合 が 発 七 医 割 薬 五. 品 分 及 以 び 上で 後 発 あること。 医 薬 品 を合算

ノヽ 当 該 保 険 医 療機 関 に お *\* \ て 調 剤 L た薬 剤  $\mathcal{O}$ 規 格 単 一位数量 に 占める後発医薬 品  $\mathcal{O}$ ある先 発医

薬 品品 及 び 後 発 医 薬 品 を合 算 L た 規 格 単 位 数 量  $\mathcal{O}$ 割 合が 五. 割 以 上 で あ ること。

二 後 発 医 薬 品  $\mathcal{O}$ 使 用 に 積 極 的 に 取 ŋ 組  $\lambda$ で 1 る 当 を、 当 該 保 険 医 療 機 関 の見やす ĺ١ 場 所 に 撂

示していること。

### 第八 注射

一 外来化学療法加算の施設基準

(1) 外 来 化 学 療 法 を 行 う 体 制 が そ れ ぞ れ  $\mathcal{O}$ 加 算に · 応 じ て 整 備 され て 7 ること。

(2) 外 来 化 学 療 法 を行 うに 0 き必 要 な 機器 及 び  $\dot{+}$ 分な・ 専 用 施設 を 有 していること。

中 心 静 脈 注 射 用 カテ テ ル 挿 入  $\mathcal{O}$ 注 3 に 規定 する対象 患者

別表第九の二の二に掲げる者

三 無菌製剤処理料の施設基準等

(1) 無菌製剤処理料の施設基準

イ 無 菌 製 剤 処 理 を 行 う ĺ つき十分な施 設 を 有 L 7 *\*\ ること。

口 無 菌 製 剤 処 理を 行うに つき必 要な 体 制 が 整 備 されていること。

② 無菌製剤処理料の対象患者

イ 無菌製剤処理料1の対象患者

悪 性 腫 瘍 に 対 L 7 用 7 る薬 剤 で あ 0 7 細 胞 毒 性 を 有 す Ś Ł  $\mathcal{O}$ に 関 し、 皮 内 注 射、 皮 下 注 射

筋 肉 内 注 射 動 脈 注 射 抗 悪 性 腫 瘍 剤 局 所 持 続 注 入、 肝 動 脈 塞 栓 を 伴 う抗 悪 性 腫 瘍 剤 肝 動

脈 内 注 入 又 は 点 滴 注 射 が 行 わ れ る 患 者

ロ 無菌製剤処理料2の対象患者

動 脈 注 射 若 L < は 点 滴 注 射 が 行 わ れ る入 院 中 0 患者 で あ 0 7 次 0) 1 カン ら ③ ま で に 撂 げ る

 $\mathcal{O}$ 又 は 中 心 静 脈 注 射 若 L < は 植 込 型 力 テ ] テ ル に ょ る 中 心 静 脈 注 射 が 行 わ れ る 患 者

- 1 無 菌 治 療 室 管 理 加 算 を 算 定 す る 患 者

2

Η

Ι

V

感

染

者

療

養

環

境

特

別

加

算

を

算

定

す

る

患

者

③ ①又は②に準ずる患者

第九 リハビリテーション

心 大 血 管 疾 患 IJ ハ ピ リテ ] シ 日 料 脳 血 管 疾 患 等 IJ ノヽ ピ IJ テ シ 日 ン 料 廃 用 症 候 群 IJ ハ ピ

IJ テ ] シ 日 ン 料 運 動 器 IJ ハ ビ IJ テ シ 日 ン 料 及 び 呼 吸 器 IJ ハ ビ IJ テ 1 シ 日 ン 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍 等

(1)医 科 点 数 表 第 章 第 七 部 IJ ノヽ ピ IJ テ シ 彐 ン 通 則 第 4 号 に 規 定 す る 患 者

別表第九の三に掲げる患者

(2) ピ リテ 心 大 血 シ 管 日 疾 ン 患 料、 IJ 運 ピ 動 IJ 器 テ IJ ] ノヽ シ ピ 日 リテー ン 料、 シ 脳 彐 血. ン 管 料 疾 及 患等 び 呼 ij 吸 ノヽ 器 ピ リハ IJ テ ピ ] リテ シ 日 ] ン シ 料、 彐 ン 廃 料 用  $\mathcal{O}$ 症 施 候 設 群 基 IJ 準

イ ピ 心 大血 IJ テ 管疾 シ 患リハビ 日 料 リテ 運 動 ] 器 IJ シ 日 ノヽ ン ピ 料、 IJ テ ] 脳 血. シ 管 日 疾 料 患 等リハビ 又 は 呼 吸 リテ 器 IJ ハ ピ シ リテ 日 ン 料、 シ 廃 日 用 ン 症 料 候 を 群 担 当 IJ

す

Ź

専

任

 $\mathcal{O}$ 

常

勤

医

師

が

そ

れ

ぞ

れ

適

切

に

配

置

さ

れ

7

1

ること。

口 する常 ピ 心 リテ 大 勤 血. ] 管  $\mathcal{O}$ 疾 シ 看 患 護 日 IJ 師 料、 ノヽ ピ 理 学 IJ 運 療法 動 テ 器 士 IJ シ ノヽ 日 F, 作 業 リテ 料 療法 ] 脳 士 シ 血 又 彐 管 は ン 疾 料 患 言 又 等 語 聴 は IJ ハビ 呼吸 覚 士 器リ リテ が そ ] れぞれ ハ ピ シ IJ 日 テ 適 ン 料、 切 ] 12 シ 配 廃 日 置 用 さ 料 症 を れ 候 7 群 担 当 1 IJ

ること。

に ピ 心 つきそれぞ リテ 大血 管 ] 疾 れ 十 患リ 日 ン 分な 料、 ハ ピ 施設 リテ 運 動 を有 器 IJ シ L ノヽ 彐 ピ ン ていること。 リテ 料、 ] 脳 シ 血 管 日 疾 ン 料 患 等 又 は IJ 呼 ハ ピ 吸 器 リテ IJ ノヽ ピ シ リテ 日 ン ] 料、 シ 廃 彐 用 ン 料 症 を 候 行 群 う IJ

= に ピ つ 心 きそ IJ 大血 テ れ 管 ぞ 疾 シ 患 れ 日 IJ 必 ン 要 料 ハ ピ な 器 リテ 運 械 動 器 ] • 器 シ IJ 具 ハ 日 が F, ン 料、 具 IJ 備 テ さ ] 脳 れ 血 シ て 管 彐 疾 ン 1 ること。 料 患 等 又 IJ は 呼 ハ 吸 ピ 器 IJ テ IJ ハ ] ピ シ リテ 日 ン ] 料、 シ 廃 日 ン 用 料 症 を 候 行 群 う IJ

(4) 脳 血. 管 疾 患 等 IJ ノヽ F, IJ テ シ 彐 ン 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者 (3)

心

大

血

管

疾

患

IJ

ハ

ピ

IJ

テ

シ

日

ン

料

 $\mathcal{O}$ 

対

象

患

者

別

表

第

九

0

兀

に

掲

げ

る

患

者

別表第九の五に掲げる患者

(5) 運 動 器 IJ ハ ピ IJ テ シ 彐 ン 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患

者

別表第九の六に掲げる患者

(6)呼 吸 器 IJ ハ ピ IJ テ シ 彐 ン 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

別表第九の七に掲げる患者

(7)心 大 血 管 疾 患 IJ ハ ピ IJ テ ] シ 彐 ン 料 脳 血 管 疾 患 等 ij ハ ピ IJ テ ] シ 日 ン 料、 廃 用 症

算定日数の上限の除外対象患者

ピ

IJ

テ

]

シ

日

ン

料

運

動

器

IJ

ハ

ピ

IJ

テ

]

シ

日

ン

料

及

U

呼

吸

器

IJ

ハ

ビ

IJ

テ

シ

日

ン

料

に

規

定

す

る

候

群

IJ

ハ

別表第九の八に掲げる患者

(8)心 大 血. 管 疾 患 IJ ハ ピ IJ テ ] シ 日 ン 料、 脳 血 管 疾 患 等 ij ノヽ ピ IJ テ ] シ 日 ン 料、 廃 用 症 候 群 IJ ハ

ピ IJ テ ] シ 日 料、 運 動 器 IJ ノヽ ピ IJ テ ] シ 日 ン 料 及 び 呼 吸 器 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン 料 に 規 定 す る

別に厚生労働大臣が定める場合

別表第九の九に掲げる場合

(9)F, IJ 心 テ 大 ] 血 シ 管 彐 疾 患 料 IJ ハ 運 ピ 動 IJ 器 テ IJ ノヽ シ ピ 日 IJ ン テ 料、 ] シ 脳 彐 Ш. ン 管 料 疾 及 患  $\mathcal{U}$ 等 呼 IJ 吸 ハ 器 ピ リハ IJ テ ピ ] リテ シ 日 ン シ 料、 日 ン 廃 料 用 に 症 規 候 定 群 する IJ ハ

初期加算の施設基準

該 保 険 医 療 機 関 内 に . リハ ピ リテ シ 日 ン 科  $\mathcal{O}$ 常 勤 医 師 が 配 置 さ れ 7 1 ること。

(10)ビ IJ 心 テ 大 ] 血 シ 管 日 疾 患 料、 IJ ハ 運 ピ 動 IJ 器 テ IJ ノヽ シ ピ 日 IJ ン テ 料、 ] シ 脳 日 血 ン 管 料 疾 及 患 等 び 呼 IJ 吸 ハ 器 ピ IJ IJ テ ハ ピ ] IJ シ テ 彐 料、 シ 日 廃 ン 料 用 に 症 規 候 定 群 IJ す る ノヽ

IJ ハ ピ リテ ] シ 日 デ タ 提 出 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 IJ ハビ リテ シ 日 ン を実 施 L 7 1 る 患者 12 係 る診 療 内 容 に 関 す るデ ] タ を継 続 的 カン つ 適 切

に 提 出 す るた め に 必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ て 7 ること。

口 デ ハ ピ タ 提 出 加 算 12 総 係 る 計 届 画 出 評 を 行 価 料 0 て  $\mathcal{O}$ 注 1 な に 1 規 保 定 険 医 療 患 機 者 関 で あ ること。

(11)

IJ

IJ

テ

シ

日

ン

合

5

す

る

脳 卒 中 又 は 脊 髄 障 害  $\mathcal{O}$ 急 性 発 症 に 伴 う 上 肢 又 は 下 肢  $\mathcal{O}$ 運 動 機 能 障 害 lを有 する患者であって、

発 症 日 か 5 起 算 L 7 六 + 日 以 内  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ 

の 二 摂 食 機 能 療 法  $\mathcal{O}$ 注 3 に 規 定 す る 施 設 基 潍

(1) 摂 食 **嚥**え 下 機 能 口 復 体 制 加 算 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 淮

1 摂 食 機 能 又 は 嚥え 下 機 能  $\mathcal{O}$ 口 復  $\mathcal{O}$ た 8) に 必 要 な 指 導 管 理 を行う ĺZ つき十分 な 体 制 が 整 備 され

7 ١ ر ること。

口 摂 食 機 能 又 は 悪えん 下 機 能 に係る療養につい ての 実 績等を地 方 厚 生 局 長等に報告していること。

ノヽ 摂 食 機 能 又 は **薬**えん 下 機 能 に 係 る 療 養に 0 *\*\ て 相 当の 実 (績を有) していること。

- ② 摂食嚥下機能回復体制加算2の施設基準
- ①のイ及び口を満たすものであること。
- (3) 摂 食 . 味え 下 機 能 口 復 体 制 加 算 3  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

1 摂 食機 能 又 は **薬**えん 下 機 能  $\mathcal{O}$ 口 復  $\mathcal{O}$ た め に 必 要な指導管理を行うにつき必要な体制 が 整備され

ていること。

ロ(1)の口を満たすものであること。

ハ 療 養 病 棟 入 院 料 1 又 は 2を算定す る病 棟 を 有 す る 病 院 で

あ

ること。

= 摂 食 機 能 又 は **売**えん 下 機 能 に 係 る 療 養 に 0 7 7 相 当  $\mathcal{O}$ 実 績 を有していること。

難病患者リハビリテーション料の施設基準等

① 難病患者リハビリテーション料の施設基準

イ 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 難 病 患 者 リハ ピ リテ Ì シ 彐 ン を担当す る専 住 の常 勤 医 師 が 名 以上

配置されていること。

口 当 該 保 険 医 療 機 関内 に 難 病 患 者 IJ ハ F, リテ シ 日 ン を担当 す る専 従  $\mathcal{O}$ 看 護 師、 理 学 療 法 士

作 業 療 法 士 又 は 言 語 聴 覚 士 が 適 切 に 配 置 さ れ 7 V) ること。

ハ 患 者 数 は、 看護 師 理 学 療 法 士、 作業療法士 又は 言語聴覚士を含む従 事者 の数に対 L 適 切

なものであること。

= 難 病 患者リハビ リテ ] シ 日 ン を行うにつき十分な 専 用 施 設を有 していること。

ホ 難 病 患 者 IJ ノヽ ピ リテ シ 日 ン を 行う に つ き必 要 な 器 械 • 器 具が 具備されていること。

(2) 難 病 患 者 IJ ハ ピ IJ テ 1 シ 日 ン 料 に 規定 す る 疾 患 及 び 状 態

別 表 第十に · 掲 げ る疾 患

1

難

病

患

者

IJ

ハ

ピ

リテ

]

シ

日

ン

料

に

規

定

です

る疾

患

口 難 病 患者 IJ ハビ リテ ] シ 日 ン 料 に 規 定す る状 態

別 表 第 + に 撂 げ る疾 患 を 原 因 と L て 日 常常 生 活 動 作 に 著 L 7 支 障 を 来 L 7 1 る 状 態 (身 体 障

を 受けてい る 場合 を除く。 害

者

福

祉

法

昭

和

<u>-</u> +

匹

年

法

律

第

二百

八十三号)

第

+

五.

条

に

規

定

す

る身

体

障

害

者

手

帳

 $\mathcal{O}$ 

交付

障 害 児 (者)リハビ リテー シ 彐 ン 料 の施 設基 準 等

三

(1) 障 . 害児 (者) リハ ピ IJ テ ] シ 日 ン 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

イ 児 童 福 祉法 第四 + 条 第二号に 規 定 す る 医 療 型 障 害 児 入 所 施 設 主 とし て肢 体 不 自 由  $\mathcal{O}$ あ

る 児 童 又 は 重 症 心 身 障 害児 を 入 所 さ せ る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。 若 L < は 同 法 第 六 条  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 二第三 項

に 規 定す る指 定 発 達支 援 医 療 機 関 又 は 保 険 医 療 機 関 で あ って 当 該 保 険 医 療 機 関 に お V) 7 IJ

ピ リテ シ 日 ン を 実施 L 7 , i る患 者 のうち、 お お む ね 八 割 以 上 が 別 表 第 + の二に 該当する患

者 加 齢 に 伴 って 生ず る心 身  $\mathcal{O}$ 変化 にこ 起 因 す る 疾 病  $\mathcal{O}$ 者 を除 <\_ 。 で あ るも のであること。

- 口 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に障 害 児 (者) リハビリテ ] シ 彐 ン を 担当する専任 の常勤 医 師 が 名
- 以上配置されていること。
- 勤 理学 当 該 療 保 法 険 士 医 又 療 は 機 常 関 勤 内 作 に · 障 業 療 害 法 児 士 (者) が 適 切 IJ に ノヽ 配 ピ 置 リテ されてい ] シ 彐 ること。 ン を 担 <u>当</u> する専 従  $\mathcal{O}$ 常 勤 看 護 師 常
- 二 言 語 聴 覚 療 法を 行う場合に あ っては、 ハ に 加 え、 常 勤 の 言 語 聴覚士 が 適 切に配 置され 7
- ホ 障 · 害 児 (者) IJ ハ ピ リテ ] シ 日 ン を 行う (Z 0 き十 · 分 な 専 用 施 設 を 有 L 7 1 ること。
- 障 害 児 (者) IJ ノヽ ´ビリテ ] シ 日 ン を 行 う (Z つ き必 要な 器 械 器 具 が 具備 さ れ ていること。
- (2) 障 害 児 (者) リハ ピ リテー シ 日 ン 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

別表第十の二に掲げる患者

三の二 が  $\lambda$ 患者 リハ ピ リテ ] シ 日 ン 料 0) 施 設 基 準 等

(1)

が

 $\lambda$ 

患

者

IJ

ノヽ

ピ

IJ

テ

シ

日

ン

料

 $\mathcal{O}$ 

施

設

基

進

イ す る 当 専 該 保 任 険  $\mathcal{O}$ 常 医 勤 療 機 医 師 関 内 が に 名 が 以 W 上 患 配 者 置 に っされ 対 す てい る ij ること。 ハビリテ ] シ 彐 ン を行うに <u>-</u>つ き十 分なっ 経 験 を有

口 す る 該 専 保 従 険  $\mathcal{O}$ 常 医 勤 療 理 機 学 関 内 療 法 に 士 が W 常 患 者 勤 に 作 業 対するリハビリテ 療 法 士 又 は 常 勤 言 シ 語 日 聴 覚 ン 士 を行うに が 二 名 つき十 以 上 配 分 置 な経 さ れ 験 て を有 1 る

当該 患 者 に つい て、 リハビリテー シ 日 ン 総合 計 画 評 価 料 に 規定するリハビリテー シ ヨン 計

画を月一回以上作成していること。

= が  $\lambda$ 患 者 に 対するリ ハビリテーシ 日 ンを行うにつき十分な専用施設を有していること。

ホ が ん患者に対するリハビリテー シ 彐 ンを行うにつき必要な器械 器具が具備されているこ

کے

② がん患者リハビリテーション料の対象患者

別表第十の二の二に掲げる患者

三の三 認知症患者リハビリテーション料の施設基準

(1) 認 知 症 治 療病 棟 入院料を算定する保険 医療 機関 又は 認 知 症疾患 医療センターであること。

(2)当該 保 険 医 療 機 関 内 に . 重 一度認 知症 患者に対するリハビ リテ シ 彐 ン を行うにつき、 十分な経

験 を 有 す る専 任  $\mathcal{O}$ 常 勤 医 師 が 名 以 上 配 置され てい ること。

(3) 学療法士、 当 該 保 険 常勤: 医 療 作業 機 関 療 内 法士 に 重 又は常 度 認 知 勤 症 言 患者 語 聴覚士が一 に対するリハビリテーシ 名以上配置されていること。 彐 ンを担 当する専 従 0 常 勤 理

(4) 当 該· 患者につ *(* \ て、 リハビリテ シ 日 ン総合計 画評 価 料に規定するリハビリテー シ 日 ン 計 画

を月一回以上作成していること。

- (5)重 度認 知 症患者に対するリハビリテーションを行うにつき十分な専用 施設を有し ていること。
- (6)重 度 認 知 症 患 者 に 対するリハビリテー シ ョンを行うにつき必要な器 械 器具 が 具備され てい

の三の二

三 の三の二 リン パ 浮 腫 複 合 的 治 療 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

ンパ浮 腫  $\mathcal{O}$ 患 者 に 対 す る複合 的 治 療を行うに つき十分な体制が整備され ていること。

匹 集 寸 コ ? ユ = ケ ] シ 日 ン 療 法 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等

(1) 集 寸 コ ? ユ = ケ シ 日 ン 療 法 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

イ 脳 血 管 疾 患 等 IJ ノヽ ピ IJ テ シ 彐 ン 料 (I) 脳 血. 管 疾 患 等 ij ノヽ ピ リテ ] シ 日 ン 料 若 L Š は 脳

いる施設であること。

血

管

疾

患

等

IJ

ハビ

リテ

]

シ

彐

料

又

は

障

害児

(者)

リハ

ピ

リテ

シ

彐

ン

料

 $\mathcal{O}$ 

届

出

を行

0

て

0)

口 当 該 保 険 医 療 機 関 内 12 集 寸 コ ミュ ニケー シ 彐 ン 療法である言語聴覚療法を担当する専 任

常勤医師が一名以上配置されていること。

当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 集 寸 コ ? ユ ニケー シ 日 ン 療 法 で あ る 言 語聴 覚 療 法 を担 当する専 従  $\mathcal{O}$ 

言語聴覚士が適切に配置されていること。

= 患 者 数 は、 言 語 聴 覚 士 0) 数 に 対 L 適 切 な ŧ 0 であること。

ホ 集 団 コ ? ユ ニケ ] シ 彐 ン 療 法で ある言 語 聴 覚 療 法を行うにつき十分な専 用 施 設 を有 7

ること。

集団コミュニケ ĺ シ 彐 ン 療法である言語 聴覚療法を行うにつき必要な器械 器具が 具備さ

れていること。

② 集団コミュニケーション療法の対象患者

別表第十の二の三に掲げる患者

五 歯科口腔リハビリテーション料2の施設基準

(1) 歯 科 又 は 歯 科  $\Box$ ·· 腔<sup><</sup> 外科を担当す る 歯 科 医師 とし て 相当  $\mathcal{O}$ 経験を有する歯 科医 一師が一 名以· 上 配

置されていること。

(2) 当 該 療養を行うにつき十分な機器を有していること又は十分な機器を有している病院との連

携が確保されていること。

第十 精神科専門療法

経頭蓋磁気刺激療法の施設基準

経 頭 蓋 磁 気 刺 激 療 法 を行うにつき十分な体 制 が 整備 され ていること。

の 一 の 二 通院 在 宅 精 神 療 法 0) 児 童 思春 期 精 神 科 専 門 管 理 加加 算  $\mathcal{O}$ 施設 基 準

一十歳未満の精 神疾患を有する患者 の診療を行うにつき十分な体制及び相当の実績を有してい

ること。

 $\mathcal{O}$ の 三 通 院 • 在 宅 精 神 療 法 区の注6 に · 規 定する別 に厚 生 労 7働大臣 が定める 要件

別 表 第 + の 二  $\mathcal{O}$ 兀 に 掲 げ る 要 件

 $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 兀 通 院 在 宅 精 神 療 法  $\mathcal{O}$ 注 8 に 規 定 する 施 設 基

療 養 生 活 :環境 整 備  $\mathcal{O}$ た  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 指 導 を行うにつき十分な 体 制 が 確保されてい ること。

準

 $\mathcal{O}$ 0) 五. 通 院院 在 宅 精 神 療 法 0 注9に規定する施設 基

療

養

生活

を

継

続

する

ため

0

支援を行うにつき十

. 分

な

体

制

が

確

保

されていること。

準

 $\mathcal{O}$ 精 神 科 継 続 外 来 支 援 • 指導 料  $\mathcal{O}$ 注 5 に 規 定す Ś 別 に 厚 生 労 働 大 臣 が 定 85 る 要件

別 表 第 + の 二  $\mathcal{O}$ 匹 に 掲 げ る 要件

の 三 救 急 患者 精 神 科 継 続支 援料  $\mathcal{O}$ 施 設 基準

自 殺 企 図 後 0 精 神 疾 患  $\mathcal{O}$ 患 者に 対 す る指導を行うにつき必要な体制が整備されていること。

 $\mathcal{O}$ 兀 認 知 療 法 • 認 知 行 動 療 法 0 施 設 基 潍

(1)当 該 保 険 医 療 機 関 に お け る 認 知 療 法 認 知 行 動 療 法 に関 す る 講 習 を受け た 医 師  $\mathcal{O}$ 有 無を 地 方

厚 生 局 長 等 に 届 け 出 7 7 ること。

(2)認 知 療 法 認 知 行 動 療法2にあっては、 (1)の基準に 加え、 当該保険医療 機関 内 に 認 知 療 法

認 知 行 動 療 法 に つい 7 経 験等 を有する専任の 常 勤 看 護 師 が 一 名以上配 置されていること。

 $\mathcal{O}$ 五. 依 存 症 集 寸 療 法  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1) 薬 物 依 存 症  $\mathcal{O}$ 場 合  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

当 該 療 法 を 行 うに 0 き 必 要 な 常 勤 医 師 及 び 常 勤 看 護 師 又 は 常 勤 作 業 療 法 士 が 適 切 に 配 置 っされ

て 1 る

(2) ギ ヤ ブル 依 存 症  $\mathcal{O}$ 場 合  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

1 (1)を満 た す ŧ  $\mathcal{O}$ で あ ること。

ル 依 存 症 関 専 門 保 険

口

ギ

ヤ

ン

ブ

に

す

Ś

0

医

療

機

関

で

あること。

(3) T ル コ ] ル 依 存 症  $\mathcal{O}$ 場 合  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1)を 満 た す ŧ  $\mathcal{O}$ で あ ること。

 $\mathcal{O}$ 六 精 神 科 作 業 療 法 精 神 科 シ 日 1 ケ ア、 精 神 科 デ 1 • ケ ア、 精 神 科 ナ 1 1 ケア 若

は 精 神 科 デ 1 • ナ 1 1 ケ ア 又 は 重 度 認 知 症 患 者 デ 1 • ケ T  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

(1)当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 精 神 科 作 業 療 法 12 0 ۲, 7 は 作 業 療 法 士 が 精 神 科 シ 日 1 ケ ア、 精

神 科 デ 1 ケ ア、 精 神 科 ナ 1 卜 ケ ア 若 L < は 精 神 科 デ イ ナ 1 1 ケ ア 又 は 重 度 認 知 症 患 者

デ 1 ケ アに つ 1 7 は 必 要 な 従 事 者 が、 そ れ ぞ れ 適 切 に 配 置 さ れ て 1

(2)患 者 数 は 精 神 科 作 業 療 法 に つい て は 作 業 療 法 士  $\mathcal{O}$ 数 12 対 L て、 精 神 科 シ 日 1 ケ ア、 精

デ 神 イ・ 科 デ 1 ケアについ ケ ア、 て 精 は 神 必 科 要な ナ 1 従 1 事 者 ケ T  $\mathcal{O}$ 数 若 に L 対 < L は て、 精 神 そ 科 れぞ デ 1 れ • 適 ナ 切 1 な 1 ŧ  $\mathcal{O}$ ケ で ア 又 あること。 は 重 度 認 知 症 患者

(3) < は 当 精 該 神 精 科 神 デ 科 1 作 業 ナ 療 1 法 1 • 精 ケ 神 ア 科 又 シ は 日 重 ] 度  $\vdash$ 認 • ケ 知 症 ア 患 者 精 デ 神 1 科 デ 1 ケ ア を行 ケ ア、 う ĺ 精 0 神 き十 科 ナ 分 1 な 1 車 • 用 ケ ア 施 若 設 を L

 $\mathcal{O}$ 七 精 神 科 訪 問 看 護 • 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 5 に 規 定 です る長 時 間  $\mathcal{O}$ 訪 問 を 要 す る者及 び 厚 生労 働 大 臣 が 定

める者

有

L

7

1

ること。

(1) 長時間の訪問を要する者

1 算 +  $\mathcal{O}$ 注 五 歳 1 に 未 規 満 定  $\mathcal{O}$ す 小 児 る 超 で 重 あ 症 0 て、  $\mathcal{O}$ 状 超 態 重 又 症 は 児 超 重 者) 症 児 入 者) 院 診 入 療 院 加 診 算 療 準 加 算 超 • 重 準 症 児 超 重 者) 症 児 入 院 者) 診 入 療 院 加

診 療 加 算  $\mathcal{O}$ 注 2 に 規 定 す る 準 超 重 症  $\mathcal{O}$ 状 態 に あ る £  $\mathcal{O}$ 

ロ 別表第八に掲げる者

ハ 医 師 が 診 療 に 基 づ き、 患 者  $\mathcal{O}$ 急 性 増 悪 等 に ょ り 時 的 に 頻 口  $\mathcal{O}$ 訪 問 看 護 指 導 を 行 う必

要を認めた者

② 厚生労働大臣が定める者

イ 算  $\mathcal{O}$ + 注 五. 歳 1 に 未 規 満 定  $\mathcal{O}$ す 小 る超 児 で 重 あ 症 0 て、  $\mathcal{O}$ 状 態 超 重 又 症 は 超 児 重 (者) 症 児 入 院 者 診 療 入 院 加 診 算 療 • 準 加 超 算 重 • 準 症 超 児 重 (者) 症 児 入 院 (者) 診 入 院 療 加

診 療 加 算  $\mathcal{O}$ 注 2 に 規 定 す る 準 超 重 症  $\mathcal{O}$ 状 態 12 あ る ŧ

 $\overline{\mathcal{O}}$ 

口 + 五. 歳 未 満  $\mathcal{O}$ 小 児 で あ 0 て、 別 表 第 八 に 掲 げ る 者

 $\mathcal{O}$ 八 精 神 科 訪 間 看 護 指 滇 料  $\mathcal{O}$ 注 11 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\otimes$ る 者

П 腔ゥ 内  $\mathcal{O}$ 喀☆ 痰た 吸 引、 鼻 腔り 内  $\mathcal{O}$ 喀☆ 痰た 吸 引 気 管 力 = ユ レ 内 部  $\mathcal{O}$ 喀☆ 痰た 吸 引 胃 瘻る 若 L < は 腸 瘻る に

ょ る 経 管 栄 養 又 は 経 鼻 経 管 栄 養 を 必 要とす る者

 $\mathcal{O}$ 九 精 神 科 訪 間 看 護 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 12 に · 規 定す る厚生 労 働 大臣 が 定 め る

(1)離 島 振 興 法 第 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 離 島 振 興 対 策 実 施 地 域 と L 7 指 定 さ れ た 離 島  $\mathcal{O}$ 地

地

域

域

- (2)奄 美 群 島 振 興 開 発 特 別 措 置 法 第 条 12 規 定 す る 奄 美 群 島  $\mathcal{O}$ 地 域
- (3)Щ 村 振 興 法 第 七 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 振 興 Щ 村 と L 7 指 定 さ れ た Ш 村  $\mathcal{O}$ 地 域
- (4) 小 笠 原 諸 島 振 興 開 発 特 别 措 置 法 第 兀 条 第 項 に 規 定 す る 小 笠 原 諸 島  $\mathcal{O}$ 地 域
- (5)過 疎 地 域  $\mathcal{O}$ 持 続 的 発 展  $\mathcal{O}$ 支援 に 関 す る 特 別 措 置 法 第二 条 第 項 に 規 定 す る 過 疎 地 域
- (6) 沖 縄 振 興 特 別 措 置 法 第三 条第三 号 に 規 定 す る 離 島

 $\mathcal{O}$ + 治 療 抵 抗 性 統 合 失 調 症 治 療 指 導 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

(1)当 該 保 険 医 療 機 関 に 統 合 失 調 症  $\mathcal{O}$ 診 断 及 び 治 療 に 関 す る + 分 な 経 験 を 有 す る 常 勤 医 師 及 び 常常

勤  $\mathcal{O}$ 薬 剤 師 が 配 置 さ れ てい ること。

(2)薬 剤 に ょ る 副 作 用 が 発 現 L た 場 合 に 適 切に対応するための 体 制 が 整 備されていること。

医 療 保 護 入 院 等 診 療 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1)+ 五 当 年 該 法 保 律 険 第 医 百二十三号) 療 機 関 内 に 精 第 神 + 保 八 健 条 指 第 定 医 項 精  $\mathcal{O}$ 神 規 保 定 健 に ょ 及 る /び精 指 定を 神 障 受け 害 者 た 福 医 祉 師 に を 関する法 1 う。 律 が (昭 適 和二 切 に

配

置

さ

れ

て

7

ること。

(2) 及び 医 精 療 神 保 保 護 健 入 福 院等に係る患者に対す 祉 士等で 構 成された委員会を設 る行 動 制 限 置 を必要最 していること。 小 限  $\mathcal{O}$ ŧ のとする ため、 医 師、 看 護 師

三 重 度 認 知 症 患者 ロディ ケア 料  $\mathcal{O}$ 夜間 ケア 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

夜 間 に お 1 て、 必 要 な 従 事 者 が 適 切 に 配 置 さ れ て 1 ること。

匹 精 神 科 在 宅 患 者 支 援 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍 等

(1) イ 精 神 該 科 保 在 険 宅 医 患 者 療 支援 機 関 管 内 に 理 精 料 神  $\mathcal{O}$ 科 施  $\mathcal{O}$ 設 常 基 勤 潍 医 師、 常 勤  $\mathcal{O}$ 精 神 保 健 福 祉 士及び作業

療

法

士

が

適

切

に

配 置 さ れ 7 1 ること。

可

な

を

L

7

口 能 当 該 保 体 制 険 医 療 確 保 機 関 に 1 お ること。 1 て、 又 は 訪 問 看 護 ス テ ] シ 日 ン と  $\mathcal{O}$ 連 携 に ょ り 訪 問 看 護  $\mathcal{O}$ 提 供 が

ノヽ 患 者 に 対 L て 計 画 的 か 0 継 続 的 な医 療を 提 供できる体 制 が 確 保され てい ること。

(2) 精 重 神 度  $\mathcal{O}$ 科 精 在 宅 神 障 患 害を 者支援 有 す 管 る 理 者 料 12 規定 す る別に 厚生労 働大三 臣 が 定め る患者

五 精神科オンライン在宅管理料の施設基準

情 報 通 信 機 器 を 用 1 た診 療 を行 5 ĺ つき十 分な体 制 が 整備され ていること。

### 第十一 処置

- 医 科 点 数 表 第二 章第九 部 処 置 通 則に 規定 す る 施 設 基 潍
- (1) 休 日 加算 1 時 間 外 加 算 1 及 び 深 夜 加 算 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

1 休 日 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 表 公示す Ź 診 療 時 間 以 外 0) 時 間 及 び 深夜 0 処置 に対応するための十分

な体制が整備されていること。

- 口 急 性 期 医 療 に 係 る実 績 を相 当 程 度 有 して 7 る 病
- ノヽ 病 院 勤 務 医  $\mathcal{O}$ 負 担  $\mathcal{O}$ 軽 減 及 び 処 遇  $\mathcal{O}$ 改 善 に 資 くする 体 制 が 整 備されてい ること。

院

で

あ

ること。

(2) 耳 鼻 咽 喉 科 小 ,児抗 菌 薬 適 正 使 用 支 援 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 抗 菌 薬  $\mathcal{O}$ 適 正 な 使 用 を 推 進 す る た 8  $\mathcal{O}$ 体 制 が 整 備 さ れ 7 7 ること。

口 当 該 保 険 医 療 機 関 が 病 院  $\mathcal{O}$ 場 合 12 あ 0 7 は、 デ ] タ 提 出 加 算 2 に · 係 る届 出 を行 っているこ

کے

の <u>-</u> 静 脈 圧 迫 処 置 ( 慢 性 静脈不全に対するも  $\mathcal{O}$ 0) 施 設 基 潍

慢 性 静 脈 不 全 0) 患者に対 する静 脈圧 迫 処置を行うにつき十分な体 . 制 が 整備されていること。

一の三多血小板血漿処置の施設基準

当該療養を行うにつき必要な体制が整備されていること。

 $\mathcal{O}$ 兀 硬 膜 外自 家 血 注 入の 施 設 基 準

当 該 療 養 を行うに つ き必 要な 体 制 が 整備 され ていること。

エ タ ノー ル 0 局 所注 入の 施 設 基 準

(1) 甲状腺又は副 甲状腺 に 対するエタノー ルの局所注入を行うにつき必要な器械・器具が具備さ

れ

ていること。

(2) 甲状腺又は副 甲状腺 に対するエ タノー ル の局所注入を行うにつき必要な体制 が整 一備され てい

ること。

二 の 二 人工腎臓に規定する厚生労働大臣が定める施設基準等

(1) 導入期加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

1 導 入 期 加 算 1 の 施設 基 準

該 療 法 を行うにつき十分な説明を行っていること。

口 導 入 期 加 算 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

1 導入 期 加 算 1  $\mathcal{O}$ 施 設基準を満たしていること。

2 当 該 療法 を行うにつき必要な実績を有していること。

ハ 導 入期 加算 3 の 施設 基 準

- ① 導入期加算1の施設基準を満たしていること。
- ② 当該療法を行うにつき十分な実績を有していること。
- ② 人工腎臓に規定する薬剤

別表第十の三に掲げる薬剤

③ 人工腎臓の注8に規定する算定回数上限の除外患者

妊娠中の患者

(4) 透析液水質確保加算の施設基準

透 析 治 療 に 用 ( ) る 透 析 液  $\mathcal{O}$ 水 質を管理するにつき十分な体 制が整備され ていること。

(5) 下肢末梢動脈疾患指導管理加算の施設基準

人工腎臓を実施している患者に係る下肢末 梢より 動脈疾患 の重症度等を評価し、 療養上必要な

指導管理を行うための十分な体制が整備されていること。

(6) 人工腎臓の施設基準

イ 慢 性 維 持 透 析 を 行 0 た場 合 1 (T) 施設: 基 準

- ① 次のいずれかに該当すること。
- 1 当該 保 険 医 療機 関 に お ける透析用監 視装置が一 定数未満であること。
- 2 当 該 保 険 医 療 機 関 に おける透析 用 監視装 置 の台 数に 対する人工腎臓を行う 患者 0 数  $\mathcal{O}$

割合が一定割合未満であること。

2 透析 液  $\mathcal{O}$ 水質を管理する専任の医師 又 は 専任  $\mathcal{O}$ 臨 床 工学技士が一名以上 配置されて ١ ر る

口 慢性維持透析を行った場合2の施設基準

- 2 1 当該保険 当該保険医療機関における透析用監視装置が一定数以上であること。 医療機関に おける透析用監視装置の台数に対する人工腎臓を行う患者 I の 数

0

割

合が一

定割

合で

あること。

- 3 透析 液  $\mathcal{O}$ 水質 を管 理する専任 ー の 医 師又は専任の臨床工学技士が一名以上配置されてい る
- (7) 慢性維持透析濾過加算の施設基準

複雑な慢性維持透 析濾過を行うにつき十分な体制が整備されていること。

二の二の二 血 漿 交換療法 に規定する施設 基 潍

(1) 難治 . 性 高 コ レ ステ 口 ] ル 血 症 に伴う重度尿 蛋白を呈する糖尿病 性腎 症に対する L D L ア フ エ

シ ス療法の施 設基 潍

イ 症 元に対 当 該 保 する L 険医 |療機 D L ア 関 内 フ に難治性 工 レ シ ス 高 療 法を行うにつき コ レ ス 、テロ ] ル 血. 必 要な 症に伴う重度尿蛋白を呈する糖尿病 医 師 看 護 師 及 び 臨 床 工学 · 技  $\pm$ が 性 腎 配

置されていること。

口 緊 急 事 態 に 対応するた 8 0) 体 制 そ 0) 他当該療 法 につき必要な体 制 が 整 備され ていること。

(2) 移 植 後 抗 体 関 連 型 拒 絶 反応治 療 に おけ る血 漿よう 交換 療 法 0) 施 設 基 進

イ 当 該 保 険 医 療 機 関内 に 移 植 1後抗 ,体関 連 型拒絶反応治療 に お け Ź <u>́</u> 漿よう 交換療法を行うにつ

き必要な医師、 看護師1 及び 臨 床工学技士が配置されていること。

口 緊 急事 態に 対応するため の体制 その他当 該療法につき必要な体制が整備されていること。

二の二の三 人工膵臓療法の施設基準

(1) 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 人 工 臓 療 法を行うにつき必 要な医 師及 び看 護 師 が 配 置 「 され ているこ

لح

(2)緊急· 事態に対応するための体制その他当該療法につき必要な体制が整備されていること。

二の三 磁気による膀胱等刺激法の施設基準

磁 気 に ょ る膀胱 等 刺 激 法 を 行うに つ き必 要な 体 制 が 整 近備され ていること。

二の四 手術用顕微鏡加算の施設基準

当該処置を行うにつき十分な体制が整備されていること。

一の五の腔粘膜処置の施設基準

(1) 当 該 処 置を行うに つき十分な体制 が 整 備されていること。

- ② 当該処置を行うにつき十分な機器を有していること。
- 三 歯 科 点 数 表 第二 章 第 八 部 処 置 に 規 定 す る 特 定 薬 剤

使 用 薬 剤  $\mathcal{O}$ 薬 価 (薬 価 基 準 別 表 第 兀 部 歯 科 用 薬 剤 外 用 薬 (1) に 掲 げ る 薬 剤 及 び 別 表 第 + に 掲

げる薬剤

兀 酸 化 窒素吸入療法 (新生児の低 酸 素性 呼吸不全に対し て実施 す る も のに . 限 る。  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

当 該 療 法 を行うに当た り、 必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 **,** \ ること。

兀 の 二 心 不 全 に 対 す る 遠 赤 外 線 温 熱 療 法 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\emptyset$ る施 設 基 潍 箬

(1) 心 不 全 に 対 す Ś 遠 赤 外 線 温 熱 療 法 12 規 定 す る 施 設 基 潍

イ 当 該 療 法 を行うに つ き必 要な医 師 が 名 以 上 配 置 さ れ ていること。

口 当 該 療 法を行うにつき十分な機器 及 び 施 設 を 有 していること。

ノヽ 当 該 療 法 を行うに 0 き必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ て 7 ること。

二 心 大 血 管 疾 患 IJ ハ ピ IJ テ 1 シ 日 ン 料 12 係 る 届 出 を 行 0 て 1 る 病 院 で あ ること。

(2) 心 不 全 に 対 す る 遠 赤 外 線 温 熱 療 法 に 規 定 す る 患 者

慢 性 心 不 全 に より、 定 程 度 以 上  $\mathcal{O}$ 呼 吸 循 環 機 能  $\mathcal{O}$ 低下 · 及び 日 常生活能 力 の低 下を来してい

る患者

五. 歩 行 運 動 処 置 口 ボ ツ 1 ス ] ツに ょ る Ł  $\overset{(\!\mathcal{O}\!)}{\overset{}{\smile}}$  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

- (1)当 該 療 法 を行うに · 当 た り、 必 要な 医師 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 従 事 者 が 名 以 上 配 置されて いること。
- (2)当 該 療 法 を 行 うに 0 き十 · 分 な 機 器 及 び 施 設 を 有 L 7 ること。
- (3)当 該 療 法 を 行 う に つ き必 要な 体 制 が 整 備 さ れ 7 7 ること。

## 第十二医科点

(1)

通

則

数 表 第二 章 中第十 部 手 術 通 則第 4 号に 掲 げ る手 術 等  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 築

と。 皮 緊 膚 急 悪 事 性 態 腫 に 瘍 対 応 切 除 す る 術 た セ 8 ンチ  $\mathcal{O}$ 体 ネ 制 ル そ リン  $\mathcal{O}$ 他 パ 当 節 該 加 療 算 養 を を算定 行 う する場 に つ き 合に 必 要な 限 る。 体 制 が 整 皮 備 膚 さ 移 n 植 7 術 1 るこ 死

(2)体 る場  $\bigcirc$ 限 整 復 躯 る 合 12 固 幹 に 限 定 軟 自 家 限 る。 部 加 る。 骨 算 悪 脂 移 を 性 肪 及 算 植 腫 注 び 術 定 瘍 入、 自 す 後 手 家培 軟 縦 る 術 組 場 靭ル 骨 織 帯 養 合 処 移 拡 骨 軟 植 理 張 に 器 化 骨 術 限 骨 症 移 を る 再 に 含 手 植 ょ 建 術 術 む。 る 加 算 再 に 前 限 骨 を 建 算 方 る。 悪 手 進 同 性 定 術 種 す 入 腫 に 乳 骨 瘍 る ょ 手 場 移 房 人 る 合 工 植 術 (再 ŧ 骨 に 非 処  $\mathcal{O}$ 頭 限 建 挿 生 理 る。 手 体 骨 術 入 術 再 椎 間 建  $\mathcal{O}$ 緊 同 骨 場 加 板 内 急 算 折 合 種 酵 挿 骨 を 観 に 素 算 限 入 血 移 注 加 植 的 る。 定 入 算 す 手 特 術 療 を る 場 算 法 殊 緊 定 な 合 兀 急 腫 ŧ 肢 す 12

瘍

脊

椎

骨

全

摘

術

頭

蓋

内

腫

瘍

摘

出

術

脳

腫

瘍

覚

醒

下

7

ツ

ピ

ン

グ

加

算

又

は

原

発

性

悪

性

脳

腫

瘍

光

線

に 筋 副 術 硝 用 内 植 角 交 性 電 蓋 力 に 込 換換 学 限 限 術 子 法 結 骨 内 鼻 眼 術 脊 極 る。 る。 腔 注 植 体 内 12 膜 術 髄 植 形 療 内 限 悪 入 手 込 耳 切 F 成 法 < 込 管 型 術 術 除 皮 性 仙 Ł 術 丰 加 る V 骨 用 骨 膜 術 算 移 腫 術 顎 炎 脳 を 上 ボ 漬 補 植 瘍 神 ` 関 顎 眼 経 骨 算 ツ 綴っ 挿 切 手 深 経 補 加 定 骨 IJ 刺 術 節 鼻 聴 材 内 入 算 除 部 移 緑 器 す 人 形 ヌ 内 挿 内 術 内 を 術 激 電 動 る 視 障 算 装 脊 を 工 成 ス 移 極 視 及 入 術 毒 術 鏡 定 置 伴 場 関 鏡 植 髄 び 治 治 に す 植 合 素 を 濾る 療 う 節 下 術 療 ょ < 骨 経 用 る 的 ŧ る 全 に 鼻 過 用 込 ŧ に 外 置 移 ょ 副 植 1 胞 場 角 術 膜 ŧ)  $\mathcal{O}$ 限 イ 換 動 る 耳 る ン 合 膜 剥は 12 る 鼻 込 再  $\mathcal{O}$ を 腔 プ 型 術 ŧ 渞 ŧ 建 に 切 仙 離 限 伴 的 ラ 限 骨 七 骨 術 る 悪 除  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 操 る。 作 内 う 性 導 内 ン 術 神 本 (needle 場 以 視 1 内 腫 補 視 経 を 合 瘍 挿 視 鏡 喉 聴 鏡 網 工 刺 行 上 に 手 器 下 膜 激 う 下 頭 入 キ  $\mathcal{O}$ 脳 鏡 形 交 鼓 法 術 羊 装 t 甲 限 シ 電 刺 下 術 再 室 る。 換  $\mathcal{O}$ 状 成 建 膜 7 置 極 激 脳 プ 腺 頭 術 形 術 交 装 手  $\mathcal{O}$ 移 12 V 腫 換 術 場 部 蓋 成 V 植 ょ 置 瘍 る 術 合 ザ 術 分 底 内 植 術 脊 植 生 切 下 甲 郭 視 込 12 場 1 髄 込 検 顎 状 型 合 術 限 舌 刺 術 除 清 鏡 人  $\mathcal{O}$ 緑 に 骨 骨 工 る ょ 下 軟 下 内 激 12 あ る 装 腺 形 骨 再 鼻 中 墳 障 る 神 限 脳 内 補 置 ŧ t 経 る。 腫 成 古 建 耳 手 刺 視 術 定 副 植 聴 術 電 植 激 鏡 摘 を  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 器 伴 網 気 装 出 用 に 込 下 鼻 込 骨 器 う 腔 流 術 術 膜 限 術 置 刺 に 脳 直 具 る。 £ 付 激 交 移 手 出 限 腫 水 を る。 術 着 晶 装 内 動  $\mathcal{O}$ 接 路 換 瘍 人 脊 視 を 用 V 工 振 組 体 再 置 髇 術 摘 鏡 伴 型 内 織 11 動 再 建 植 刺 出 う 型 た 内 耳 を 建 激 頭 下 術 角 込 術 含 バ 場 拡 膜 術 装 蓋 植 Ł 喉 術 癒 合 植 併 眼 置 着 セ  $\mathcal{O}$ 頭 大 込 む 移 内 頭

術 管 合 存 冠 側 限 併 郭 郭 皮 ド は  $\mathcal{O}$ に 支 清 に る 清 ウ 閉 動 損 胸 施 0 小 傷 形 限 き 鎖 経 脈 膜 乳 す を を 体 甲 る 伴 伴 る。 力 形 成 全 状 術 が 胸 テ を 切 t う わ 腺 腺 成  $\lambda$ 筋 内 伴 ゲ 全 除 不 術 セ 切 Ł な M 腫  $\mathcal{O}$ 整 視 テ う ン 及 除  $\mathcal{O}$ 過 摘 ル 1 R 横 ル 特 鏡 チ 脈 肺 充 75 を Ł 乳 Ι 形 内 亜 手 弁 に 切 隔 填 ネ 拡 併 腺 に 成 殊  $\mathcal{O}$ 大 全 術 置 力 ょ 除 膜 人 ル 施 視 悪 ょ 手 テ 鏡 性 る 術 摘 換 工 IJ 乳 る に し 乳 左 術 限 ン な 下 乳 £ 心 房 腫 ŧ る 心 テ 膜 パ 切 12 房 房 瘍 頭 術  $\mathcal{O}$ 11  $\mathcal{O}$ 合 ょ 頸い 耳 胸 ル に を 節 除 ŧ 切 手 に 閉 腔為 12 限 併 用 加 術 る 除 術 限 部 両  $\mathcal{O}$ 葉) 鎖 ょ 切 算 t 悪 鏡 術 る 1 る 単 る 胸 術 下 同 除 た 1 乳  $\mathcal{O}$ 性 ` を 腋き 骨 純 種 を 乳 又 房 腫 弁 Ł 含 胸 伴 考り 置 は 切 窩ゕ 乳 瘍 内  $\mathcal{O}$ 死 房 腔 部 乳 換 内 う 乳 視 体 再 除 む 房 光 術 視 線 鏡 肺 建 が 鎖 術 郭 切 房 鏡 ŧ 骨 清 除 切 下 経 鏡 移 術 力 下  $\mathcal{O}$  $\lambda$ 経 腋き を 学 12 皮 植 上 除 甲 下 セ 術 的 乳 状 ょ 皮 筋 術 に ン 窩ゕ 伴 術 療 チ 乳 る 乳 的 限 冠 層 房 下 鎖 わ 法 腺 骨 ŧ 僧 動 切 生 る 切 ネ 窩が 房 な 腺 悪 乳 帽 脈 開 体 除 ル な 下 切 全  $\mathcal{O}$ 性  $\mathcal{O}$ 1 部 後 تلح 及 IJ 部 除 ŧ 摘 腺 腫 弁 ス 術 (3)郭 術 び テ ン 術 ク 分 郭  $\mathcal{O}$ 腫 瘍 に IJ 経 パ 清 清 規 経 ン 胸 瘍 手 肺 腋き ツ 皮 移 腔為 節 を を 定 画 術 力  $\vdash$ 肺 的 伴 窩ゕ テ プ 植 留 鏡 悪 加 併 乳 乳 す 像 術 置 術 性 算 う 鎖 内 冠 下 施 房 房 る ガ テ 骨 部 部 視 術 動 肺 腫 2 す 患 ŧ イ る 者 胸 下 分 ド 脈 食 悪 瘍 を  $\mathcal{O}$ 分 鏡 ル 渞 的 腔炎 丰 算 部 切 切 下 胸 形 性 ŧ に 下 腔気 定 鏡 縫 術  $\mathcal{O}$ 郭 除 除 吸 副 手 成 腫 対 術 下 鏡 術 合 瘍 す 胸 清 術 術 L 引 甲 術 手 壁 状 に 動 る 12 筋 術 下 を 7 腋き 腋き 伴 ょ 脈 術 側 場 切 行 腺 弁 経 0 る 穿む 合 管 除 窩か う 形 皮 う 窩ゕ 1 気 上 臓 開 的 ŧ 場 連 ŧ 成 孔 に 7 を 部 部

防 切 機 悪 除 除 後 皮 種 を 抜 心 る  $\mathcal{O}$ 術 開 腹 的 用 能 室 場 去 性 術 止 腹 心 植 12 腔流 込 粘 後 術  $\sim$ 合 腫 膜 下 移 1 付 限 悪 悪 膜 た き 型 瘍 鏡 腹 植 る。 肢 に 大 傍 植 手 性 性 切 膜 術 Ł 心 下 動 ス 限 術 除 IJ 大 動 電 腫 腫 小 脈 込 メ る。  $\mathcal{O}$ 型 ン 脈 切 動 义 瘍 瘍 術 に 形 同 内 ` 丰 開 パ 丰 脈 バ 除 成 種 力 記 限 視 術 腹 節 術 後 及 心 ル 細 録 術 補 る び 鏡 腔; 腹 群 肺 助 動 交 計 経 内 内 器 手 鏡 郭 ン 換 移 膜 側  $\overline{\phantom{a}}$ 移 人 内 皮 視 パ 移 術 植 ` 術 視 下 悪 清 方 植 工 視 的 + ン 鏡 鏡 性 12 植 用 術 術 心 術 鏡 経 中 支 限 し。 術 植 手 手 腫 臓 下 皮 隔 ン ダ 骨 援 術 術 指 瘍 る 込 植 的 下 心 型 機 用 用 腸 手 メ 格 グ 小 込 両 肢 筋 力 器 支 型 支 ] 児 法 局 術 筋 室 除 テ 静 焼 援 援 ジ を  $\sim$ 補 細 心 所 由 脈 灼や 電 来 用 機 機 切 内 腹 Ι 動 コ 助 瘤質 テ 術 器 器 器 腔な 細 除 視 ン シ 义 1 人 A ル 不 鏡 胞 移 る を を 術 鏡 1 工. В ン 記 心 ~° 全 グ 用 下 心 P 植 Ł 用 下 口 シ 録 筋 穿し 内 胃 法 機 1 小 臓 術 計  $\mathcal{O}$ 1 11 焼 ス 通 る る 切 能 視 ル  $\vdash$ 摘 灼き 枝 メ 十 二 開 に ŧ t 付 出 手 鏡 心 植 植 術 切 処 骨 経 限  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 術 表 込 き 込 術 離 型 力 置 指 盤 型 皮 植 る。 面 磁 術 12 腸 腹 内 移 補 的 込 に を 除 両 気 移 併 穿む 腔 型 限 IJ 植 心 限 助 循 細 ナ 腹 植 る る 施 ン 術 室 孔 鏡 環 除 動 人 腔な 術 ピ す 器 <u>~</u>° 腹 パ 補 瘻る 下 工 細 ゲ 鏡 腔な る 節 孔 小 経 心 助 動 交 `  $\sim$ 下 器 鏡 £ 閉 切 群 皮 臓 法 換 ス 開 IJ シ 腹 腹 鎖 郭 的 交 術 下  $\mathcal{O}$ メ 換 ポ 胃 腔な 腔分 術 清 ス 日 非 後 大 パ ン 術 メ 縮 鏡 鏡 腹 術 動 拍 ン 両 力 節 プ 腹 膜 室 加 下 内 脈 動 小 下 群 算 経 術 胃 噴 腔為 視 腫 腹 瀌 流 力 移 力 郭 全 腔な 型 テ 静 を 門 鏡 鏡 瘍 断 植 ] ヘス 清 術 交 算 摘 側 下 的 摘 鏡 シ 術 脈 ` IJ 定 胃 胃 逆 術 テ 電 換 術 出 下 術 経 切 流 グ す 切 小 同 ル 極 両 術

開 腎 瘍 移 支 腫 う 鏡 鏡 移 切 下 頭 静 ブ に 限 援 瘍 腎 植 状 除 + 摘 植 切 12 的 胆 脈 • 出 る 術 機 手 尿 除 ょ 小 術 術 道 的 切 器 管 る 閉 術 術 尿 腸 指 寒 除 術 管 生 を 結 ポ 生 腹 腸 12 ŧ 鎖 栓 に 腹 用 内 体 腔な 症 ょ 体 IJ 切 術 石  $\mathcal{O}$ 限 腎 膀<sup>ぼ</sup>う 腔 破 部 鏡 る 除 1 視 悪 手 12 る 砕 脱る 移 限 下 鏡 る 鏡 性 ブ 分 術 及 腹 Ł 膵が 腔 下 水 植 Ł 手 術 る 切 小 てバ  $\mathcal{O}$ 腫 膀り 圧 術  $\mathcal{O}$ 術 除 腸 頭 移 肝 鏡 瘍 脱気 拡 用 術 移 部 植 腹 切 下 手 腹 腔 悪 張 腹 支 植 腫 用 除 胆 胃 術 腔炎 腎 嚢ゥ 術 腔な 部 性 援 瘍 瘻る 鏡 腹 小 術 鏡 腔っ 腸 葉 分 閉 腫 鏡 機 下 切 悪 腎 下 腎 器 除 瘍 下 小 鏡 瘻る 同 肝 以 性 鎖 ノヽ 腫 小 閉 手 ン 盂ぅ を 種 採 上 腫 術 小 切 術 下 瘍 切 ナ 切 術 用 開 直 鎖 死 取 瘍 凝 開 型 開 腎 腸 術 丰 内 術 体 を 腸 1 同 古 副 伴 腹 間 部 術 視 尿 瘻る る 切 小 種 腎 腔な 質 鏡 管 閉 分 除 内 腸 生 う Ł 死 焼 摘 体 鏡 性 腫 鎖 切 視 移 体 胆 12  $\mathcal{O}$ ŧ 出 灼き 除 膵 膀炎 瘍 術 切 鏡 嚢の ょ 下 植  $\mathcal{O}$ 術 術 術 移 る 脱る 12 術 に 床 小 摘 断 内 腹 切 炎 出 腹 術 ょ 植 限 切 ŧ 副 冷 開 手 視 腔な 腔な る 除 術 腹 る 早 術  $\mathcal{O}$ 腎 凍 超 膀り 術 腔な 鏡 鏡 Ł 期 鏡 を 12 腫 凝 伴 脱る 12 鏡 低 悪 同 に 限 尿 下  $\mathcal{O}$ 瘍 古 経 悪 管 う る ょ 尿 下 位 12 性 種 ょ ラ 管 に 性 腸 限 尿 る 小 前 腫 死 る 体 ŧ ジ ょ 道 瘻る £ る t 悪 切 瘍 体 外  $\mathcal{O}$ 腫 方 才 る ` 大 瘍 閉 性 開 切 膵は 衝  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 波 ` Ł 腸 腎 バ 腎 撃 手 鎖 12 腫 除 12 焼 `  $\mathcal{O}$ 腹 術 限 瘍 摘 術 粘 移 限 波 胆 術 ル 灼や 腔な 管 手 出 結 膜 植 る。 及 胆 る ` 膀<sup>ぼっこっ</sup> 内 鏡 術 術 療 び 腸 下 術 悪 石 ン 腹 法 下 視 経 破 閉 瘻る 層 性 腔; 閉 腸 内 鏡 腹 肛こ 剥は 砕 塞 小 同 腫 鏡 体 瘻る 切 に 同 視 腔為 門 鎖 離 種 体 術 瘍 下 閉 物が 術 尾 開 ょ 種 鏡 下 鏡 外 術 死 手 逆 膀り 体 鎖 る 手 腎 衝 部 腹 術 行 死 下 合 撃 内 膵。 腔 性 術 悪 を 腫 脱る 体 術 内 ŧ 小 膵が 腎 性 波 伴 視 視 腫 用 切 島 瘍 鏡 経  $\mathcal{O}$ 

術 下 る。 場 る。 血 鎖 層 術 式 対 込 場 内 ょ 子 る 術 合 合 管 12 高 L 視 レ 両 宮 ŧ 及 腹 エ に 7 置 に 鏡 内 ば 腔 限 行 悪 腹  $\mathcal{O}$ ネ 限 に 側 換 ザ 腔っ う 陰 性 腹 及 視 な る ょ 鏡 術 る ル 鏡 腔な び 鏡 ギ 茎 る 場 腫 1 下 膀<sup>ぼ</sup>。 合 Ł 瘍 下 鏡 筋 に ] 形 焼 ŧ 前 ` 手 腟が 小. 脱る 灼や  $\mathcal{O}$ 下 皮 ょ  $\mathcal{O}$ 超 12 成 に  $\mathcal{O}$ 音 弁 る 限 に (3) 式 仙 腺 陰 頸い 術 限 術 術 子 骨 移 ŧ 悪 波 嚢ゥ る 部 る 限 規 宮 る。 膣な 植  $\mathcal{O}$ 性 療 形 腹  $\mathcal{O}$ 水 胎 定 全 腔 に に 古 腫 法 腫 成  $\mathcal{O}$ (3)児 ` す ` 鏡 定 限 手 術 摘 ょ 瘍 に (3)胸 る る 術 術 規 腹 下 術 る 手 埋 に 尿 腔な 膀<sup>ぼ</sup>う 患 0 腔な 没 子 Ł 定 術 規 道 尿 宮 子 者  $\mathcal{O}$ 鼠そ 陰 脱る 下 道 す 鏡 定 羊 る 内 裂 茎 す 12 瘢は  $\mathcal{O}$ 宮 下 径 頸は 形  $\widehat{\phantom{a}}$ 水 対 全 造 患 視 部 手 部 る 形 成 痕 (3)前 腔な 者 患 摘  $\mathcal{O}$ 腟っ 鏡 切 術 手 L 部 に 立 吊 成 シ 者 7 規 腺 術 術 手 開 修 (3)術 に 上 手 ヤ 行 術 復 定 12 対 術 悪 に 精 に 術  $\widehat{\phantom{a}}$ う す 規 腟な 前 術 用 性 ょ 巣 以 対 L  $\vdash$ 場 る 支 る 外 部  $\mathcal{O}$ 定 閉 7 腫 摘 L 術 合 行 患 す 鎖 援 瘍 ŧ 出 7  $\mathcal{O}$ 尿 人 (3)者 う 機 術 行 工 手 12 12 る 症  $\mathcal{O}$ 道 (3)無 限 器 患 場 陰 授 に 規 術 術 に う に 心 る。 者 限 茎 場 定 規 精 対 合 を 体 遊 す 12 12 合 用 腹 る  $\mathcal{O}$ 全 定  $\mathcal{O}$ L 双 腔; 胚 て 対 離 摘 す る 限 1 に (3)(3)胎 行 患 に る 移 る 術 限 12 L 植 る 鏡 焼 者 採 植 う 7 皮 b 下 規 患 規 る  $\widehat{\phantom{a}}$ 灼き 場 行 に 精 者 定 定 卵 術 12  $\mathcal{O}$ 小 術 合 対 う ょ に 切 巣 す  $\mathcal{O}$ す 術 に 場 る 子 る 開 内 に 限 る 対 l (3)7 合 精 患 患 胎 宮 限 会 内 Ł る に 前 L 人 児 者 行 陰 者 視 附 に 工. る  $\mathcal{O}$ 立 子 規 7 う 定 輸 鏡 限 形 腺 採 行 属 に 尿 に 器 場 腸 血 的 る 成 悪 取 妆 す 道 う 妆 管 胎 腟っ 場 術 腫 合 手 性 術 る 括 し し 患 盤 腹 12 形 術 7 合 7 瘍 腸 腫 約 臍さ 物ん 摘 限 焦 行 者 腔 12 成 瘻る 筋 12 行 瘍 筋 帯 点 閉 合 出 鏡 る 限 に う に 植 限 う 丰

穿し 刺 体 外 式 膜 型 人 工 肺 管 理 料 体 外 受 精 • 顕 微 授 精 管 理 料 受 精 卵 • 胚 培 養 管 理 料 及 び 胚 凍

結保存管理料の施設基準

イ

ザ 旁り 心 清 術 プ 素 た 又 着 除 雷 乳 は 術 ラ 注 当 を 組 伴 乳 房 乳 鎖 織 角 に 該 ン 入 义 骨 . 腋ぇ 膜 ょ 療 療 記 再 が わ 腺 を 1 る 建 高か な 含 移 養 W 上 乳 全 挿 法 録 計 術 t を セ 鎖 房 1 摘 む 入 植 下 骨 切 術) 硝 術 術 脊 行 t  $\mathcal{O}$ ン 移 (乳 チ 窩ゕ 除 植 に 髄 う  $\mathcal{O}$ 子 下 プ 内 房 ネ 術 体 限 に な 部 刺 術 切 皮 る。 تلح 激 郭 乳 0 ル 切 V き十 腋き 移 除 乳 装 植 IJ 郭 清 房 除 1 後) ン 窩が 房 部 植 置 込 清 を 術  $\vdash$ . 分 伴 部 型 パ 植 を 鎖 分 加  $\mathcal{O}$ 心 節 併 う 骨 分 切 眼 あ 算 組 な 込 を算 織 専 切 電 経 施 る 術 加 下 除 内 ŧ 除 皮 算 す 部 術 内 t 拡 用 义  $\mathcal{O}$ 定す 張 的 郭 術 施 記 2 る 視  $\bigcirc$ 脊 腋ぇ 器 を 清 鏡 設 冠 t 髄 録 . 腋ぇ る 計 動 算 胸 を 窩か を に を  $\mathcal{O}$ 刺 定す 場 有 伴う 脈 筋 窩が 部 用 ょ 激 摘 水 形 に 部 郭 晶 合 る 装 切 出 1 L る場 成 清 に 再 置 て 術 t 郭 る 体 除 0 術 清 を 限 建 1 を  $\mathcal{O}$ t 再 交 V 合 伴 手 併 換 腹 を る。 る て  $\mathcal{O}$ 建 伴 腔っ 術 術 術 病 経 に 施 わ は 皮 限 す 院 鏡 な 併 胸 (乳 下 的 る 乳 る 筋 ŧ 乳 治 で 1 用 冠 あ ŧ 切 ŧ 緑 療 胃 が  $\mathcal{O}$ 腺 眼 房 動 除 悪 内 的 る 縮 0) ん  $\mathcal{O}$ 内 **(**内 及 を 障 脈 性 ド 再 角 小 セ こと。 併 膜 術 ゲ び 視 手 建 ス ン 腫 レ 鏡 テ ル チ 拡 施 乳 瘍 術 手 切 ン ただ 術) ス 充 ネ 大 下 除 房 手 ン L ( 緑 IJ 填 乳 術 挿 術 1 な に 切 ル ] 人 ょ 除 内 Ļ 留 房 V IJ 入  $\mathcal{O}$ る 単 工 障 エ ン ŧ 術 術 場 ブ 置 切 状 合 パ t 椎 術 乳 除  $\mathcal{O}$ 純 治 丰 腋き 間 房 0) 乳 療 に 切 節 術 シ 用 限 乳 を 窩ゕ 除 植 を 加 房 網 板 7 含 に 算 胸 房 る 内 込 用 部 切 膜 イ ょ 型 骨 除 付 ン 切 む 郭 酵 1 1

は 脊 ン る 7 及 採  $\sim$ は 髄 び パ Ł 取 ン  $\bigcirc$ 有 刺 胚 術 占。 床 激 凍 ス 診 装 X 結 ン 人 膀<sup>ぼ</sup>う こととする。 療 置 保 工 グ 交換 存管 授 法 脱さ 所 力 精 に 水 限 術 理 圧 移 Ι り、 拡 料 植 胚 Α 張 乳 術 に 移 В 術、 腺 及 植 0 植 Р び 込 悪 1 術 法 <u>~</u>° <u>~</u>° 型 性 7 ] 腫 は、 採 心 電 瘍 卵 腹 ス ス 腔り メ 手 メ 図 診 術 ] ] 術 記 療 鏡 録 所 体 下 力 力 膀<sup>ぼ</sup>う 胱う 計 外 仙 椎 受 交 移 骨 移 換 間 精 植 水 膣っ 植 術 圧 術、 術 板 古 拡 内 に 及 定 顕 係 び 張 酵 微  $\sim$ 術 術 ] る 植 素 授 届 込 及 注 精 耳 ス 型 び 管 メ 出 管 入 腹 を 心 療 理 用 腔分 行 電 法 料 補 力 鏡 ] 綴っ 0 义 て 記 下 脊 受 材 交 精 挿 換 録 仙 髄 1 術 計 骨 刺 入 る 卵 診 摘 膣な 激 術 固 装 胚 大 療 出 動 定 術 培 精 所 置 に に 術 植 巣 脈 養 管 限 内 0 に 込 バ る。 7 術 理 精 0 ル て 子 1 料 

(3) 口 医 当 科 該 点 数 保 表 険 医 第 療 機 章 関 第 内に当該 + 部 手 術 療養を行うにつき必要な医師 通 則 第 4 号 に規定する患 者 及び 看 護師 が 配 配置され て *(* ) ること。

で

t

ょ

7

性 同 性 障 害  $\mathcal{O}$ 患 者

4 号 医 に 科 掲 点 げ 数 る 表 手 第 術 章  $\mathcal{O}$ 第 施 + 設 部 基 手 潍 術 通 則 第 5 号 及 び 第 6 号 並 び 12 歯 科 点 数 表 第 章 第 九 部 手 術 通 則 第

(1)緊 急 事 態 に 対 応 す Ź た 8 0 体 制 そ  $\mathcal{O}$ 他 当 該 療 養 を行うに つき 必 要な 体 制 が 整 備 され てい るこ

(2) 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 当 該 療 養 を 行う に つ き必 要 な 医 師 が 配 置 さ れ 7 1 ること。

- (3)当 該 手 術 0 年 間  $\mathcal{O}$ 実 施 件数を当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 見 やす 7 場 所 に 掲 示 L 7 いること。
- (4)手 術 を受け る 全 て  $\mathcal{O}$ 患 者 に 対 L て、 そ れぞ れ  $\mathcal{O}$ 患 者 が 受け る 手 術  $\mathcal{O}$ 内 容 が 文 書 に ょ り 交 付 さ
- <u>ー</u>の <u>ー</u> 手 術  $\mathcal{O}$ 休 日 加 算 1 時 間 外 加 算 1及び深 夜 加 算 1 0 施 設 基

潍

れ、

説

明

が

なされて

てい

ること。

- (1)休 日 保 <u>険</u> 医 療機 関 0 表 示 す る診 療 時 間 以 外 0 時 間 及 び 深 夜 の手術 に対応するための 十分な
- 体制が整備されていること。
- (2)急 性 期 医 療 に 係 る 実 績 を 相 当 程 度 有 L 7 7 る 病 院 で あ ること。
- 一の三 (3)病 院 医 科 勤 点 務 数 医 表  $\mathcal{O}$ 第二 負 担 章  $\mathcal{O}$ 第十 軽 減 部手 及 び 術 処 通 遇 則  $\mathcal{O}$ 第 改 善 16 号に に 資 掲 す げ る る手 体 制 術 が 整 に 備 お され け る 7 適 合 1 ること。 L ていない 場合には所

定 点点数 0) 百 分の 八 + 12 相当する点数に より算定 することとなる施 設 基 淮

- (1) 摂 食 機 能 に 係 る療 養を行 うに つ き 相 当 0 実 績 を 有 L 7 ( ) ること。
- (2)摂 食 機 能 に 係 る 療 養 を行 うに つ き + 分 な 体 制 が 整 備 さ れ て *(* ) ること。
- 0 几 医 科 点 医 数 科 表 点 数  $\mathcal{O}$ 人 工 表 第二 関 節 章 置 第 換 + 術 部 若 手 術 L < 通 は 則 人工 第 17 号 関 節 に 掲 再 置 げ る手 換 術 術 段

関

節

に対して

寒施

した

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

に

限

る

若 しく は 第 第 6 8 款 款 顔 心 面 脈  $\Box$ 管 腔タ 動 頸い 脈 部 及び 第 7 静 脈 を 款 除 <\_ ° 胸 部 及 に び 第 9 掲 げ る 款 手 術 腹 をそ 部) に れ ぞ 撂 れ げ 全 る 身 悪 性 麻 酔 腫 下 瘍 で 手 実 術

施 L た 場 合 又 は 造 血 幹 細 胞 移 植 を 実 施 L た 場 合

 $\mathcal{O}$ 五 医 科 点 数 表 第 章 第 + 部 手 術 通 則 第 18 号 12 掲 げ る 手 術  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 쑄

### (1)

通

則

緊 急 事 態 に 対 応す る た 8  $\mathcal{O}$ 体 制 そ  $\mathcal{O}$ 他 当 該 療 養 を 行 う に 0 き 必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 7 るこ

(2)腔り 限 る。 性 鏡 瘍 鏡 低 る 手 腫 下 鏡 下 位 術 瘍 拡 視 膵。 前 手 大 下 腹 縦 術 方 頭 胸 咽 切 部 腹 腔な 隔 腺 頭 腔な 除 鏡 鏡 腫 区 摘 悪 術 瘍 鏡 下 域 下 出 性 噴 及 下 切 食 切 術 腫 道 門 び 除 除 総 瘍 切 術 胆 側 悪 及 胸 丰 管 胃 断 び 腔な 性 術 切 術 腹 腫 肺 拡 鏡 張 腔っ 除 瘍 葉 に 下 軟 症 術 手 限 鏡 切 縦  $\Box$ る 下 手 術 除 隔 蓋 単 結 術 又 悪 悪 腸 純 は 胸 性 性 悪 切 腔っ 腹 1 腫 腫 性 腔; 除 鏡 腹 肺 瘍 瘍 腔り 鏡 術 葉 腫 下 手 手 鏡 瘍 下 に 弁 を 術 術 肝 限 形 超 下 切 を 副 る。 除 切 え 胸 含 成 腎 除 る 術 術 腔っ む 摘 術 Ł 鏡 腹 出 腹  $\mathcal{O}$ 下 腔り 腔り 術 腹 腹 に 良 鏡 腔な 腔な 鏡 性 限 鏡 鏡 腹 下 下 る 縦 視 鏡 腔 直 胃 下 下 隔 下 胃 切 腸 膵が 鏡 腫 喉 全 除 下 切 体 瘍 頭 除 摘 術 副 尾 胸 手 悪 術 腔っ 術 腎 部 性 単 腫 髄 切 腫 鏡 単 質 断 瘍 瘍 純 下 胸 純 術 腔 腫 切 切 食 手

イ 腹 腔; 当 鏡 該 下 療 腟なっ 養 式 を 子 行 宮 う 全 に 摘 つ き十 術 腹 分 腔分 な 鏡 専 下 用 子 施 宮 設 悪 を 性 有 腫 L 瘍 7 手 V 術 る 病 子 院 宮 で 体 あ が ること。  $\lambda$ に 限 る。  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

褐

色

細

胞

腫)

腹

腔;

鏡

下

腎

盂ぅ

形

成

手

術

腹

腔っ

鏡

下

膀ょう

脱っ

悪

性

腫

瘍

手

術

腹

腔り

鏡

下

仙

骨

腟な

固

定

術

瘍

摘

出

術

除

術

腹

切

除

術

全

摘

術

に

除

術

に

限

道

悪

性

腫

鏡

下

肺

悪

術

胸

腔っ

口 当 該 保 険 医 療 機 関 内に当該 療養を行うにつき必要な医師及び看護師 が配置され 7 いること。

0 六 医 科 点 数 表 第二 章 第 + 部 手 術 通 則 第 19 号に掲 げる手術 0) 施 設 基 準

当 該 手 術 を 行 う É つ き 十 · 分 な 体 制 が 整 備 さ れ て **,** \ ること。

二の七 医 科 点数表 第二 章 第 + 部 手 術 通 則 第 20 号 及び 歯 科 点 数表 第二 章第九 部 手術 通 則 第 17 号に · 規

定する周 術 期 栄 養 管 理 実 施 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1) 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 周 術 期  $\mathcal{O}$ 栄 養管 理を行うにつき十分な経 験を有する専任 0 常 勤 0 管 理

栄養士が配置されていること。

(2) 総 合 入 院 体 制 加 算 又 は急性 期充 実体 制 加算 に係 る届 出 [を行 0 て ( ) る保 険 医 療 機 関 で あること。

三 手術の所定点数に含まれる薬剤

外皮用消毒剤に係る薬剤

三 の 二 不 整 脈 手 術  $\mathcal{O}$ 注 1 に 規 定す る 対 象 患 者

開 胸 式 心 大 血 管 手 術 を受 け る患 者  $\mathcal{O}$ う ち、 手 術 前 12 心 房 細 動 又 は 心 房 粗 動 と診 断 され 特 に左

心 耳 閉 鎖 術 を併 せ て 実 施 す る こと が 適 当 と 認  $\emptyset$ 5 れ る ŧ  $\mathcal{O}$ 

一の二の二 輸血管理料の施設基準

① 輸血管理料Ⅰの施設基準

イ 当 該 保 険 医 療 機 関 内 12 臨 床 検 査 技 師 が 常 時 名 以 Ĺ 配 置 さ れ ていること。

輸血管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

口

(2) 輸血管理料Ⅱの施設基準

輸血管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

③ 輸血適正使用加算の施設基準

輸血製剤が適正に使用されていること。

(4) 貯血式 自 三血 輸 血. 管理 体 制 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

貯 血. 式 自 己 血 輸 血 管 理 を 行うに 0 き十 分な 体 制 が 整 備 され

ていること。

三の二の二の二 コ ] デ イネ  $\vdash$ 体 制 充 実 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

造 血 幹 細 胞移 植 にお ける 同 種 移 植  $\mathcal{O}$ コ デ 1 ネ Ì トを行うにつき十分な体 制が整備されてい る

رع

三の二の三 自 己 生 体 組 織接着 剤作 . 成術、 自  $\exists$ クリオプレ シピテート 作製術 用手法) 及び同じ 種 ク

リオプレシピテート作製術の施設基準

(1)当 該 療 養を行うにつき十分な 体 制 が 整 備されてい る 病院で あること。

(2) 当 該 保 険 医 療 ※機関内 に当 該 療 養を行うに つき必 要な医 師 が 配 置されてい ること。

三の二の 兀 人 工 肛っ 門 · 人 工 一膀胱造 設 術 前 処 置 加 算 0 施 設

当該 保 険 医 療 機 関 内 に当 該 療養 を行うにつき必 要な 医 師 及び 看 護 師 が 配 置されていること。

基

準

の 二  $\mathcal{O}$ 五 胃 瘻<sup>ろ</sup>う 造 設時 · 蝶<sup>え</sup>
下 機 能 評 価加算 に おける適合し てい な ( ) 場合には所定点数の百分の八十

に 相 当 す る 点 数 に ょ り 算定することとな る 施 設 基 潍

(1)摂 食 機 能 に 係 る 療 養 を行うに つき相 当の 実 績 を 有 L てい ること。

(2)摂 食 機 能 に 係 る 療 養を行うに つき十分な 体 制 が 整 備 さ れていること。

の 二 の 六 凍結 保 存 同 種 組 織 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1) 当 該 療 養を行うにつき十分な 経験を有する 医 師 が 名 以上 配 置されていること。

(2)当 該 療 養 を行 うに つ き十 · 分 な 体 制 が 整 備 さ れ て 1 ること。

の <u>-</u>  $\mathcal{O}$ 七 歯 根 端 切 除 手 術  $\mathcal{O}$ 注 3 に 規 定 す る 別 に 厚 生 労 働 大臣 が 定  $\Diamond$ る施設 基準

当 該 手術 を行う E つ き十 · 分 な体 制 が 整 備 され て *\*\ ること。

の 二 0) 八 П ... 腔<sup><</sup>。 粘 膜 血 管 腫 凝 固 術  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

(1)当 該 手 術 を行うに つき十 -分 な 体 制 が 整 備 さ れ て いること。

(2)当 該 手 術 を行うに . つ き十分な 機 器 を 有 L 7 い ること。

の 三 歯 周 組 織 再 生 誘 導 手 術  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

歯 科 又 は 歯 科  $\Box$ 腔り 外 科 を 担 当す る歯 科 医 一師とし て相· 当の経 験を有する歯科医師 が 名 以 上配置

されていること。

三  $\mathcal{O}$ 兀 手 術 時 歯 根 面 V ] ザ 応用 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

当該療養を行うにつき十分な体制が整備されていること。

三 の 五 歯 科 点数表 第二 章 第 九 部手 術 に 掲 げ る上 顎骨 形 成術 ( 骨 移動を伴う場合に 限 る。 及び下

顎 骨 形 成 術 (骨 移 動 を伴う場 合に 限 る。  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1) 緊 急 事 態 に 対 応するため  $\mathcal{O}$ 体 制そ  $\mathcal{O}$ 他 当 該 療 養 を行うにつき必要な体制が整備されているこ

と。

(2) 当 該 療養を行うにつき十分な専用施設を有している病院であること。

(3)当 該 保 険 医 · 療 機関 内 に当る 該 療 養を行うに つき必 要な歯 科医 師 及び看 護 師 が 配 置され ているこ

کے

三の六 広範囲顎骨支持型装置埋入手術の施設基準

(1) 歯 科 又 は 歯 科 口腔外科を担当する歯科医師として相当の経験を有する常勤の歯科医師が二名

以上配置されていること。

(2)当 該 療 養を行うにつき十分な 体 制 が整 備 され ていること。

(3)当 該 療 養を行うにつき十分な 機器 及 び 施設 を有 ľ ていること。

三の七 レーザー機器加算の施設基準

(1) 当 該 療 養を行うにつき十分な体制 が整備されていること。

② 当該療養を行うにつき十分な機器を有していること。

 $\mathcal{O}$ 八 歯 科 点 数 表 第二 章 第 九 部 手 術 に 掲 げ る 顎 関 節 人 工 関 節 全 置 換 術  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

(1) 緊 急 事 態 に 対 応 する た 8 0) 体 制 そ  $\mathcal{O}$ 他 当 該 療 養 を 行う に 0 き 必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ て *(* )

کے

(2)当 該 療 養 を行うにつ き十分な 専 用 施 設 を有 じて ζ, る 病 院で あ ること。

(3)当 該 保 険 医 療 機 関 内 に . 当 該 療 養 を行うに 0 き必 要な 歯 科 医 師 及 び 看 護 師 . が配 記置され ているこ

کے

兀 歯 科 点 数 表 第二 章 第 九 部 手 術 に 規 定 す る 特 定 薬 剤

使 用 薬 剤  $\mathcal{O}$ 薬 価 薬 価 基 準 別 表 第 兀 部 歯 科 用 薬 剤 外 用 薬 (1) に 撂 げ る 薬 剤 及 び 別 表 第 + に

掲

げる薬剤

第十二の二 麻酔

7 ス ク 又 は 気 管 内 挿 管 に ょ る 閉 鎖 循 環 式 全 身 麻 酔 に 規 定 す Ź 麻 酔 が 困 難 な 患者

別 表 第 +  $\mathcal{O}$ \_ に 掲 げ る 患 者 で あ 0 て、 麻 酔 が 木 難 な t  $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 神 経 ブ 口 ツ ク 併 施 加 算  $\mathcal{O}$ イ  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

手 術 後  $\mathcal{O}$ 疼ら 痛 管 理 を 目 的 と L た 硬 膜 外 麻 酔 が 適 応 とな る手術 を受ける患者であって、 当 該 麻酔

 $\mathcal{O}$ 代 替 とし 7 神 経 ブ 口 ツ ク が 必 要 と医学的 に 認  $\Diamond$ 5 れ るも  $\mathcal{O}$ 

二 麻酔管理料()の施設基準

- (1) 麻酔科を標榜している保険医療機関であること。
- (2)六 第 常 勤 項 0) に 麻 規定 酔 に する厚生労 従 事 す る 医 働 師 大 麻麻 臣  $\mathcal{O}$ 酔 許 科 可 に を受け つき医 療法 た者に限 (昭 る。 和二十三 以 下 年法 麻麻 律第 酔 科 二百百 標榜医」という。 五号) 第六 条  $\mathcal{O}$

が配置されていること。

- (3) 麻 酔 管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- 三 麻酔管理料 ①の施設基準
- (1) 麻 酔 科 を 標 榜ら L て 7 る 保 険 医 療 機 関で、 あること。
- (2) 常 勤  $\mathcal{O}$ 麻 酔 科 標 榜が 医 が 五. 名以 上 配 置 され ていること。
- (3) 麻 酔 管 理を行うにつき十分な 体制 が 整 備されていること。

三の二 周術期薬剤管理加算の施設基準

(1) 当 該 保 険 医 療 機関 内 に 周 術 期 0) 薬学 的管理を行うにつき必 要な専任 0) 薬 八剤師 が 配 置され · \_ ( )

ること。

(2) 病 棟 薬 剤 業 務 実 施 加 算 1 に係 る届 出を行 ってい る保険 医 療 機関であること。

四 歯科麻酔管理料の施設基準

- ① 常勤の麻酔に従事する歯科医師が配置されていること。
- (2) 麻 酔 管 理 を行うにつき十分な 体 制 が 整 備されていること。

放

射

線

治

療

専

任

加

算

 $\mathcal{O}$ 

施

設

基

準

- 療
- (1) 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 放 射 線 治 療 を専 5 担担 当する常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 又 は 歯 科 医 師 放 射 線 治 療 に 0
- (2) 当 該 治療を行うにつき必要な体制 が整備されていること。
- の 二 遠 隔 放 射 線 治 療 計 画 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(3)

当

該

治

療を行うにつき十分な

機器

及

び

施設

を有していること。

1

て、

相

当

0

経

験を有するも

0

に

限

る。

が

名

以上配

置され

て

\ \

ること。

(1)放 射 線 科 標 榜ぼう L 1 保 険 医 療 機 関 で あること。

を

7

る

- (2) 当 該 治 療 を行うに つき必要な 体 制 が 整 備 されていること。
- (3) 当 該 治 療 を行うにつき十分な機器 及 び 施設 を有 していること。
- <u>-</u> 高 エ ネ ル ギ ] 放 射 線 治 療  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

当 該 治 療 を 行 う Œ 0 き必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ てい ること。

- 二 の 二 高 エ ネ ル ギ 放 射 線 治 療  $\mathcal{O}$ 口 線 量 増 加 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍
- (1)経 験 当 を有す 該 保 険 Ź 医 Ł 療  $\mathcal{O}$ 機 に 関 限 内 る。) に 放 射 が 線 治 名 療 以 を専 上 配 5 置 担 されていること。 当する常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 (放射 線 治 療 流につい て、 相 当  $\mathcal{O}$
- (2) 高 エ ネ ル ギ 放射 線 治 療 による全 一乳房 照射 を行うにつき必要な体 制 が 整 備 され て 7

の 三 強 度 変調放 射線治 療 Î M R T  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 · 等

(1) 強 度 変 調 放 射 線 治 療 Ι M R  $\underbrace{\mathsf{T}}$  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

イ 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 放 射 線 治 療 を 専 5 担 , 当 す る常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 又 は 歯 科 医 師 が 名 以 上 配 置

口 当 該 治療を行うにつき必要な体 制 が 整 備 され . T ١ ر ること。

(2) 強 度 変 調 放 射 線 治 療 Ι M R  $\underbrace{\mathsf{T}}$  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

ハ

該

治

療を行うにつき十分

な機器

及

び

施

設

を

有

していること。

さ

れ

て

お

り、

うち

名

以

上

は

放

射

線

治

療

に

0

V

7

相

当

 $\mathcal{O}$ 

経

験

を

有

す

Ź

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

で

あること。

别 表 第 十  $\mathcal{O}$ 三 に 掲 げ る 患 者

(3) 強 度 変 調 放 射 線 治 療 Ι M R  $\underbrace{\mathsf{T}}$  $\mathcal{O}$ 口 線 量 増 加 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基

イ 該 保 険 医 療 機 関 内 に .放射: 線治 療 派を専 ら担当する常 勤 0) 医 師 放 射線治療について、 相当

 $\mathcal{O}$ 経 験 を 有 す る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。 が 名 以 上 配 置 さ れ 7 7 ること。

口 強 度 変 調 放 射 線 治 療 Ι M R Tに ょ る 前 <u>\\</u> 腺 照 射 を 行 うに **つ** き必必 要 な 体 制 が 整 備 され 7

1 ること。

<u>ー</u>の 兀 画 像 誘導放射線治療 加算の 施設 基準

(1) 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 放 射 線 治 . 療 を専 5 担 当する常 勤 0 医 師 又 は 歯 科 医 師 放 射 線治療に 0

1 て、 相当 0 経 験 を有 する ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。 が 名 以 上 配 置 され 7 *(* ) ること。

- (2) 当該治療を行うにつき必要な体制 が整備されていること。
- (3) 当 該 治 療 を行うに つき十分な 機器 及 び 施設 を有 Ü ていること。

 $\mathcal{O}$ 五. 体 外 照 射 呼 吸 性 移 動 対 策加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

- (1)有するものに限る。 当 該 保 険 医 療 機関 内 が に 配置されていること。 · 放 射線 治 療 を専 ら担 当する医 師 放 射線治療について、 相当の経験を
- (2)当 該 治療を行うにつき必要な体制 が整備されていること。
- (3)当 該 治 療を行うにつき十分な 機器 及 び 施設 を有し ていること。

三 定位放射線治療の施設基準

- (1)経験を有するものに限 当 該 保 険 医 療 機 関 内 る。)が一 に放射線 治療を専ら担当する常勤 名以上配置されていること。 0) 医師 (放射線治療について、 相当の
- (2)当 該 治 療を行うにつき必要な 体制 が 整備されていること。
- (3)当 該 治 療 を行うにつき十分な 機 器 及 び 施 設 を有 L ていること。

三の二 定 位 放 射 線 治 療 呼 吸 性 移 動 対 策 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

- (1)有 するも 当 該 保 のに 険 医 限 療 る。 機関 内 が に 配 放 置されていること。 射 線 治療 を専 ら担 当する医 師 (放射線治療について、 相当の 経験を
- (2) 当 該 治療を行うにつき必要な体制 が整: 備されていること。

(3) 当 該 治療を行うにつき十分な機器 及び施設を有し ていること。

四 粒子線治療の施設基準等

(1) 粒子線治療の施設基準

1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 放 射 線治 療 を専ら 担当する常 勤 0 医 師 が 二名以上配 置されてお り、

う 5 名 以上 は 放 射 線 治 療に つ 7 て相 当  $\mathcal{O}$ 経 験 を 有す る ŧ 0 で あ ること。

口 当 該 治 療 を 行うに つ き必要 な 体 制 が 整 備 さ れ . て *(* ) ること。

ハ 当 該 治 療 を 行う E 0 き十 分 な 機 器 及 び 施 設 を 有 ていること。

② 粒子線治療の注1に規定する患者

別表第十一の四に掲げる患者

粒 子 線 治 療 適 応 判 定 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

五.

(1)当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 放 射 線 治 療 を専 5 担 . 当 す うる専 従  $\mathcal{O}$ 常 勤 医 師 (放射: 線治 療 に 0 ( ) て、 相

当  $\mathcal{O}$ 経 験 を 有 す る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。 が 二 名 以 上 配 置 さ れ 7 1 ること。

(2)当 該 治 療  $\mathcal{O}$ 適 応 判 定 を行うに つき必要 な 体 制 が 整 備 さ れていること。

六 粒 子 線 治 療 医 学 管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1) 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 放 射 線 治療 を担当する専従 0) 常 勤 医 師 放 射 線治療につい て、 相当の

経 験 を 有す る Ł  $\mathcal{O}$ に 限 る。 が二名 以上 配 置され てい ること。

- (2)当 該 医学管理を行うにつき必要な体制 が 整 備 され ていること。
- (3)当 該 医 . 学 ·管 理 を行 う ĺZ 0 き必 要な 機器 を 有 L て い ること。

六 の <u>-</u> ホ ウ 素 中 性 子 捕 捉 療 法  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

- (1)当 該 保 険 医 療 機 関 内 に . 当 該 療 法を行うにつき必 要な医師 が 配置され てい ること。
- (2)該 療法を行うにつき必要な 体制 が整 備されていること。
- (3)法を行うにつき十分な 機器 Ű 施設 を有していること。

及

当

該

療

六の三 ホ ウ 素 中 性 子 捕 捉 療 法 適 定応 判 定 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 淮

- (1)当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 当 該 療 法  $\mathcal{O}$ 適 応 判 定 を 行 うに つ き必 要 な 医 師 が 配 置され 7 *(* ) ること。
- (2) 当 該 療 法  $\mathcal{O}$ 適 応 判定を行うに 0 き 必 要な 体 制 が 整 備さ れて *(* ) ること。

六 の 兀 ホ ウ 素 中 性 子捕 捉療法 医学管理 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

- (1) 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 当 該 医 学 管 理を 行う É つき 必 要 な 医 師 が 配 置 一され ていること。
- (2)当 該 医 学 管 理 を 行 5 に 0 き必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 1 ること。
- (3)当 該 医 学 管 理 を行 うにつ き必 要 な 機器 を 有 L 7 *(* ) ること。

七 画 像 誘 導 密 封 小 線 源 治 療 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1) 1 て、 当 該 相当 保 険 0 医 経 療 験 機 を有り 関 内 する に 放 ŧ 射 0 線 に 治療 限 る。 を専 5 が 一 担当する常 名以 上 配 勤 置 0 つされ 医 師 ていること。 又 は 歯 科 医 師 放 射 線治療に つ

- (2) 当 該治療を行うにつき必要な体制 が 整 備されていること。
- (3)当 該 治 療を行うに つき十分な 機器 及 び 施 設 を有 ľ ていること。

第十三の二 歯冠修復及び欠損補綴

一 う 蝕 歯無痛的窩洞形成加算の施設基準

当該療養を行うにつき十分な体制が整備されていること。

- の <u>-</u> C A D A M 冠及び C A D / C A M 1 ン レ  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準
- (1)当 該 療 養 を 行 うに つ き十分な 体 制 が 整 備 さ れ 7 7 ること。
- (2) 7 *\* \ 当 る歯 該 療 科 養 技工 を行うにつき十分な 所 との 連 携 が 確保されていること。 機器 及 び 設 備 を 有 L 7 1 ること又は十分な 機器 及び 設備を有

L

- 有 床 義 歯 修 理 及 び有 床 義 歯 内 面 適 合 法 0) 歯 1科技工加算 11及び 2 0 施設 基準
- ⑴ 歯科技工士を配置していること。
- (2) 歯 科 技 工 室 及 び 歯 科 技 工 に 必 要な 機器 を整 備 L て 1 ること。
- (3)患 者  $\mathcal{O}$ 求 8) 12 · 応 じ て、 迅 速 に 有 床 義 歯 を 修 理 す る 体 制 が 整 備 さ れ て *\*\ る を院 内 掲 示 7 7

ること。

リテイナー、 広範 囲 顎骨支持型補綴及び広範囲顎骨支持型補 綴物修理に規定する特定保険 医 療

材料

特定 保 険 医 療 材 料 及 びそ (T) 材 料 価格 材 料価 格基 準) 平 成二十 年厚 生 一労働 省告示 第六十 号

 $\mathcal{O}$ 別 表  $\mathcal{O}$ VI に 掲 げ る 特 定 保 険 医 療 材 料 う 5 別 表第十三に · 掲 げ る 特 定 保 険 医 療 材 料

#### 第 + 兀 歯 科 繑 正

- 歯 科 繑 正 診 断 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍
- (1)当 該 療 養を行 うに 0 き十分な経験を有する専任の歯 科医師 が一名以 上配 置され ていること。
- (2)常 勤  $\mathcal{O}$ 歯 科 医 師 が 名 以 上配 置さ れていること。

(3)

当

該

療

養

を

行

う

に

つ

き必

要

な

機

器

及

 $\mathcal{U}$ 

+

分な専

用

施

設

を有

L

て

*\* \

ること。

- (4)当 該 療 養 に 0 き 顎 切 除 等  $\mathcal{O}$ 手 術 を 担 1当す Ź 別  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 と  $\mathcal{O}$ 間  $\mathcal{O}$ 連 絡 体 制 が 整 備 さ れ 7

1 ること。

る歯 顎 科 П 繑 腔り 機能 正 に 診 係 断 る 料 ŧ  $\mathcal{O}$ (顎変 0) 形 施 症 設 基 (顎離 潍 断 等の 手術を必要とするものに限る。) 0) 手 術 前後に

お

け

- (1)当す 働 五 省 + 障 るも 兀 令 害 条第 第 者 のに 十  $\mathcal{O}$ 九 号) 二項に規定する 日 限 常 る。 生 第三十六条 活 及 であること。 び 社 都道 会生 第 府 活 号 及 県 を 知 総 合的 事 び 第二  $\mathcal{O}$ 指定を受 に支援 号 12 規 するた け 定 た医 す る め 療 医 0 機 療 法 関 に 律 施 0 (歯 7 行 科矯 て、 規 則 正 障 平 に 害 関 者 成 す 総 + る医 合 八 支 援 年 · 療 厚 を担 法 生 第 労
- (2) 当 該 療 養を行うにつき十分な専用 施設 を有 していること。

(3) 当 該 療養に つき顎 離 断 等  $\mathcal{O}$ 手 術を担当する別 の保険医療機関との 間 の連携体制が整備されて

いること。

第十四の二 病理診断

保 険 医 療 機 関 間  $\mathcal{O}$ 連 携 に ょ る病 理 診 断  $\mathcal{O}$ 施 設 基

準

(1) 標本の送付側

離 島 等 12 所 在 す る 保 険 医 療 機 関 そ  $\mathcal{O}$ 他 0 保 険 医 療 機関であっ て、 病理! 標本の作製に つき十分

な体制が整備されていること。

(2) 標本の受取側

次のいずれにも該当するものであること。

イ 病 理 診 断 管 理 加 算 又 は  $\Box$ 腔な 病 理 診 断 管 理 加 算 に係 る届出を行 つて *(* ) る 施設

であること。

口 病 理 診 断 を 行う ĺZ 0 き + 分 な 体 制 が 整 備 さ れ た 医 療 機 関 で あ ること。

ノヽ 衛 生 検 査 所 ( 臨 床 検 査 技 師 等 12 関 す る 法 律 昭昭 和三 十三 年 法 律 第 七 十 - 六 号) 第二十 条 0)

第 項 に 規 定 す る 衛 生 検 査 所 を 1 う。 以 下 同  $\overset{\text{\tiny $\Gamma$}}{\smile}$ で 作 -製さ れ、 送 付 さ れ た 病 理 標 本  $\mathcal{O}$ う É

` 同  $\mathcal{O}$ 者 が 開 設 す る 衛 生 検 查 所 で 作 製 3 れ た 病 理 標 本 が 定 割 合 以 下 で あ ること。

保 険 医 療 機 関 間  $\mathcal{O}$ 連 携 に お けるデジ タ ル 病 理 画 像 に ょ る 術中 迅速 病 理 組 織 標本 作製及び 迅速細

胞診の施設基準

#### (1) 送信側

離 島 等 12 所 在 する 保 険 医 療 機 関 そ 0 他  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 で あ つ て、 病 理 標 本  $\mathcal{O}$ 作 製 を行うに

き十分な体制が整備されていること。

## (2) 受信側

当 該 保 険 医療 機関内 に 病理診 断を担当する常勤 0) 医師 又は歯 科医師 が 配 置されており、 病理

診 断 を行うにつ き十 分 な 体 制 が 整 備 され た病 院 で あること。

の 二 病 理 標 本  $\mathcal{O}$ デジ タ ル 病 理 画 像 に ょ る 病 理 診 断  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1) 病 理 診 断 管 理 加 算 又 は  $\Box$ 腔ゥ 病 理 診 断 管 理 加 算 に 係 る 届 出 を 行 0 7 1 る施 設 で あること。

(2) デ ジ タ ル 病 理 画 像  $\mathcal{O}$ 管 理 を行 うに つき十分な体 制 が整備されてい ること。

# 三 病理診断管理加算の施設基準

① 病理診断管理加算1の施設基準

イ 該 保 険 医 療 機 関 内 12 病 理 診 断 を 専 5 担 当す うる常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 が 名 以上 配置され てい

口

病

理

診

断

管

理を行うにつき十分な体制が整備された保険医

療機関であること。

② 病理診断管理加算2の施設基準

イ 当該 保 険 医 療 機 関 内 に 病 理 診 断 を専 5 担当する常勤  $\mathcal{O}$ 医 師 が二 名以上 配置され ていること。

口 病 理 診 断 管 理を 行うにつき十分な体 制が整備され 、 た 病 院であること。

三 の 二 悪 性 腫 瘍 病 理 組 織 標 本 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

- (1) 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 病 理 診 断 を 専 5 担 . 当 す る 医 師 が <del>\_\_</del> 名 以 上 配 置 っ され ていること。
- (2) 病 理 診 断 管 理 を行 う (Z 0 き十 分 な 体 制 が 整 備 さ れ た 保 険 医 療 機 関 で あること。

兀  $\Box$ 腔ゥ 病 理 診 断 管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1)  $\Box$ 腔タ 病 理 診 断 管 理 加 算 1 0 施 設 基 準

1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に  $\Box$ 腔な 病 理 診 断 を 専 5 担 当 す る常 勤  $\mathcal{O}$ 歯 科 医 師 又 は 医 師 が 名 以 上 配

置 さ れ 7 1 る

口

 $\Box$ 腔り

病

理

診

断

管

理を行うにつき十分な体

制

が

整

備

さ

れ

た保険

医

療

機

関

であること。

(2)

 $\Box$ 腔り 病 理 診 断 管 理 加 算 2 0) 施 設 基 進

イ 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に  $\Box$ 腔な 病 理 診 断 を専 5 担 . 当 す る常 勤 0) 歯 科 医 師 又は 医 師 が 二 名以上配

置 さ れ て 1 る

口  $\Box$ 腔り 病 理 診 断 管 理を行うに つき十分な体 制 が 整 備 さ れ た 病 院 であること。

第十五 調 剤

調 剤 基 本 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

(1) 調 剤 基 本 料 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(2) から (5)まで又は二の二の ①のいずれにも該当しない保険薬局であること。

(2) 調剤基本料2の施設基準

次  $\mathcal{O}$ ١ ي ず れ か に 該 当す る保 険 薬 局 (3) (4) 及び二の二の (1) に 該 当する Ł 0 を除 <\_ ° で あ る

こと。

イ 処方箋の受付回数が一月に四千回を超えること (特定の保険医療機関に係る処方箋による

調剤の割合が七割を超える場合に限る。)。

口 処 方 箋  $\mathcal{O}$ 受 付 口 数 が 月 に二千 口 を超 えること(イに 該当

療

機

関

に

係

る

処力

箋

に

ょ

る

調

剤

 $\mathcal{O}$ 

割

合

が

八

割

五.

分を超える場

合

に

限

る。

す

る場

合を

除

き、

特

定

0

保

険

医

ハ 処 方 箋 0 受 付 口 数が一 月に千 八 百 口 を 超 えること(イ 文 は 口 に該当する場合を除き、 特定

 $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関に 係る処方箋に ょ る調 剤  $\mathcal{O}$ 割 合 が 九 割 五. 分を超える場合 に限る。)

=特 定  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機関 に 係 る 処 方 箋 0) 受 付 口 数 **(**当 該 保 険 薬 局  $\mathcal{O}$ 所 在 す る 建 物内 に 複 数 0 保

険 医 療 機 関 が 所 在 L て 1 る 場 合 12 あ 0 7 は 当 該 複 数  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 に 係 る 処 方 箋  $\mathcal{O}$ 受 付 口

数 を全て合算 し た 口 数とする。 が 月 に 兀 千 口 を超り えること 7 か 5 ハ ま で に 該 当す る場

合を除く。)。

ホ 特 定  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 に係る処方箋 の受付 口 数 ( 同 グル ] プの保険 薬 局 財 務 上 又 は 営 業

上 若 L Š は 事 業 上 緊 密 な 関 係 に あ る 範 囲  $\mathcal{O}$ 保 険 薬 局 を いう。 以 下 同 r. のうち、 これ に

属 医 回 を 療 する他 超 機 関 え の保 ること が 同 険 薬 7  $\mathcal{O}$ 場 局 カン に 合 お 5 は = 7 て、 ま 当 で 該 保 に 他 該 険  $\mathcal{O}$ 当 保 医 す 療 険 機 る 薬 場 関 局 合 に  $\mathcal{O}$ 係る処方箋に を 処 除 方 箋  $\mathcal{O}$ 受付 ょ 口 る 数 を含 調 剤 む  $\mathcal{O}$ 割 合 が 最 が t 月 高 に 7 保 兀 千 険

(3) 調 剤 基 本 料 3  $\mathcal{O}$ 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

次  $\mathcal{O}$ 1 ず 'n か に該 当す る保険薬局であること。

イ と 万  $\mathcal{O}$ 0) 保 口 同 間 険 以 グル で 下 医 不 療  $\mathcal{O}$ 動 機 グ 産 関 ル プ 0)  $\mathcal{O}$ に 賃貸 保 険 係 プ に る 借 処 薬 属 取 方 局 す 箋 引 る に お が に 保 け あ ょ 険 る ること。 る 薬 調 局 処方箋の受付 剤  $\widehat{\underline{\phantom{a}}}$  $\mathcal{O}$ の <u>-</u> 割 合 0) が 口 九 (1) に 割 数 該 0 五. 当す 合計 分 を が一 超 る え ŧ る 月  $\mathcal{O}$ に三 又 を は 除 万 特 < 五. 定 千  $\mathcal{O}$ 保 口  $\mathcal{O}$ う を超え、 険 ち、 医 療 機 特 関 兀 定

口 保  $\mathcal{O}$ 口 間 険 以 同 下 で 医 グ 不 療  $\mathcal{O}$ ル グ 動 機 ] 産 関 ル ] プの に  $\mathcal{O}$ 賃 係 プ 保 貸 に る 借 属 険 処 す 薬 方 取 引 箋 局 る に 保 が に あ ょ 険 おける処方箋の受付回数の合計が一 ること。 る 薬 調 局 剤  $\widehat{\underline{\phantom{a}}}$  $\mathcal{O}$ の <u>-</u> 割 合 0) が 八 (1) 割 に 該 五. 当す 分 を 超 る え ŧ る  $\mathcal{O}$ 月に 又 を 除 は <\_ 特 兀 万回 定  $\mathcal{O}$ 保 0 を超え、 うち、 険 医 療 機 特 兀 十万 関 定

لح

 $\mathcal{O}$ 

(4) 調 同 ル 剤 グ 基 本 ル ] 料 保 プ 3 (D) 険  $\mathcal{O}$ 保 薬 口 険  $\mathcal{O}$ 薬 施 数 局 設 が に 基 三百 お 準 け る 以 処方箋 ル 0 受付 プ 口 数  $\mathcal{O}$ 合 計 険 が 薬 局 月 に 匹

グ

]

プ

 $\mathcal{O}$ 

局

 $\mathcal{O}$ 

上

 $\mathcal{O}$ 

グ

]

に

属

す

る

保

の 二 の

(1)

に

該

当す

る

+

万

口

[を超

え

る

又

は

同

 $\mathcal{O}$ を除く。 )のうち、 次 のいずれか に該当する保 険 薬 局 であること。

1 特 定  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 に 係 る 処 方 箋 に ょ る 調 剤  $\mathcal{O}$ 割 合 が 八 割 五分を超えること。

口 特 定  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 と  $\mathcal{O}$ 間 で 不 動 産  $\mathcal{O}$ 賃 貸 借 取 引 が あ ること。

(5) 調剤基本料3のハの施設基準

同 グ ル 1 プ 0 保 険 薬 局 に お け る処方箋の受付回 数の合計 が一月に四十 万回を超える又は同

(1)に 該 当す る t  $\mathcal{O}$ を 除 <\_ • のう ち、 特 定 0) 保 険 医 療 機 関 に 係 る 処 方 箋 に ょ る 調 剤  $\mathcal{O}$ 割 合 が 八

割五分以下であること。

グル

]

プ

0

保

険

薬

局

0

数

が

 $\equiv$ 

百

以

上

 $\mathcal{O}$ 

グ

ル

プ

に

属

す

る

保

険

薬

局

(2)

(4)

 $\mathcal{O}$ 

口

又

は

 $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 

一 調剤基本料の注1ただし書に規定する施設基準

(1)基 本 診 療 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基準 · 等 別表 第六 の二に規定する地 域に 所在すること。

(2)当 該 保 険 薬 局 が 所 在 す る 特定 0 区 域 內 12 お け る 保 険 医 療 機 関 歯 科 医 療  $\mathcal{O}$ み を 担 す Ś ŧ  $\mathcal{O}$ 

を除

に

0

7

て、

許

可

病

床

数

が

百

床

未

満

で

あ

り、

そ

 $\mathcal{O}$ 

数

が

+

以

下

で

あ

る

こと。

た

だ

合 当該 に . つ い 保 険 て 薬 は、 局 に 当 お 該 7 保 て、 険 医 特 療 定 機  $\mathcal{O}$ 関 保 は、 険 医 当 療 該 機 特 関 定 に  $\mathcal{O}$ 係 区域 る 処 内 方 に 箋 所 に 在 ょ するも る 調 剤 0  $\mathcal{O}$ とみなす。 割 合 が 七 割 を超え る場

③ 処方箋受付回数が一月に二千五百回を超えないこと。

<u>ー</u>の <u>ー</u> 調 剤 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 2 に 規 定す る厚 生労 働 大 臣が · 定め る 保 険 薬 局

次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ カン に 該 当 す Ź 保 険 薬 局 で あ ること。

- (1)在 該 保 す 保 険 る 険 建 医 医 物 療 療 機 内 機 関 に 関 保 に لح 係 険 不 る 医 動 処 療 産 方 機 取 箋 関 引 に 等 ょ 診 そ る 療  $\mathcal{O}$ 調 所 他 に 剤  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 限 特 割 る 别 合 な が 関 七 が 係 割 所 を を 在 有 超 L L えること。 7 7 1 1 る場 る 保 合 険 を 薬 除 局 当 該 で 保 あ 険 薬 0 て 局  $\mathcal{O}$ 当 所
- (2)以 外  $\mathcal{O}$ 0 保 (1) 険 カン 薬 5 局 (5)で ま あ で ること。  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か に 適 合 L 7 1 る ŧ  $\mathcal{O}$ とし て 地 方 厚 生局 長等に届 け 出 た保保 険 薬

局

三 調 剤 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 4 に 規 定 す る 保 険 薬 局

次

 $\mathcal{O}$ 

1

ず

れ

か

12

該

当

す

る

保

険

薬

局

で

あ

る

こと。

- (1)す る 当 医 該 療 保 用 険 医 薬 薬 局 品 に  $\mathcal{O}$ お 取 け 引 る 価 医 格 療  $\mathcal{O}$ 用 妥 医 結 薬 率 品 を  $\mathcal{O}$ い 取 う。 引 価 以 格 下  $\mathcal{O}$ 同 妥 U° 結 率 **(**医 が 五. 科 割 点 以 数 下 表 で  $\mathcal{O}$ あ 初 ること。 診 料 0 注 4 12 規 定
- (2)き契 品 を 兀 医 目 + 薬 7 当 う。 品 約 五. 該 لح 号。 保 に 卸 以 医 険 売 医 下 以 療 薬 療 下 機 同 販 局 売 U 器 用 に 業 医 等 医 お 者 薬 薬  $\mathcal{O}$ け と当 品 と当 品 品 る 質  $\mathcal{O}$ 医 医 該 該 価 療 療 保 値 保 機 有 用 器 険 を 険 効 医 踏 薬 等 性 薬 薬 ま 局 法 局 及 品 え لح لح び  $\mathcal{O}$ 7 کے  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 安 取 間 間 全 価 1 引 で 格 で う。 性 価 取 を 取  $\mathcal{O}$ 格 引 決 引 確  $\mathcal{O}$ 定 さ 第三 保 妥 価 れ 等 L 結 格 た + た が に 率 契 関 定 几 医 8 約 療 条 す 単 第 品 5 用 る  $\mathcal{O}$ 割 法 単 れ 医 五. 薬 律 た 合 項 価 医 を 品 に 契 昭 療 1 に 規 約 う。 率 用 係 定 和 る す  $\equiv$ 医 契 + 薬 る 卸 約 五. 品 及 売 卸  $\mathcal{O}$ び に 売 年 販 占 法 売 販 ち 売 業 律  $\Diamond$ 律 値 る、 業 者 第 者 引 百

う

単 定割合以上 価 を 同 0  $\mathcal{O}$ 割 医 合 療 で 用 値 医薬品 引きすることを合意した契約 につい て総価額で交渉 し、 を *(* ) 総 う。 価 額 12 に係 見合うよう当該 る状況 12 つ 1 医 て、 療 用 医 地 · 薬 方 品品 厚 生  $\mathcal{O}$ 

局長等に報告していない保険薬局であること。

(3)付回数が一 薬剤 師  $\mathcal{O}$ 月に六百回以下の保険薬局を除く。)であること。 か か り つけ 機能 に係る基本的な業務を一 年間実施 してい ない保険薬局 (処方箋の受

四 地域支援体制加算の施設基準

(1) 地域支援体制加算1の施設基準

次のいずれにも該当する保険薬局であること。

イ 調剤基本料1を算定している保険薬局であること。

口 地 域 医 療 ^ の貢献に係る十分な体 制 が 整 備されていること。

ノヽ 地 域 医 療 ^ 0) 貢 献 に 係る十分な 実 績 を有していること。

② 地域支援体制加算2の施設基準

次のいずれにも該当する保険薬局であること。

イ ①のイ及びロに該当する保険薬局であること。

ロ 地域医療への貢献に係る相当の実績を有していること。

③ 地域支援体制加算3の施設基準

次 0 7 ず れに も該当する保険薬 局 であること。

イ 調 剤 基 本 料 1 以 外 を算 定 L 7 1 る 保 険 薬 局で あること。

口 地 域 医 療  $\sim$  $\mathcal{O}$ 貢 献 に 係 る必 要な 体 制 が 整 備 さ れ ていること。

ハ (1)  $\mathcal{O}$ ハ に 該 当す る保 険 薬局 で あ ること。

(4) 地 域支援: 体 制 加 算 4 0 施 設 基 潍

(2) $\mathcal{O}$ 口 並 び に (3)  $\mathcal{O}$ 1 及び ロに 該 当する保険薬局 であること。

兀  $\mathcal{O}$ 

他

0)

保

険

薬

局

等

لح

 $\mathcal{O}$ 

連

携

に

ょ

り

非

常

時

に

お

け

る

対

応

に

つき必要

な

体 制

が 整

備

さ

れ

7

( )

連 携 強 化 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

五. 後 発 医 薬 品 調 剤 体 制 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1) 通 則

当 該 保 険 薬 局 に お 7 て 調 剤 ľ た 薬 剤 0) 規 格 単 位 数 量 に占 8 る 後 発医 薬 品 0) あ る 先 発 医 薬 品及

び 後 発 医 薬 品品 を 合算 L た 規 格 単 位 数 量  $\mathcal{O}$ 割 合 が 五. 割 以 Ĺ であること。

(2) 後 発 医 薬 品品 調 剤 体 制 加 算 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

当 該 保 険 薬 局 に お 1 7 調 剤 L た 後 発 医 薬 品  $\mathcal{O}$ あ る先 発医 薬品 及び後発医薬品を合算 ĺ た規格

単 位 数量 に 占  $\Diamond$ る 後 発 医 薬 品  $\mathcal{O}$ 規 格 単 位 数 量  $\mathcal{O}$ 割 合 が 八八割 以上であること。

(3) 後 発 医 薬 品品 調 剤 体 制 加 算 2 0 施 設 基 潍

単 当 位 該 数 量 保 険 12 薬 占 局  $\Diamond$ に る お 後 発 7 7 医 薬 調 品 剤 L  $\mathcal{O}$ 規 た 後 格 単 発 位 医 薬 数 量 品  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 割 あ る 合 先 が 発 八 割 医 薬 五. 分 品 以 及 上 び 後 で あ 発 ること。 医 薬 品 を 合 算 た 規 格

(4)後 発 医 薬 品 調 剤 体 制 加 算 3  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

単 位 当 数 該 量 保 に 険 占 薬 8 局 る に 後 お 発 1 医 7 薬 調 品 剤  $\mathcal{O}$ L 規 た 格 後 単 発 位 医 数 薬 量 品  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 割 あ る 合 が 先 発 九 割 医 薬 以 上 品 で 及 あ び る 後 発 医 · 薬 品 を 合 算 L た規格

五.  $\mathcal{O}$ 調 剤 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 8 に 規 定す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 保 険 薬 局

次  $\mathcal{O}$ 7 ず n か に 該 当 す る 保 険 薬 局 で あ る こと。

(1)薬 単 位 局 当 12 数 該 お 量 保 け に 険 占 る 薬 処方箋  $\Diamond$ 局 る に 後 お 受 発 1 付 医 7 状 薬 調 況 品 剤 を踏  $\mathcal{O}$ L 規 た ま 格 後 え、 単 発 位 医 Þ 数 薬 む 量 品 を得  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 割 あ な 合 る 1 が 先 ŧ 五. 発 割  $\mathcal{O}$ 医 は 薬 以 除 下 品 であ 及 び ること。 後 発 医 . 薬 ただ 品 を し、 合 算 当 L 該 た 規 保 険 格

(2)(1)12 係 る 報 告 を 地 方 厚 生 局 長 . 等 に 報 告 L て 1 な 1 保 険 薬 局 で あること。

六 薬 剤 調 製 料  $\mathcal{O}$ 注 2 に 規 定 す る 無 菌 製 剤 処 理 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1) 薬局であること。

(2)器 等 無  $\mathcal{O}$ 菌 品 製 質 剤 処 有 理 効 を行うにつき十 性 及 び 安 全 性 分な  $\mathcal{O}$ 確 保 施 等 設 に 又 関 は す 設 る 備 法 を 律 有 施 L 行 て *(* ) 規 則 ること。 留昭 和三十 ただ 六年 し、 厚 医 生 薬 省 品 令 第 医 療 号 機

第 + 条  $\mathcal{O}$ 八 第 項 た だ L 書  $\mathcal{O}$ 場 合 は、 ک  $\mathcal{O}$ 限 り で な 1

(3)無 菌 製 剤 処 理を行うにつき必要な体制 が 整 備 さ れ てい ること。

六 の <u>-</u> 薬 剤 調 製 料  $\mathcal{O}$ 注 4 に 規 定す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 時

間

当 該 地 域 に お 11 て \_\_ 般  $\mathcal{O}$ 保 険 薬 局 が お お む ね 調 剤 応 需  $\mathcal{O}$ 態 勢 を 解 除 L た 後、 日 に 調 剤 応 需  $\mathcal{O}$ 

態勢を再開するまでの時間(深夜を除く。)

七 薬剤調製料の注6ただし書に規定する薬剤

使 用 薬 剤 0 薬 価 (薬 価 基 準) 別 表 に 収 載 ž れ てい る薬剤と同 規格を有する薬

剤

八 薬 剤 調 製 料  $\mathcal{O}$ 注 8 に 規 定す る 施 設 基 淮

(1) 在 宅 患 者 訪 間 薬 剤 管 理 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 1 に 規定 するあ 5 か じ め 在宅 患者 訪問 薬 剤 管 理 指 導 を 行 う

旨を地方厚生局長等に届け出た保険薬局であること。

(2) 在 宅 患者 に . 対 する薬学 的 管理及び 指導 を行うにつき必要な体制 が整備されていること。

(3)麻 薬 及 び 向 精 神 薬 取 締 法 昭 和二 + 人 年 法 律第 + 兀 号) 第三 条 (T) 規 定に よる 麻 薬小売業者 0

免許を受けていること。

九 薬剤調製料の注8に規定する患者

(1)在 宅 患者 緊 急 訪 間 薬 剤 管 理 指 . 導 料 を算定 し 7 *\*\ る 患者

(2) 在 宅 患 者 緊 急 時 等 共 同 指 導 料 :を算定 L 7 1 る 患

(3)指 定 居 宅 サ ピ ス に 要 す る費 用  $\mathcal{O}$ 額  $\mathcal{O}$ 算 定 に 関 す る 基 準 平 成十二年 厚 生省 告示 第十 ·九号)

者

12 規 定 す る居 宅 療 養 管 理 指 導 費 薬 局  $\mathcal{O}$ 薬 剤 師 が 行う場 合 12 限 る。 を算・ 定 L 7 ( ) る 患 者

(4) 百二 指 + 定 七 介 号) 護 予 に 防 規 サ 定 す ピ る介 ス に 護 要す 予 防 る 居 費 宅 用 療  $\mathcal{O}$ 養 額 管  $\mathcal{O}$ 理 算 指 定 導 に 費 関 す 薬 る 局 基 準  $\mathcal{O}$ 薬 剤 平 師 成 + が 行 八 う 年 場 厚 合 生 労 に 限 働 省告 る。 示 を 第

九 の <u>-</u> 調 剤 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 3 に 規 定す んる厚 生労働大 臣 が 定 め る 保 険 薬 局

算定して

1

る

患

者

適 切 な 手 帳  $\mathcal{O}$ 活 用 実 績 が 相 当 程 度 あ ると 認  $\Diamond$ 5 れ な 1 保 険 薬 局 で あ ること。

九  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 調 剤 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 4 に 規 定 す る 厚 生 一 働 大 臣 が 定 8 る 保 険 薬 局

 $\mathcal{O}$ 兀 調 剤 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 5 に 規 定す る 電 子 的 保 健 医 療 情 報 活 用 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

九

重

複

投

薬

等

 $\mathcal{O}$ 

解

消

12

係

る

取

組

 $\mathcal{O}$ 

実

績

を

有

L

7

11

る

保

険

薬

局

で

あ

ること。

- (1)+六 療 号) 養  $\mathcal{O}$ 第 給 付 条 及 に び 規 公 定 費 する 負 担 電 医 子 療 情 に 報 関 処 す Ś 理 組 費 織 用  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 使 請 用 求 に に ょ 関 る する 請 求 省 を 令 行 (昭 0 て 和 7 五 ること。 + 年 厚 生 省令第三
- (2)健 康 保 険 法 第 三 条 第 十三 項 に 規 定 す る 電 子 資 格 確 認 を 行 う 体 制 を 有 L 7 1 ること。
- (3)(2) $\mathcal{O}$ 体 制 12 関 す る 事 項 に 0 1 て、 当 該 保 険 薬 局  $\mathcal{O}$ 見 Þ す 1 場 所 に 掲 示 L 7 *\*\ ること。

+ 服 薬 管 理 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 5 及 び か か ŋ 0 け 薬 剤 師 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 3 に 規 定 す る 医 薬 品

別 表 第三  $\mathcal{O}$ 三に 撂 げ る 医 薬 品

+  $\mathcal{O}$ 特 定 薬 剤 管 理 指 導 加 算 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

当 該 管 理 及び )指 ; 導 等 を行うにつき必 要な体 制 が 整 備され ていること。

+ の 三 服 薬 管 理 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 6 及 び か か り つ け 薬 剤 師 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 4 に 規定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 め

る患者

次のいずれにも該当する患者であること。

(1)医 . 科 点数表区分番 号 В O 0 1 2 12 に掲げる外来腫 傷化学 療 法 診 療料 の注 6 に · 規 定す Ś 連

携 充 実 加 算 を届 け 出て ( ) る 保 険 医 療 機 関 に お *(* ) て、 化学 療法 ( 抗 悪 性 腫 瘍 剤 が 注 射 さ れ

7

7

る

場 合 に 限 る。 及 び 必 要な 指 導 が 行 わ れ 7 7 る 悪 性 腫 瘍  $\mathcal{O}$ 患 者

(2)当 該 保 険 薬 局 12 お 1 て、 悪 性 腫 瘍  $\mathcal{O}$ 治 療 に 係 る 薬 剤  $\mathcal{O}$ 調 剤 を受け る 患者

+  $\mathcal{O}$ 兀 服 薬 管 理 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 10 に 規 定す る厚生労 働 大 臣 が 定 8) る ŧ  $\mathcal{O}$ 

次のいずれかに該当するものであること。

(1)新 た に 1 ン ス リン 製 剤 又 は ス ル フ オ = ル 尿 素 系 製 剤 が 処方 さ れ た t  $\mathcal{O}$ 

(2)1 ン ス IJ ン 製 剤 又 は ス ル フ オ = ル 尿 素 系 製 剤 12 係 る 投 薬内 容  $\mathcal{O}$ 変 更 が 行 わ れ た ŧ  $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 五 服 薬 管 理 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 13 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 保 険 薬 局

十

適 切 な 手 帳  $\mathcal{O}$ 活 用 実績が 相当程 度あ ると認 め 5 れ な *\* \ 保 険 薬 局 で あ ること。

+  $\mathcal{O}$ 六 服 薬 管 理 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 14 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8) る ŧ

 $\mathcal{O}$ 

カン か り 0 け 薬 剤 師 指 獐 料 又 は か カコ り 0 け 薬 剤 師 包 括 管 理 料 に 係 る 患 者  $\mathcal{O}$ 同 意 を 得 た 保 険 薬 剤 師

と連 携 L た . 指 導 等 を行うにつき十 分な経験等を有する者であること。

+ か カ り 0 け 薬 剤 師 指 導 料 又 は か か ŋ 0 け 薬 剤 師 包 括 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

当 該 指 導 等 を行 うに つ き十 · 分 な 経 験 等 を 有 す る 薬 剤 師 が 配 置 さ れ 7 1 ること。

+ <del>\_\_</del> *(*) 服 用 薬 剤 調 整 支 援 料 2  $\mathcal{O}$ 1 12 規定 す る 施 設 基 潍

重複投薬等の解消に係る実績を有していること。

+ の 三 在 宅 患 者 訪 間 薬 剤 管 理 指 導 料 0 注 4 在宅 患 者 緊 急 訪 間 薬 剤管 理 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 3 及び 在 宅

患 者 緊 急 時 等 共 同 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 3 に 規 定 す る 在 宅 患 者 医 療 用 麻 薬 持 続 注 射 療 法 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

- (1)麻 薬 及 び 向 精 神 薬 取 締 法 第三 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 麻 薬 小 売 業 者  $\mathcal{O}$ 免 許 を 受 け 7 1 る
- (2)医 薬 品 医 療 機 器等 法 第三十 九 条 第 \_\_\_ 項  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ る 高 度管 理 医 療 機 器  $\mathcal{O}$ 販 売 業  $\mathcal{O}$ 許 可 を 受け

ていること。

+ 0 兀 在 宅 患 者 訪 間 薬 剤 管 理 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 7 在 宅 患 者 緊 急 訪 間 薬 剤 管 理 指 導 料 0) 注 6 及 び 在宅

患 者 緊 急 時 等 共 同 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 6 に 規 定 す る 在 宅 中 心 静 脈 栄 養 法 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

医 薬 品 医 療 機 器 等 法 第 三十 九 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規定 による 高 度管 理 医 療 機 器  $\mathcal{O}$ 販 売 業  $\mathcal{O}$ 許 可 を受けて

7 る 又 は 同 法第三十 九 条 が 三 :: 第一 項 の規定による管理 医 療 機器  $\mathcal{O}$ 販 元業 0 届 出 を行 つて V) ること。

退 院 時 共 同 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 ただし書に 規定する疾病等の 患 者

別表第三の一の三に掲げる患者

十二 の 二 服 薬 情 報 等 提 供 料  $\mathcal{O}$ 注 5 に 規 定する 厚 生 一労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 保 険 医 療 機 関

当 該 保 険 薬 局 が  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ (1)に 該 当 す る 場 合 に 係 る 保 険 医 療 機 関 で あ ること。

十三 在 宅 患 者 重 複 投 薬 相 互. 作 用 等 防 止 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 1 12 規 定 す る 患

者

- (1)在 宅 患 者 緊 急 訪 問 薬 剤 管 理 指 導 料 を 算 定 L て 1 る 患 者
- (2)在 宅 患 者 緊急 時 等 共 同 指 導 料 · を 算 定 L 7 1 る 患 者
- (3)局  $\mathcal{O}$ 指 薬 定 剤 居 宅 師 サ が 行 ] う ピ 場 ス 合 に . 要す に 限 る。 うる費 用 を  $\mathcal{O}$ 算 額 定  $\mathcal{O}$ L 算 定 7 1 に る 関 ける 患 者 基 準 に 規定 す る 居宅 療 養 管 理 指 導 費

薬

(4)理 指 指 導 定 費 介 護 薬 予 局 防  $\mathcal{O}$ サ 薬 剤 ピ 師 ス が に 行う場 要す うる費 合に 用 限  $\mathcal{O}$ る。 額  $\mathcal{O}$ 算 を 定 算 に 定 関 L す て る 基 1 る 準 患 に 者 規 定 す う る 介護 予 防 居 宅 療 養管

第 + 六 介護 老 人 保 健 施 設 入 所 者 に 0 **,** \ て 算定できな 7 検 査 等

介護 老 人 保 健 施 設 入 所 者 に 0 7 7 算 定できな 1 検 査

別表第十二第一号に掲げる検査

介 護 老 人 保 健 施 設 入 所 者 に 0 V) 7 算 定で きる 内 服 薬 及 び 外 用 薬  $\mathcal{O}$ 費 用

抗 悪 性 腫 瘍 剤 悪 性 新 生 物 に 罹り 患 L 7 1 る 患 者 に 対 L て 投 与 さ れ た 場 合 に 限 る。  $\mathcal{O}$ 費

Н Ι F Р Н 阻 害 剤 人 工 腎 臟 又 は 腹 膜 灌が 流 を受け 7 1 る 患者 (T) うち 腎 性 貧 血 状 態 12 ある もの

12 対 L て 投 与 さ れ た 場 合 に 限 る。  $\mathcal{O}$ 費 用

疼 痛 コ ン 1 口 ル  $\mathcal{O}$ た 8  $\mathcal{O}$ 医 療 用 麻 薬  $\mathcal{O}$ 費 用

抗 ウ 1 ル ス 剤 В 型 肝 炎 又 は  $\mathbf{C}$ 型 肝 炎  $\mathcal{O}$ 効 能 若 L < は 効 果 を 有 す る ŧ  $\mathcal{O}$ 及 び 後 天 性 免 疫 不 全 症

候 群 又 は Η Ι V 感 染 症  $\mathcal{O}$ 効 能 若 L < は 効 果 を 有 す る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る  $\mathcal{O}$ 費 用

三 介 護 老 人 保 健 施 設 入 所 者 に 0 1 7 算 定 で きる 注 射 及 び 注 射 薬 等  $\mathcal{O}$ 費 用

医

科

点

数

表

区

分

番

号

В

0

0

1

2

12

に

掲

げ

る

外

来

腫

瘍

化

学

療

法

診

療

料

 $\mathcal{O}$ 

1

 $\mathcal{O}$ 

1

又

は

2

0

1

月

医 科 点 数 表 第 章 第 六 部 注 射 通 則 第 6 号 に 規 定 す る 外 来 化 学 療 法 加 算

医 科 点 数 表 区 分 番 号 G 0 0 1 に 掲 げ る 静 脈 内 注 射 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 保 険 医 が 亚 成 + 八 年 七

日 か 5 令 和 六 年  $\equiv$ 月 =+ 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 12 介 護 老 人 保 健 施 設  $\mathcal{O}$ 人 員 施 設 及 び 設 備 並 び 12 運 営 12 関

す る 基 準 平 成 + 年 厚 生 省 令 第 兀 + 号) 附 則 第 +  $\stackrel{\cdot}{\equiv}$ 条 12 規 定 す る 転 換 を 行 0 て 開 設 L た 介 護 老

人 保 健 施 設 **(**以 下 療 養 病 床 か 5 転 換 L た 介 護 老 人 保 健 施 設」 と 1 う。 に 赴 1 て 行 う t  $\mathcal{O}$ 医

科 点 数 表 区 分 番 号 В 0 0 1 2 12 12 掲 げ る 外 来 腫 瘍 化 学 療 法 診 療 料  $\mathcal{O}$ 1  $\mathcal{O}$ 1 若 L < は 2  $\mathcal{O}$ 1 又

は 医 科 点 数 表 第 章 第 六 部 注 射 通 則 第 6 号 に 規 定 す る外 来 化 学 療 法 加 算 を 算 定 です る ŧ)  $\mathcal{O}$ に 限 る

医 科 点 数 表 区 分 番 号 G 0 ()2 12 掲 げ る 動 脈 注 射 医 科 点 数 表 区 分 番 号 В 0 0 1 2 12 に 掲 げ

る 外 来 腫 瘍 化 . 学 療 法 診 療 料  $\mathcal{O}$ 1  $\mathcal{O}$ 1 若 L < は 2  $\mathcal{O}$ イ 又 は 医 科 点 数 表 第二 章 第 六 部 注 射 涌 則 第 6 묽

12 · 規定 す る 外 来 化 学 療 法 加 算 を算 定す る ŧ  $\mathcal{O}$ 12 限 る

医 科 点 数 表 区 分 番 号 G 0 0 3 に 掲 げ る 抗 悪 性 腫 瘍 剤 局 所 持 続 注 入 医 科 点 数 表 区 分 番 号 В 0 0

1 2 12 に 掲 げ る 外 来 腫 瘍 化 . 学 療 法 診 療 料  $\mathcal{O}$ 1  $\mathcal{O}$ イ 又 は 2  $\mathcal{O}$ イ を 算 定 す る t  $\mathcal{O}$ に 限 る。

点 数 医 表 科 区 点 分 数 番 表 号 区 分 В 番 0 号 0 1 G 0 2 03 12 12 3 掲 に げ 撂 る げ 外 る 来 肝 腫 動 脈 瘍 化 塞 学 栓 療 を 伴 法 う 診 抗 療 悪 料  $\mathcal{O}$ 性 腫 1  $\mathcal{O}$ 瘍 イ 剤 肝 又 は 動 2 脈  $\mathcal{O}$ 内 1 注 を 入 算 定 医 す 科

る

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

12

限

る。

化 た 外 学 介 来 医 護 科 化 療 学 点 法 老 数 療 診 人 法 療 保 表 区 料 健 加 算 分 施  $\mathcal{O}$ 番 を 設 1 算 号 に  $\mathcal{O}$ G 定 赴 1 す 若 11 0 る L 7 0 t < 行 4 12 は う  $\mathcal{O}$ 掲 12 2 ŧ 限  $\mathcal{O}$ げ  $\mathcal{O}$ る点 る 1 又 医 科 滴 は 注 医 点 射 科 数 点 表 保 区 数 分 表 険 第 番 医 号 療 章 В 機 関 第 0 六 0  $\mathcal{O}$ 保 部 1 険 注 射 2 医 が 通 療 則 12 養 第 に 病 掲 6 号 げ 床 に る か 規 外 5 定 来 転 す 腫 換 る 瘍 L

撂 6 号 げ 医 に る 科 規 点 外 定 来 数 す 腫 表 る 瘍 区 化 分 外 学 番 来 号 化 療 学 法 G 診 療 0 法 療 0 料 加 5 算  $\mathcal{O}$ 12 を 掲 1 算  $\mathcal{O}$ げ 定 る イ 若 中 す る 心 L ŧ < 静  $\mathcal{O}$ は 脈 注 に 2 限  $\mathcal{O}$ 射 る。 イ 医 又 科 は 医 点 科 数 点 表 数 X 表 分 第 番 号 章 В 第 0 六 0 部 1 注 射 2 涌 則 12 第 に

第二 番 号 医 章 科 В 点 第 0 数 六 0 部 表 1 注 区 分 射 2 番 通 号 則 12 第 12 G 掲 6 0 号 げ 0 に る 6 規 外 に 定 掲 来 す 腫 げ る 瘍 る 外 化 植 学 来 认 型 療 化 学 法 力 診 療 テ 法 療 加 料 テ 算 ル  $\mathcal{O}$ 12 を 1 算  $\mathcal{O}$ ょ 定 る 1 す 若 中 る L 心 < Ł 静  $\mathcal{O}$ は 脈 に 2 注 射 限  $\mathcal{O}$ る イ 医 又 は 科 医 点 数 科 点 表 数 区 表 分

工 IJ ス 口 ポ 工 チ ン 人 工 腎 臓 又 は 腹 膜 灌が 流 を 受 け 7 1 る 患 者  $\mathcal{O}$ う 5 腎 性 貧 血 状 態 に あ る Ł  $\mathcal{O}$ に

対

L

て

投

与

さ

れ

た

場

合

に

限

る

 $\mathcal{O}$ 

費

用

ダ ル べ ポ 工 チ ン 人 工 腎 臓 又 は 腹 膜 灌か 流 を受け 7 1 る 患 者 のう 5 腎 性 貧 血. 状 態 12 あ る ŧ  $\mathcal{O}$ に 対

7 投 与 さ n た 場 合 に 限 る。  $\mathcal{O}$ 費 用

工 ポ エ チ ン ベ タ  $\sim$ ゴ ル 人 工 腎 臓 又 は 腹 膜 灌か 流 を受 け 7 7 る 患 者  $\mathcal{O}$ う 5 腎 性 貧 血 状 態 に あ る

ŧ  $\mathcal{O}$ に 対 L 7 投 与 ż れ た 場 合 に 限 る。  $\mathcal{O}$ 費 用

抗

悪

性

腫

瘍

剤

悪

性

新

生

物

に

罹

患

L

7

1

る

患

者

に

対

L

7

投与され

た場

合に

限

る

 $\mathcal{O}$ 

費

用

1

ン

タ

]

フ

エ

口

ン

製

剤

В

型

肝

炎

又

は

 $\mathbf{C}$ 

型

肝

炎

 $\mathcal{O}$ 

効

能

又

は

効

果

を

有

す

る

t

 $\mathcal{O}$ 

に

限

る。

 $\mathcal{O}$ 

費

用

疼 痛 コ ン 1 口 ル  $\mathcal{O}$ た  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 医 療 用 麻 薬  $\mathcal{O}$ 費 用

抗 ウ 1 ル ス 剤 В 型 肝 炎 又 は  $\mathbf{C}$ 型 肝 炎  $\mathcal{O}$ 効 能 又 は 効 果 を 有 す る t  $\mathcal{O}$ 及 び 後 天 性 免 疫 不 全 症 候 群

又 は Н Ι V 感 染 症  $\mathcal{O}$ 効 能 又 は 効 果 を 有 す る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。  $\mathcal{O}$ 費 用

介 護 老 人 保 健 施 設 入 所 者 に 0 1 7 算 定 で き な 11 IJ ハ ピ IJ テ ] シ 彐

別 表 第 十 二 第二 号 に 掲 げ る IJ ハ ピ IJ テ シ 彐

別 表 第 十二 第三 号 に 撂 げ る 処 置 五.

介

護

老

人

保

健

施

設

入

所

者

に

0

1

7

算

定

で

きな

1

処

置

兀

血

友

病

 $\mathcal{O}$ 

治

療

に

係

る

血

液

凝

古

因

子

製

剤

及

び

血

液

凝

古

大

子

抗

体

迂ぅ

口

活

性

複

合

体

 $\mathcal{O}$ 

費

用

六 介 護 老 人 保 健 施 設 入 所 者 に 0 7 7 算 定できな 1 手 術

別 表 第 + 第 兀 号 12 撂 げ る 手 術

七 介 護 老 人 保 健 施 設 入 所 者 に 0 1 7 算 定 で きな 1 麻 酔

別表第十二第五号に掲げる麻酔

## 第十七 経過措置

令 和 兀 年三 月三十一 日 に お *\*\ て 現 に が  $\lambda$ 患者 指 導 管 理 料 12 係 る届 出 を行 0 7 7 る 保 険 医 療 機 関

12 つ **,** \ 7 は 同 年 九 月  $\Xi$ + 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 に 限 り、 第三 0  $\mathcal{O}$ (12) $\mathcal{O}$ イ  $\mathcal{O}$ 2 に 該当 す る ŧ  $\mathcal{O}$ と 4 な す

入 院 中  $\mathcal{O}$ 患 者 以 外  $\mathcal{O}$ 末 期  $\mathcal{O}$ 悪 性 腫 瘍  $\mathcal{O}$ 患 者 に 係 る場 の合を除 <\_ .

令 和 几 年 三 月三 + <del>---</del> 日 に お 1 7 現 に 在 宅 療 養 支 援 診 療 所 又 は 在 宅 療 養 支 援 病 院 12 係 る 届 出 を

行

0 て 1 る 保 険 医 療 機 関 に 0 1 7 は 同 年 九 月三 + 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 に 限 り、 第三  $\mathcal{O}$ 六  $\mathcal{O}$ (1) $\mathcal{O}$ ワ (2) $\mathcal{O}$ ヲ

若し < は (3)  $\mathcal{O}$ ル 又 は 第 匹  $\mathcal{O}$ 0 (1)  $\mathcal{O}$ ワ、 (2)  $\mathcal{O}$ ワ 若 L < は (3)  $\mathcal{O}$ ル 12 該 当する ŧ 0) とみ な

 $\equiv$ 第十 五.  $\mathcal{O}$ 五. の <u>-</u> 0) (1)に係る規定は、 令 和 兀 年 九 月三十日ま で  $\mathcal{O}$ 間 に 限 り、 な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に よる。

別表第一から別表第十三までを次のように改める。

別 表 第 特 定 疾 患 療 養 管 理 料 並 び 12 処 方 料 並 び に 処 方箋 料  $\mathcal{O}$ 特 定 疾 患 処 方 管 理 加 算 1 及 び 特 定 疾 患

処方管理加算2に規定する疾患

結核

悪性新生物

甲状腺障害

処置後甲状腺機能低下症

糖尿病

ス フ 1 ン ゴ IJ ピ F 代 謝 障 害 及 Ţ そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 脂 質 蓄 積 障 害

ムコ脂質症

IJ ポ 蛋た 白 代 謝 障 害 D 及び そ 0 他  $\mathcal{O}$ 脂 (質) 血症

リポジストロフィー

ローノア・ベンソード腺脂肪腫症

高血圧性疾患

虚血性心疾患

不整脈

心不全

脳血管疾患

一過性脳虚血発作及び関連症候群

単純性慢性気管支炎及び粘液膿性慢性気管支炎

詳細不明の慢性気管支炎

その他の慢性閉塞性肺疾患

肺気腫

喘<sup>ぜ</sup>ん 息

喘息発作重積状

態

気管支拡張症

胃潰瘍

十二指腸潰瘍

胃炎及び十二指腸炎

疾患(経過が慢性なものに限る。

肝

慢性ウイルス肝炎

アルコール性慢性膵炎

その他の慢性膵炎

思春期早発症

性染色体異常

別 表 第二 特 定 疾 患 治 療 管 理 料 に 規 流定する· 疾 患

一 特定薬剤治療管理料1の対象患者

(1) テオフィリン製剤を投与している患者

- (2)不 整 脈 用 剤 を 投 与 L 7 1 る 患 者
- (3)ノヽ 口  $\sim$ IJ F ル 製 剤 又 は ブ 口  $\Delta$  $\sim$ IJ K ル 製 剤 を 投 与 L 7 1 る 患

者

- (4)IJ チ ウ A 製 剤 を 投 与 L 7 1 る 患 者
- (5) 免 疫 抑 制 剤 を 投 与 L 7 1 る 患 者
- (6)サ IJ チ ル 酸 系 製 剤 を 投 与 L 7 *\* \ る 若 年 性 関 節 IJ ウ 7 チ、 IJ ウ 7 チ 熱 又 は 関 節 IJ ウ 7 チ  $\mathcal{O}$ 患 者
- (7)メ 1 1 V + サ 1 を 投 与 7 1 る 悪 性 腫 瘍  $\mathcal{O}$ 患 者
- (8)ア 3 1 配 糖 体 抗 生 物 質、 グ IJ コ  $\sim$ プ チ ド 系 抗 生 物 質 又 は  $\vdash$ IJ ア ゾ ] ル 系 抗 真 菌 剤 を 投 与 L て

V る入院 中  $\mathcal{O}$ 患 者

- (9)1 7 チ ニブ を投与 L て 1 る 患 者
- シ 口 IJ A ス 製 剤 を 投 与 L 7 1 る 患 者
- ス = チ 二 ブ を 投 与 L 7 1 る 患 者
- 治 療 抵 抗 性 統 合 失 調 症 治 療 薬 を 投 与 L て 1 る 患 者
- (13) (12) (11) (10) (1)か 5 (12)ま で に 掲 げ る 患 者 に 潍 ず る £  $\mathcal{O}$
- 小 児 特 定 疾 患 力 ウ ン セ IJ ン グ 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

十

八

歳

未

満

 $\mathcal{O}$ 

気

分

障

害

神

経

症

性

障

害、

ス

 $\vdash$ 

レ

ス

関

連

障

害

及

び

身

体

的 要

因

に 関

連

L

た

行

動

症

候

群 心 理 的 発 達  $\mathcal{O}$ 障 害 又 は 小 児 期 及 び 青 年 期 12 通 常 発 症 す る 行 動 及 び 情 緒  $\mathcal{O}$ 障 害  $\mathcal{O}$ 患 者

除

兀 削

皮膚 科 特定疾患指 導管 理 料 (I)  $\mathcal{O}$ 対 象

疾

患

天 疱 瘡 え

類 天 八疱 着

工 リテマトー ・デス (紅斑性狼瘡

紅 皮 症 乾燥が

尋

常性

掌蹠膿っ 一魚りんせん を追うに

先天性 **鮮**也

偏平 · 苔に **輝**ん

類乾

結節 性 1痒疹その: 他  $\mathcal{O}$ 痒らしん ( 慢 性 型で 経過が 年 以 Ĺ

 $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ 

に限

る。

皮膚科特定 疾 患 指 導 管 理 料  $\mathcal{O}$ 対 象 疾 患

五.

帯 状 

ľ  $\lambda$ またん

ア 1 ر ا 性 皮 膚炎 (十六 歳以 £  $\mathcal{O}$ 患 者が 罹り 患 L て ١, る場合に限 る。

尋 常常 性 白 斑

円 形 脱 毛 症

脂 漏 性 皮 膚 炎

別表

第三

定

集団 栄 養 特 食事 機 指 能 導料 病 院 入院基 及び在宅患者 本 料 訪問 栄 養 情 栄養食事 提 供 · 指 加 導料 算、 に 外 来 規定する特 栄養 食事 - 別食 指

 $\mathcal{O}$ 

報

導 料、

入院栄養食事

指

導料

腎 臟 食

糖 尿 食 肝

臓

食

胃 潰 傷食

貧 血 食

膵が

臓

食

脂質 異 常常 症 食

痛 風 食

7 ん か  $\lambda$ 

フェ = 食 ル ケ ン

]

1

尿

症

食

楓カ☆

糖 尿 症 食

ホ 干 シ ス チン 尿 症 食

尿 素 サ 1 ク ル 異 常 症 食

メ チ ル 7 口 ン 酸 血 症 食

プ 口 ピ 才 酸 血 症 食

極 長 鎖 ア シ ル CO A 脱 水素酵 素欠損 症食

糖 原 病 食

ガ ラ ク 1 ス 血 症 食

治 療 乳

無菌 食

小 児 食物 ア レ ル ギ ] 食 ( 特 定 機 能 病院 入院 基 本 料 0) 栄 養 情 報 提 供 加 算、 外 来栄 養食事 指 導料及び

入 院 栄 養 食 事 指 導 料 に 限 る。

特 別 な 場 合  $\mathcal{O}$ 検 査 食 単 なる 流 動 食 及 び 軟 食 を 除 <

別 表 第三 悪性 新  $\mathcal{O}$ 生 物 *の* ニ 療 養 就 労 両 <u>\f</u> 支 /援 指 導

•

料

 $\mathcal{O}$ 

注

1

に

規

定す

る疾

患

脳 梗 塞 脳 出 血 くも 膜 下 出 血. そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 急 性 発 症 L た 脳 <u>ш</u> 管 疾 患

肝 疾 患 経 過 が 慢 性 な ŧ  $\mathcal{O}$ 12 限 る。

心疾患

糖尿病

若年性認知症

係 規 る 定 難 す 基 病 準 る  $\mathcal{O}$ を 患 医 満 療 者 受 た に す 給 対 ŧ 者 す る  $\mathcal{O}$ 証 と 医 を 交 L 療 付 7 等 診 さ に 断 れ 関 を す 7 受 る 1 け 法 る た 患 律 ŧ 者 第  $\mathcal{O}$ 五 を 同 条 含 第 条 第 む <del>---</del> 項 項 に 各 に 規 係 号 定 す る 12 る ŧ 規 指  $\mathcal{O}$ 定 す に 定 限 る 難 特 る。 病 定 同 医 そ 療 法 費 第  $\mathcal{O}$ 七 他  $\mathcal{O}$ 支 条 給 れ 第 12 認 匹 定 準 項 ず 12 に

る疾患

別

12

頻

口

訪

間

加

算

12

規

定

す

る

状

態

等

12

あ

る

患

者

療

料

を

算

定

て

V)

る

患

者

を除

表 第  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 三 退 院 時 共 同 指 導 料 1 及 び 退 院 時 共 同 指 墳 料 2 を 口 算 定 で きる 疾 病 等  $\mathcal{O}$ 患 者 並 75

末 期  $\mathcal{O}$ 悪 性 腫 瘍  $\mathcal{O}$ 患 者 在 宅 が W 医 療 総 合 診

(1) で あ 0 て (2) 又 は (3) $\mathcal{O}$ 状 態 で あ る 患 者

(1)在 宅 自 己 腹 膜 灌が 流 指 導 管 理、 在 宅 血 液 透 析 指 導 管 理、 在 宅 酸 素 療 法 指 導 管 理 在 宅 中 心 静 脈

栄 患 者 養 指 法 導 指 管 導 管 理 理 在 宅 在 自 宅 己 成 疼さ 分 栄 痛 管 養 経 理 指 管 栄 導 管 養 理 法 指 在 導 宅 管 肺 理 高 在 血 圧 宅 症 人 患 工 者 呼 指 吸 導 指 管 導 管 理 又 理 は 在 在 宅 宅 気 悪 管 性 切 腫 開 瘍 筡 患

者 指 導 管 理 を 受 け 7 1 る 状 態 に あ る 者

(2)ド レ ] チ ユ ] ブ 又 は 留 置 力 テ ] テ ル を 使 用 7 1 る 状 態

(3)人 工 肛っ 門 又 は 人 工 -膀ゥ 脱さ を設 置 L て 1 る 状 態

三 在 宅 で  $\mathcal{O}$ 療 養 を 行 0 7 1 る 患 者 で あ 0 て、 高 度 な 指 導 管 理 を 必 要とす Ź ŧ  $\mathcal{O}$ 

別 表 第三  $\mathcal{O}$ ハ 1 IJ ス ク 妊 産 婦 共 同 管 理 料 (I) に 規 定 す る 状 態 等で あ る 患 者

妊 婦 で あ 0 7 次 に 掲 げ る 状 態 12 あ る t  $\mathcal{O}$ 

妊娠二十二週から三十二週未満の早産の患者

妊娠高血圧症候群重症の患者

女女子工匠乳化君主乳C点言

前 置 胎 盤 妊 娠 + 八 週 以 降 で 出 血 等  $\mathcal{O}$ 病 状 を 伴 . う £  $\mathcal{O}$ に 限 る。  $\mathcal{O}$ 患 者

候を示すもの等に限る。)の患者

妊

娠

三十

週

未

満

 $\mathcal{O}$ 

切

迫

早

産

子

宮

収

縮

子

· 宮

出

血

頚い

管

の開

大、

短縮

又

は

軟

化のいずれかの兆

多胎妊娠の患者

子宮内胎児発育遅延の患者

心疾患(治療中のものに限る。)の患者

糖尿病(治療中のものに限る。)の患者

甲 状 腺 疾 患 治 療 中  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。  $\mathcal{O}$ 患 者

腎疾患(治療中のものに限る。)の患者

膠原病(治療中のものに限る。)の患者

特 発 性 血 小 板 減 少 性 紫 斑 病 治 療 中  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。  $\mathcal{O}$ 患者

白血病(治療中のものに限る。)の患者

血友病(治療中のものに限る。)の患者

出 血. 傾 向  $\mathcal{O}$ あ る 状 態 治 療 中  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。 0 患者

HIV陽性の患者

Rh不適合の患者

当 該 妊 娠 中 に 帝 王 切 開 術 以 外  $\mathcal{O}$ 開 腹 手 術 を 行 0 た 患 者 又 は 行うことを予定 L 7 *\* \ る 患 者

精 神 疾 患  $\mathcal{O}$ 患 者 **(精** 神 療 法 が 実 施 さ れ 7 1 る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。

妊 産 婦 で あ 0 7 次に 撂 げ る 状 態 に あ る ŧ  $\mathcal{O}$ 

妊娠二十二週から三十二週未満の早産の患者

四十歳以上の初産婦の患者

分 娩べん 前  $\mathcal{O}$ В M Ι が  $\equiv$ + 五. 以 上  $\mathcal{O}$ 初 産 婦  $\mathcal{O}$ 患 者

妊娠高血圧症候群重症の患者

常位胎盤早期剥離の患者

前 置 胎 盤 妊 娠 + 八 週 以 降 で 出 血 等  $\mathcal{O}$ 病 状を伴うものに 限 る。  $\mathcal{O}$ 患者

双胎間輸血症候群の患者

多胎妊娠の患者

子宮内胎児発育遅延の患者

心疾患(治療中のものに限る。)の患者

糖尿病(治療中のものに限る。)の患者

米月少(予労正公主公司下) 一〇月三

特

発

性

血

小

板

減

少

性

紫

斑

病

治

療

中

 $\mathcal{O}$ 

ŧ

0)

に

限

る。

 $\mathcal{O}$ 

患者

白血病(治療中のものに限る。)の患者

血友病(治療中のものに限る。)の患者

出 血. 傾 向  $\mathcal{O}$ あ る 状 態 治 療 中  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ 12 限 る。  $\mathcal{O}$ 患 者

HIV陽性の患者

当 該 妊 娠 中 に 帝 王 切 開 術 以 外  $\mathcal{O}$ 開 腹 手術 を 行 2 た患 者又は行うことを予定 している患

者

定

精 神 疾 患  $\mathcal{O}$ 患 者 **(**精 神 療 法 が 実 施 さ れ 7 1 る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。

表 第三  $\mathcal{O}$ 三 薬 剤 管 理 指 導 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者 並 び 12 服 薬 管 理 指 導 料 及 U カュ か り つ け 薬 剤 師 指 導 料 に 規

する医薬品

抗

悪

性

腫

瘍

剤

別

免疫抑制剤

抗てんかん剤

血液凝固阻止剤(内服薬に限る。

ジギタリス製剤

テオフィリン製剤

カリウム製剤(注射薬に限る。

糖尿病用剤

精

神

神

経

用

剤

膵臓ホルモン剤

抗 H I V 薬

別 表 第四 歯 科 特 定 疾 患 療 養管 理 料 並 び に 処方料及び処方箋料 に 規定する疾

患

腔り 領 域  $\mathcal{O}$ 悪 性 新 生 物 <u>、</u>エ ナ メ ル 上 皮 腫 を含 む。

顎・口腔の先天異常

舌痛症(心因性によるものを含む。

 $\Box$ . · · 腔<sup><</sup> 軟 組 織  $\mathcal{O}$ 疾 患 (難 治 性  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。

口腔領域のシェーグレン症候群

尋常性天疱瘡又は類天疱瘡

 $\Box$ 腔り 乾 燥 症 (放射線治 療 又 は化学療法を原因とするも  $\mathcal{O}$ に 限 る。

睡 眠 時 無 呼 吸 症 候 群 П 腔り 内 装 置 治 療 を 要 す る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。

骨吸 収 抑 制 薬 関 連 顎 骨 壊 死 (骨露 出 を伴う É  $\mathcal{O}$ に 限 る。 又 は 放 射 線 性 顎 骨 壊 死

三叉神経ニューロパチー

別表第五及び第六 削除

別 表 第七 在宅 患 者 訪 問 診 療 料 (I) 及 び 在 宅 患 者 訪 問 診 療 料  $(\; {\rm I\hspace{-.1em}I} \;)$ 並 び に 在宅 患者訪 問看護· 指導 料 及 Ţ

同 建 物 居 住 者 訪 間 看 護 • 指 導 料 に 規定する疾 病

末期の悪性腫瘍

多発性硬化症

重症筋無力症

スモン

筋萎縮性側索硬化症

脊髄小脳変性症

ハンチントン病

進行性筋ジストロフィー症

パ ] キ ン ソン 病 関 連 疾 患 進 行 性 核 上 性 麻 痺ひ 大 脳 皮 質 基 底 核 変 性 症 及 び パ 1 キ ン ソ 病 **(**ホ 

エ ン Y ル  $\mathcal{O}$ 重 症 度 分類 が ス テ ] ジェ 以 上 で あ 0 7 生 活 機 能 障 害 度 が  $\prod$ 度 又 は  $\coprod$ 度  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ に 限

る。))

多系 統 萎 縮 症 線 条 体 黒 質 変 性 症 才 リー ブ 橋 小 脳 萎 縮 症 及 び シ ヤ 1 ド レ ] ガ ] 症 候 群

プリオン病

**亜急性硬化性全脳炎** 

ライソゾーム病

副腎白質ジストロフィー

脊髄性筋萎縮症

球脊髄性筋萎縮症

慢性炎症性脱髄性多発神経炎

後天性免疫不全症候群

頚髄損傷

人工呼吸器を使用している状態

别 表 第 八 退 院 時 共 同 指 導 料 1  $\mathcal{O}$ 注 2 に 規 定 す る 特 別 な 管 理 を 要す る状 態 等 12 あ る 患 者 並 び に 退 院 後

訪 間 指 導 料 在 宅 患 者 訪 問 看 護 • 指 導 料 及 び 同 建 物 居 住 者 訪 間 看 護 • 指 導 料 に 規 定 す る 状 態 等に

ある患者

在 宅 悪 性 腫 瘍 等 患 者 指 導 管 理 若 L Š は 在 宅 気管 切 開 患 者 指 導 管 理 を受け 7 1 る 状 態 12 あ る 者 又

は 気 管 力 二 ユ ] V 若 < は 留 置 力 テ テ ル を 使 用 L 7 1 る 状 態 に あ る 者

在 宅 自 己 腹 膜 灌が 流 指 導 管 理 在 宅 血 液 透 析 指 導 管 理 在 宅 酸 素 療 法 指 導 管 理、 在 宅 中 心 静 脈 栄

養 法 指 導 管 理 在 宅 成 分栄 養 経 管 栄 養 法 指 導 管 理、 在 宅 自 己 導 尿 指 導 管 理 在 宅 人 工 呼 吸 指 導 管

理、 在 宅 持 続 陽 圧 呼 吸 療 法 指 導 管 理 在 宅 自  $\exists$ 疼ら 痛 管 理 指 導 管 理 又 は 在 宅 肺 高 血 圧 症 患 者指 導 管

理を受けている状態にある者

三 人 工 肛っ 門 又 は 人 工 膀<sup>ぼっこ</sup>っ を 設 置 L て 1 る 状 態 に あ る 者

兀 真 皮 を 越 え る 褥ょ 瘡ぇ  $\mathcal{O}$ 状 態 12 あ る 者

五. 在 宅 患 者 訪 間 点 滴 注 射 管 理 指 導 料 を 算定 L て 1 る 者

别 表 第 八  $\mathcal{O}$ 在 宅 時 医学 総 合 管 理 料 及  $\mathcal{U}$ 施 設 入 居 時 等医学 総合管 理 料 に 規 定する別 に 厚 生 一労働・ 大臣

が定める状態の患者

次 12 掲 げ る 疾 患 に 罹り 患 L 7 1 る 患 者

末期の悪性腫瘍

スモン

難 病  $\mathcal{O}$ 患 者 に 対 す る 医 療 等 に 関 す Ś 法 律 第 五. 条 第 項 に規定す Ź 指定 難

病

後天性免疫不全症候群

脊 髄 損 傷

真 皮 を越 える 褥はそう

次に 掲 げ る 状 態  $\mathcal{O}$ 患 者

在 宅 自 己 連 続 携 行 式 腹 膜 灌か 流 を行

0

てい

る状況

態

在 宅 Ш. 液 透析、 を行 0 て 7 る 状 態

在 宅 酸 素 療 法 を 行 0 て 1 る 状 態

在 宅 中 心 静 脈 栄 養 法 を 行 0 て 1 る 状

熊

宅 成 分栄養 経 管 栄 養 法 を 行 0 7 1 る 状 態

在

在 宅 自 己 導 尿 を 行 って 1 る 状 態

在宅 人 Ī 呼 吸 を行 って 1 る 状 態

植 込 型 脳 脊 髄 刺 激 装 置 に ょ る 疼ら 痛 管 理 を 行 0 て 1 る 状 態

肺 高 血 圧 症 で あ 0 て、 プ 口 ス タ グ ラ ンジ ン  $I_2$ 製 剤 を投 以与され て 1 る状 態

気 管 切 開 を 行 0 て *(* ) る状 熊

気管 力 = ユ V を 使 用 L 7 V) る状態

ド

]

ン

チ

ユ

ブスはご

留

置

力

テ

]

テ

ル

を

使用

L

7

V)

る状態

人工 肛っ 門又 は 人 I 一 膀ゥ こ 脱ゥ を 設 置 L て 1 る 状 態

別 表 第 八 0  $\equiv$ 在 宅 時 医学 総 合管理 料料  $\mathcal{O}$ 注 10 施 設 入居時 等 · 医 学 総 合 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 5  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 潍

用 す る 場 合 を 含 む。 に 規 定 す る 別 に 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 状 態  $\mathcal{O}$ 患 者

要 介 護 以 上  $\mathcal{O}$ 状 態 又 は れ に 準 ず る 状 熊

日 常 生 活 に 支 障 を 来 た す よう な症 状 行 動 B 意 思 疎 . 通  $\mathcal{O}$ 困 「難さの た らめに、 に、 介 護 を必要とする 認 知

症の状態

頻回の訪問看護を受けている状態

訪 問 診 療 又 は 訪 間 看 護 に お 1 て 処 置 を 受 け て 11 る 状 態

示 を受 け た 看 護 職 員 に ょ る 処 置 を受 け T V る 状 熊

介

護

保

険

法

第

八

条

第

+

項

に

規

定

す

る

特

定

施

設

等

看

護

職

員

が

配

置

さ

れ

た

施

設

に

入

居

し、

医

師

 $\mathcal{O}$ 

指

そ  $\mathcal{O}$ 他 関 係 機 関 لح  $\mathcal{O}$ 調 整 等  $\mathcal{O}$ た 8 に 訪 間 診 療を行う医師による特 別 な医学管 理 を必要とす る 状 態

別 表 第 八  $\mathcal{O}$ 几 在 宅 時 医 学 総 合 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 11 及 び 施 設 入 居 時 等 医 学 総 合 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 4 に 規 定 す る 別

に 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 状 態  $\mathcal{O}$ 患 者

別表第八の二に掲げる状態

要介護二以上の状態又はこれに準ず

る

状

態

訪 問 診 療 又 は 訪 間 看 護 に お 1 7 処 置 を 受 け 7 1 る 状 態

介 護 保 険 法 第 八 条 第 + 項 に 規 定 す る 特 定 施 設 等 看 護 職 員 が 配 置 さ れ た 施 設 に 入 居 医 師 0 指

示 を受け た看 護 職 員 に ょ る 処 置を受り け Ź 1 る 状 態

が  $\lambda$  $\mathcal{O}$ 治 療 を 受 け 7 1 る 状 熊

精 神 疾 患 以 外  $\mathcal{O}$ 疾 患  $\mathcal{O}$ 治 療  $\mathcal{O}$ た め に 歇けっ 訪 間 診 療 を 行 Š 医 師 に ょ る 特 別 な 医 学 管 理 を 必 要 へとす る 状 態

用 注 射 針 加 算 に 規 定 す る 注 射 薬 別

表

第

九

在

宅

自

己

注

射

指

導

管

理

料、

間

注

入 シ

IJ

ン

ジ

ポ

ン

プ

加

算

持

続 血.

糖 測

定 器

加

算

及 び 注

入

器

1 ン ス IJ ン 製 剤

性 腺 刺 激 ホ ル モ ン 製 剤

ヒ 1 成 長 ホ ル 干 剤

遺 伝 子 組 換 え 活 性 型 血 液 凝 古 第 VII 因 子 製剤

遺 伝 子 組 換 え 型 血 液 凝 古 第 VIII 因 子 製 剤

遺 伝 子 組 換 え 型 血 液 凝 古 第 IX 因 子 製 剤

乾 燥 濃 縮 人 血 液 凝 古 第 X 因 子 加 活 性 化 第 VII 因 子 製 剤

乾 燥 人 血. 液 凝 固 第 VIII 因 子 製 剤

乾 燥 人 血 液 凝 古 第 IX 因 子 製 剤

顆カゥ 粒 球 コ 口 = ] 形 成 刺 激 因 子 製 剤

性 腺 刺 激 ホ ル 干 ン 放 出 ホ ル 干 ン 剤

ソマトスタチンアナログ

ゴナドトロピン放出ホルモン誘導

体

グルカゴン製剤

グルカゴン様ペプチド―1受容体アゴニスト

ヒトソマトメジンC製剤

インターフェロンアルファ製剤

インターフェロンベータ製剤

ペグビソマント製剤エタネルセプト製剤

スマトリプタン製剤

グ IJ チ ル IJ F ン 酸 モ ノア ン 七 = ウ 7 • グリシン L シ ステ 1 ン 塩 酸 塩 配 合 剤

アダリムマブ製剤

テリパラチド製剤

アドレナリン製剤

ア ポ パ リン 干 ル 力 ヒ ネ ル 塩 シ 酸 ウ 塩製  $\Delta$ 製 剤 剤

セ ル } ij ズ 7 ブペ ゴ ル 製 剤

 $\vdash$ シ リズ 7 ブ 製 剤

メ レ レ プチ ン 製 剤

アバ タ セ プト 製 剤

р Н 4 処 理 酸 性 人 免 疫 ググロ ブ リン (皮下注: 射) 製剤

アス ホ タ ゼ ア ル ファ 製剤

グラ

チラ

7

]

酢

酸

塩製

剤

セ ク キヌ マ ブ 製 剤

ブ 口 ダ ル 7 ブ 製 剤

エ

ボ

口

ク

7

ブ

製

剤

IJ 口 ブ 剤

ア ベ IJ  $\Delta$ ク 7 ブ 7 製 製 剤

1 キ セキ ズ マ ブ 製剤

ゴ IJ  $\Delta$ 7 ブ 製 剤

工 ミシ ズ 7 ブ 製剤

1 -カチバ ン 1 製剤

サリルマブ製剤

デュピルマブ製剤

1 ン ス IJ グ ル 力 ゴ ン 様 <u>~</u>° プ チ K 1 受容 体 アゴ = ス 1 配

合

剤

ヒ ド 口 コ ル チ ゾ コ ハ ク 酸 工 ス テ ル ナ 1 ij ウ 7 製剤

遺伝子組換えヒトvon Willebrand因子製剤

ブロスマブ製剤

メポリズマブ製剤

オマリズマブ製剤

テデュグルチド製剤

サトラリズマブ製剤

別 表 第 九  $\mathcal{O}$ の <u>ニ</u> 在 宅 難 治 性 皮膚 疾 患 処 置 指 導 管 理 一料に 規 定 す う る 疾 患

表皮水疱症

水疱型先天性魚鱗癬様紅皮

症

表 第 九  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 注 入 器 加 算 に 規 定す Ś 注射

別

别 表 第 九 に 規 定す んる注 射薬のうち、 p H 4 処 理 酸 性人免疫グロ ブ リン (皮下注射) 製 剤 以 外の ŧ

薬

 $\mathcal{O}$ 

别 表 第 九  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 兀 経 腸 投 薬 用 ポ ン プ 加 算 に 規 定 す Ś 内 服 薬

V ボ ド パ • 力 ル ピ F. パ 水 和 物 製 剤

別 表 第 九  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 五 注 入 ポ ン プ 加 算 に 規 定 す る 注 射 薬

p Н 4 処 理 酸 性 人 免 疫 グ 口 ブ IJ ン 皮 下 注 射 製 剤

别 表 第 九  $\mathcal{O}$ 検 体 検 査 実 施 料 に 規 定 す る 検 体 検 杳

医 科 点 数 表 区 分 番 号 D 0 0 0 に 掲 げ る 尿 中 渣さ \_\_ 般 物 質 定 性 半 定

医

科

点

数

表

X

分

番

号

D

0

0

2

12

掲

げ

る

尿

沈

鏡

検

法

量

検

査

 $\equiv$ 医 科 点 数 表 区 分 番 号 D 0 0 3 に 掲 げ る 糞が 便 検 査  $\mathcal{O}$ う 5 次  $\mathcal{O}$ t  $\mathcal{O}$ 

糞なん 便 中 七 グ 口 ピ

兀 医 科 点 数 表 X 分 番 号 D 0 0 5 に 掲 げ る血 液 形 態 機 能 検 査 のう 5 次  $\mathcal{O}$ ₽  $\mathcal{O}$ 

赤 血 球 沈 降 速 度 Е S R

末 梢ょ 血 液 般 検 査

干 グ 口 F, ン Α 1 С Н b Α 1 С

五. 医 科 点 数 表 区 分 番 号 D 0 0 6 に 掲 げ る出 血. 凝 古 検 査  $\mathcal{O}$ うち次  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ 

プ 口 1 口 ン ピ ン 時 間 Р Т

フ 1 ブ IJ ン フ イ ブ IJ 1 ゲン 分 解 産 物  $\widehat{F}$ D Р 定

性

フィブリン・フィブリノゲン分解産物(FDP)半定量

フィブリン・フィブリノゲン分解産物(FDP)定量

Dダイマー

六

医 科点数表区分番号D 0 0 7 に · 掲 げ る血液化学検査のうち次の もの

総ビリルビン

総蛋白

アルブミン(BCP改良法・BCG法)

尿素窒素

クレアチニン

尿酸

アルカリホスファターゼ (ALP)

コリンエステラーゼ (ChE)

γ—グルタミルトランスフェラーゼ (γ—GT)

中性脂肪

ナトリウム及びクロール

カリウム

医

IJ

ア

七

腺 刺 激 ホ ル 干 ン  $\widehat{T}$ S Н

甲

状

遊 遊 離 離 サ  $\vdash$ IJ 1 日 口 キ ] F シ サ ン 1 F 口 Т = 4 ン  $\widehat{F}$ 

癌が

胎 児 性 抗 原 C E A 八

医

科

点

数

表

区

分

番

号

D

0

0

9

に

掲げる腫

瘍 7

力 ]

 $\mathcal{O}$ 

うち

次  $\mathcal{O}$ 

Ł

 $\mathcal{O}$ 

T

力 ル シ ウ A

グ

ル

コ

]

ス

乳 酸 デ ヒ ド 口 ゲ ナ ] ゼ Ĺ  $\widehat{\mathbf{D}}$ 

ク レ アチ ン + ナ ゼ  $\widehat{C}$ K

Н D L コ レ ス テ 口 ] ル

総 コ V ス テ 口 ] ル

ス パラギ ン 酸 アミノ ラン ス フ エ ラー ゼ (AST)

ア

アラニン アミノトランスフ エ ラ ゼ A L T

グ L D コ L Ī ル コ ブ レ ミン ス テ 口 ル

科 点 数 表 区 分 番 号 D 0 0 8 に 掲 げ る内 分泌 学的 検 査 一のうち 次

 $\mathcal{O}$ Ł

 $\mathcal{O}$ 

前立腺特異抗原(PSA)

C A 19 | 9

九 医 科 点 数 表 区 分番号 D 0 1 5 に 掲 げ る 血. 漿蛋白免疫学的 検 査 0 うち 次  $\mathcal{O}$ ŧ

C 反応性蛋白 (CRP)

+医 科 点 数 表 区 分 番 号 D O 1 7 に 掲 げ る排 泄っ 物、 滲ん 出 物 又 は 分泌物  $\mathcal{O}$ 細

菌

顕

微鏡

検査

のうち次の

 $\mathcal{O}$ 

もの

その他のもの

別

表 第 九  $\mathcal{O}$ の 二 中 心 静 脈 注 射 用 力 テ ] テ ル 挿 入の 注 3 に 規定する患者

歳 未 満  $\mathcal{O}$ 乳 幼 児 で あ 0 7 次 0) 疾 患であ る者

 $\equiv$ 

先天性小腸閉鎖症

鎖 肛<sup>こ</sup>ラ

ヒルシュスプルング病

短腸症候群

別 表 第 九  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 医 科 点 数 表 第二 章 第 七 部 IJ ハ ピ リテ ] シ 日 ン 通 則 第 4 号 に 規 定 す Ś 患 者

口 復 期 IJ ハ ビ IJ テ ] シ 彐 病 棟 入 院 料 又 は 特 定 機 能 病 院 IJ ノヽ ピ IJ テ ] シ 日 ン 病 棟 入院 料 を算 定す

脳 血 管 疾 患 等  $\mathcal{O}$ 患 者 0 う 5 発 症 後 六 + 日 以 内  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ 

テ 大 血. 入 院 管 シ 疾 中 日 患 ン  $\mathcal{O}$ 料 IJ 患 ハ 者 (I) ピ で IJ 運 あ 動 テ 0 器 て IJ シ そ ハ 彐 ピ  $\mathcal{O}$ ン IJ 料 入 テ 院 (I)す 脳 る シ 病 日 血 管 棟 ン 料 疾 等 患 に (I) 等 又 お は IJ 71 呼 ハ 7 吸 ピ 早 器 期 IJ IJ テ 歩 ] 行 ハ ピ シ IJ Α 日 テ ン D 料 L シ  $\mathcal{O}$ (I)自 日 廃 立 ン 料 等 用 を 症 (I) を 候 目 算 的 群 定す IJ くる も て心 ピ IJ

別 表 第 九  $\mathcal{O}$ 几 心 大 血 管 疾 患 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

 $\mathcal{O}$ 

急 性 心 筋 梗 塞 狭 心 症 発 作 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 急 性 発 症 L た 心 大 血 管 疾 患 又 は そ  $\mathcal{O}$ 手 術 後  $\mathcal{O}$ 患 者

慢 性 心 不 全、 末 梢は 動 脈 閉 塞 性 疾 患 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 慢 性  $\mathcal{O}$ 心 大 血 管 疾 患 に ょ り、 定 程 度 以 上 0 呼 吸

循 環 機 能  $\mathcal{O}$ 低 下 及 び 日 常 生 活 能 力  $\mathcal{O}$ 低 下 を 来 L て V) る 患 者

別 表 第 九  $\mathcal{O}$ 五. 脳 血 管 疾 患 等 IJ ハ ピ IJ テ シ 彐 ン 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

脳 梗 塞 脳 出 血 < ŧ 膜 下 出 血. そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 急 性 発 症 L た 脳 血 管 疾 患 又 は そ  $\mathcal{O}$ 手 術 後  $\mathcal{O}$ 患 者

脳 腫 瘍 脳 膿っ 瘍 脊 髄 損 傷 脊 髄 腫 瘍 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 急 性 発 症 L た 中 枢 神 経 疾 患 又 は そ  $\mathcal{O}$ 手 術 後  $\mathcal{O}$ 患

者

三 多 発 性 神 経 炎、 多 発 性 硬 化 症、 末 梢ょう 神 経 障 害 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 神 経 疾 患  $\mathcal{O}$ 患 者

几 パ ] キ ソ ン 病 脊 髄 小 脳 変 性 症 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 慢 性  $\mathcal{O}$ 神 経 筋 疾 患  $\mathcal{O}$ 患 者

五. 失 語 症 失 認 及 び 失 行 症 並 び 12 高 次 脳 機 能 障 害  $\mathcal{O}$ 患 者

六 難 聴 B 人 工 内 耳 植 込 丰 術 等 に 伴 う 聴 覚 • 言 語 機 能  $\mathcal{O}$ 障 害 を 有 す る 患 者

七 顎 口 腔な  $\mathcal{O}$ 先 天 異 常 に 伴 う 構 音 障 害 を 有 す る 患 者

八 舌 悪 性 腫 瘍 等  $\mathcal{O}$ 手 術 に ょ る 構 音 障 害 を 有 す る 患 者

九 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン を 要 す る 状 態  $\mathcal{O}$ 患 者 で あ 0 7 定 程 度 以 上  $\mathcal{O}$ 基 本 動 作 能 力、 応 用 動 作 能

力、 言 語 聴 覚 能 力 及 び H 常 生 活 能 力  $\mathcal{O}$ 低 下 を 来 L 7 11 る ŧ  $\mathcal{O}$ 心 大 血 管 疾 患 IJ ノヽ ビ IJ テ シ 日 ン

料、 廃 用 症 候 群 IJ ハ ピ IJ テ ] シ 日 ン 料 運 動 器 IJ ハ ピ IJ テ シ 彐 ン 料 呼 吸 器 IJ */*\ ピ IJ テ ] シ 彐

ン 料 障 害 児 ( 者 IJ ハ ピ IJ テ シ 彐 ン 料 又 は が  $\lambda$ 患 者 IJ ハ ビ IJ テ ] シ 日 ン 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者 に 該 当

するものを除く。)

別 表 第 九  $\mathcal{O}$ 六 運 動 器 IJ ハ ピ IJ テ 1 シ 日 ン 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

上 下 肢  $\mathcal{O}$ 複 合 損 傷 脊 椎 損 傷 に ょ る 兀 肢 麻 痺ひ そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 急 性 発 症 L た 運 動 器 疾 患 又 は そ  $\mathcal{O}$ 手 術

後の患者

関 節  $\mathcal{O}$ 変 性 疾 患 関 節  $\mathcal{O}$ 炎 症 性 疾 患 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 慢 性  $\mathcal{O}$ 運 動 器 疾 患 に ょ り、 定 程 度 以 上  $\mathcal{O}$ 運 動 機

能 及 び 日 常 生 活 能 力  $\mathcal{O}$ 低 下 を 来 L 7 1 る 患 者

别 表 第 九  $\mathcal{O}$ 七 呼 吸 器 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

肺 炎 無 気 肺 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 急 性 発 症 L た 呼 吸 器 疾 患  $\mathcal{O}$ 患 者

- 肺 腫 瘍、 胸 部 外 傷 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 呼 吸 器 疾 患又 はそ  $\mathcal{O}$ 手 術 後  $\mathcal{O}$ 患 者
- 三 慢 性 閉 塞 性 肺 疾 患 С Ο Ρ D ` 気 管 支 喘が 息 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 慢 性  $\mathcal{O}$ 呼 吸 器 疾 患 に ょ り、 定 程 度 以 上

 $\mathcal{O}$ 重 症  $\mathcal{O}$ 呼 吸 木 難 Þ 日 常 生 活 能 力  $\mathcal{O}$ 低 下 を 来 L て 1 る 患 者

兀 食道 癌が 胃 癌が 肝 臓 癌が 咽 • 喉 頭 癌が 等  $\mathcal{O}$ 手 術 前 後  $\mathcal{O}$ 呼 吸 機 能 訓 練 を 要す る

患 者

别 群 表 IJ 第 九 ノヽ ピ  $\mathcal{O}$ リテ 八 心 大 シ 血 日 管 ン 料 疾 患 IJ 運 ハ 動 器 Ľ IJ IJ ハ テ ピ ] IJ シ テ 日 ] ン シ 料 彐 ン 脳 料 血 管 及 び 疾 呼 患 吸 等 器 IJ IJ ハ ハ ピ リテ ピ リテ ] シ シ 日 ン 彐 料、 ン 料 廃 に 規 用 定す 症 候

る 算 定 日 数  $\mathcal{O}$ 上 限  $\mathcal{O}$ 除 外 対 象 患 者

失 語 症 失 認 及 び 失 行 症  $\mathcal{O}$ 患 者

高 次 脳 機 能 障 害  $\mathcal{O}$ 患 者

重 度  $\mathcal{O}$ 頚い 髄 損 傷  $\mathcal{O}$ 患 者

頭 部 外 傷 及 び 多 部 位 外 傷  $\mathcal{O}$ 患 者

慢 性 閉 塞 性 肺 疾 患  $\widehat{C}$ O Р D  $\mathcal{O}$ 患 者

心 筋 梗 塞  $\mathcal{O}$ 患 者

狭 心 症  $\mathcal{O}$ 患 者

軸 索 断 裂  $\mathcal{O}$ 状 態 に あ る末 梢よう 神 経 損 傷 発 症 後 年 以 内  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。  $\mathcal{O}$ 患 者

外 傷 性  $\mathcal{O}$ 肩 関 節 腱 板 損 傷 (受傷 後 百 八 + 日 以 内  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。  $\mathcal{O}$ 患 者

口 復 期 リ ハ ピ リテ ] シ 日 ン 病 棟 入 院 料 又 は 特 定 機 能 病 院 リハ ビリテ 1 シ 日 ン 病 棟 入 院 料 を 算定

する患者

復 患 者 期 口 で IJ 復 あ ノヽ 期 ピ IJ 0 て、 リテ ハ ピ 当 リテ 該 シ 病 1 日 シ 棟 ン を 病 彐 退 棟 ン 棟 病 入 院 L 棟 た 料 又 日 は 又 カコ 特 は 定 5 特 起 定 機 算 能 機 病 能 L て三 病 院 院 IJ 月 IJ ハ 以 ピ ハ 内 IJ ピ テ 0 IJ 患 テ 1 者 ] シ シ 日 (保 ン 彐 病 険 医 病 棟 療 棟 12 機 入 お 関 院 7 に 7 料 入 在 を 院 算 棟 中 定 中 に  $\mathcal{O}$ L 患 た 口

難 病 患 者 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン 料 に 規 定 す る 患 者 ( 先 天 性 又 は 進 行 性  $\mathcal{O}$ 神 経 筋 疾 患  $\mathcal{O}$ 者 を 除

<u>ر</u> ر 者、

介護

老

人

保

健

施

設

又

は

介

護

医

療

院

に

入所する患者を除

く。

る疾 障 病 害 児  $\mathcal{O}$ 者 (者) に 限 リハビリテ る。 ] シ 彐 ン 料 に 規 定す る患 者 加加 齢 に 伴 2 て生ず る 心 身 0 変 化 に 起 因 す

料 12 そ 規  $\mathcal{O}$ 定 他 す 別 る 表 患 第 者 九  $\mathcal{O}$ で 兀 あ か 0 て、 5 別 IJ 表 第 ハ ピ 九 IJ 0) テ 七 ま で シ に 彐 規 ン を 定 す 継 続 る 患 L て行 者 又 うことが は 廃 用 症 必 候 要 群 で IJ あ ハ る ピ と IJ 医 テ . 学 ] 的 シ に 日 認 ン

先 天 性 又 は 進 行 性  $\mathcal{O}$ 神 経 筋 疾 患  $\mathcal{O}$ 患 者

8

5

れ

る

£

 $\mathcal{O}$ 

障 害 児 (者) IJ ハ ピ IJ テ シ 彐 ン 料 に 規定する患者 (加齢 に伴 って生ずる心 身 の変化に . 起 因 す

る疾病の者を除く。)

別 表 第 九  $\mathcal{O}$ 九 心 大 血 管 疾 患リハ ピ IJ テ シ 日 ン 料 脳 血. 管 疾 患 等 リハ ピ リテ ] シ 日 ン 料、 廃 用 症 候

群 IJ ハ ピ IJ テ ] シ 彐 ン 料 運 動 器 IJ ハ ピ IJ テ シ 彐 ン 料 及 び 呼 吸 器 IJ ハ ピ IJ テ ] シ 彐 料 に 規 定 す

る別に厚生労働大臣が定める場合

別 表 第 九  $\mathcal{O}$ 八 第 号 に 規 定 する 患 者 12 0 V て は、 治 療 を 継 続 す ることによ り 状 態  $\mathcal{O}$ 改 善 が 期 待

できると医学的に判断される場合

別 表 第 九  $\mathcal{O}$ 八 第 二号 に 規 定 する 患者 に 0 1 て は、 患 者  $\mathcal{O}$ 疾 患、 状 能等 を 総 合的 12 勘 案 し、

治

療

上 有 効 で あ る کے 医 学 的 に 判 断 さ れ る場 合

別 表 第 + 難 病 患 者 IJ ハ ピ リテ ] シ 日 ン 料 12 規 定 す うる疾 患

ベーチェット病

多発性硬化症

重症筋無力症

全身性エリテマトーデス

スモン

筋萎縮性側索硬化症

強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎

結節性動脈周囲炎

ビュルガー病

脊髄小脳変性症

悪性関節リウマチ

パ ] キ ン ソ 病 関 連 疾 患 (進行 性核上性麻 痺び 大脳 皮質基底核変性症及びパ ] キ

ンソン

病)

アミロイドーシス

後縦靭帯骨化症

ハンチントン病

モヤモヤ病 (ウィリス動脈輪閉塞症)

ウェゲナー肉芽腫症

多系 統萎 縮 症 (線 条体 : 黒質: 変性 症、 オリー ブ 橋 小脳萎縮 症、 シ ヤ 1 • ド レ ガ ] 症

候群

広範脊柱管狭窄症 \*\*\*

特発性大腿骨頭壞死症

混合性結合組織病

プリオン病

ギラン・バレー症候群

黄色靭帯骨化症

シェーグレン症候群

成人発症スチル病

関節リウマチ

亜急性硬化性全脳炎

ライソゾーム病

副腎白質ジストロフィー

脊髄性筋萎縮症

球脊髄性筋萎縮症

慢性炎症性脱髄性多発神経炎

表 第 +  $\mathcal{O}$ 障 害 児 (者) リハビ リテ ] シ 日 ン 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

脳性麻痺の患者

別

胎 生 期 若 L < は 乳 幼 児 期 に 生 じ た 脳 又 は 脊 髄  $\mathcal{O}$ 奇 形 及 び 障 害  $\mathcal{O}$ 患 者

顎・口腔の先天異常の患者

先 天 性  $\mathcal{O}$ 体 幹 兀 肢  $\mathcal{O}$ 奇 形 又 は 変形  $\mathcal{O}$ 患 者

先天 性 神 経 代 謝 異 常 症 大 脳 白 質 変 性 症  $\mathcal{O}$ 患者

先天 性 又 は 進 行 性  $\mathcal{O}$ 神 経 筋 疾 患  $\mathcal{O}$ 患 者

神 経 障 害 に ょ る 麻 痺ひ 及 び 後 遺 症  $\mathcal{O}$ 患者

言 語 障 害、 聴 覚 障 害 又 は 認 知 障 害 を 伴 う 自 閉 症 等  $\mathcal{O}$ 発 達 障 害  $\mathcal{O}$ 患 者

別 表 第 +  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ が W 患 者 IJ ハ ピ IJ テ シ 彐 ン 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

が W 患 者 で あ 0 て、 が  $\lambda$  $\mathcal{O}$ 治 療  $\mathcal{O}$ た 8 に 入 院 L 7 11 る 間 12 手 術 化 学 療 法 ( 骨 髄 抑 制 が 見 込 ま

れ る £  $\mathcal{O}$ に 限 る。 ` 放 射 線 治 療 若 L < は 造 血 幹 細 胞 移 植 が 行 わ れ る予 定  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ 又 は 行 わ れ た ŧ

(T)

緩 和 ケア を 目 的 と L た 治 療 を 行 0 て 1 る 進 行 が  $\lambda$ 又 は 末 期 が W  $\mathcal{O}$ 患 者 で あ 0 て、 症 状  $\mathcal{O}$ 増 悪 に

ょ ŋ 入 院 L 7 1 る 間 12 在 宅 復 帰 を 目 的 لح L た IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン が 必 要 な ŧ  $\mathcal{O}$ 

别 表 第 +  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 三 集 寸 コ ? ユ = ケ シ 日 ン 療 法 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

别 表 第 九  $\mathcal{O}$ 五. 若 L < は 別 表 第 +  $\mathcal{O}$ に 掲 げ る 患 者 又 は 廃 用 症 候 群 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン 料 に 規 定 す

る 患 者 で あ 0 て、 言 語 • 聴 覚 機 能  $\mathcal{O}$ 障 害 を 有 す る Ł  $\mathcal{O}$ 

別 表 第 +  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 兀 通 院 在 宅 精 神 療 法  $\mathcal{O}$ 注 6 及 び 精 神 科 継 続 外 来 支 援 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 5 に 規 定 す る 別

に厚生労働大臣が定める要件

次に掲げる要件をいずれも満たすこと。

当 該 保 険 医 療 機 関 に お け る三 種 類 以 上  $\mathcal{O}$ 抗うつ 薬及び三 種 類 以 上  $\mathcal{O}$ 抗 精 神 病 薬  $\mathcal{O}$ 投 与 0) 頻 度 が

低いこと。

- 当該 患者に 対 し、 適 切 な 説 明 及 び医学管理が 行 わ れ ていること。
- 三 当 該 処 方 が 臨 時  $\mathcal{O}$ 投 薬 等  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ 又 は 患者  $\mathcal{O}$ 病 状等に ょ ŋ やむを得な 7 ŧ  $\mathcal{O}$ であること。

エリスロポエチン

別

表

第

+

 $\mathcal{O}$ 

人

工

腎

臓

に

規

定

す

る薬

剤

ダルベポエチン

エポエチンベータペゴル

HIF―PH阻害剤

別表第十一

歯科点数表第二章第八部処置に規定する特定薬剤

オルテクサーロ腔用

歯科用(口腔用)アフタゾロン

テラ・コートリル軟膏

デキサメタゾン口腔用

二 歯科点数表第二章第九部手術に規定する特定薬剤

オルテクサーロ腔用

アクリノール

歯科用(口腔用)アフタゾロン

テラ・コートリル軟膏

デキサメタゾン口腔用

生理食塩水

心不全の患者

冠動脈疾患の患者

弁膜症の患者

不整脈の患者

先天性心疾患の患者

肺動脈性肺高血圧症の患者

呼吸不全の患者

呼吸器疾患の患者

糖尿病の患者

腎不全の患者

肝不全の患者

別 表第十一 の <u>-</u> 7 ス ク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔に規定する麻酔が 困 難な患者

血球減少の患者

血液凝固異常の患者

出血傾向のある患者

敗血症の患者

神経障害の患者

BMIが三十五以上の患者

表 第 +  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 強 度 変 調 放 射 線 治 療 Ι M R

 $\underbrace{\mathsf{T}}$ 

 $\mathcal{O}$ 

対

象

患

者

别

限局性の固形悪性腫瘍の患者

表 第 +  $\mathcal{O}$ 兀 粒 子 線 治 療  $\mathcal{O}$ 注 1 に 規 定 す る 対 象 患 者

別

小 児 腫 瘍 限 局 性  $\mathcal{O}$ 固 形 悪 性 腫 瘍 に 限 る  $\mathcal{O}$ 患 者

手 術 に ょ る 根 治 的 な 治 療 が 困 難 な 骨 軟 部 腫 瘍  $\mathcal{O}$ 患 者

頭 頸い 部 悪 性 腫 瘍 П 腔タ 咽 喉 頭  $\mathcal{O}$ 扁ん 平 上 皮 癌が を 除 く。  $\mathcal{O}$ 患 者

手 術 に ょ る 根 治 的 な 治 療 が 困 難 な 肝 細 胞 瘡がん 長 径 几 セ ン チ メ ] 1 ル 以 上  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。  $\mathcal{O}$ 患者

手 術 に ょ る 根 治 的 な 治 療 が 木 難 な 肝 内 胆 管 癌が  $\mathcal{O}$ 患 者

手 術 に ょ る 根 治 的 な 治 療 が 困 難 な 局 所 進 行 性 膵が 癌が  $\mathcal{O}$ 患

者

手 術 に ょ る 根 治 的 な 治 療 が 困 難 な 局 所 大 腸 癌が 手 術 後 12 再 発 L た ŧ  $\mathcal{O}$ 12 限 る  $\mathcal{O}$ 患 者

手 術 に ょ る 根 治 的 な 治 療 が 困 難 な 局 所 進 行 性 子 宮 頸い 部 腺 癌が  $\mathcal{O}$ 患 者

限 局 性 及 び 局 所 進 行 性 前 <u>\\ \</u> 腺 癌が 転 移 を 有 す る ŧ  $\mathcal{O}$ を 除 く。  $\mathcal{O}$ 患 者

別 表 第 十 介 護 老 人 保 健 施 設 入 所 者 に 0 1 て 算 定 で きな 1 検 査 IJ ハ ビ IJ テ シ 彐 ン、 処 手 術

## 及び麻酔

- 一 算定できない検査
- (1) 保 点 9 数 健  $\mathcal{O}$ 検 施 3 表 体 設 12 区 検 に 分 掲 杳 赴 げ 番 る 号 1 医 7 動 D 科 行 脈 0 点 う 血 2 数 ŧ 採 6 表  $\mathcal{O}$ 取  $\mathcal{O}$ 区 を で 4 分 除 番 に あ < 掲 0 号 7 げ D る 0 生 保 0 険 化 7 学 医 0 療 的 36 機 検 に 関 査 掲  $\mathcal{O}$ (I) げ 保 判 る 険 断 血 料 医 液 が 並 ガ 療 び ス に 分 養 病 医 析 床 科 及 か 点 U 当 数 5 該 転 表 検 換 区 査 分 L た 番 12 介 号 係 護 る D 老 4 医

科

1

人

- (2)設 区  $\mathcal{O}$ 分 に 注 呼 赴 1 番 吸 号 1 に 循 7 掲 D 環 行 げ 2 機 う る 0 能 診 Ł 9 検 療 に  $\mathcal{O}$ 査 に で 掲 等 係 あ げ 0) る う る 0 て ŧ 負 5 荷  $\mathcal{O}$ 医 を 保 心 科 除 険 電 点 < 数 医 义 療 検 表 査 機 区 関 分 心  $\mathcal{O}$ 番 号 保 電 険 义 D 医 検 2 査 が 0 療  $\mathcal{O}$ 8 に 養 注 撂 病 に げ 床 掲 げ る カン 5 る 心 ŧ 電 転 換 义  $\mathcal{O}$ 検 又 L 査 た は 介 及 負 護 荷 び 老 心 医 科 電 人 保 点 义 健 検 数 表 施 査
- (3)負 荷 試 験 等  $\mathcal{O}$ う 5 肝 及 75 腎  $\mathcal{O}$ ク IJ アラン ステ ス <u>۲</u> 内 分 泌 負 荷 試 験 及 U 糖 負 荷 試 験
- (4)(1)カン 5 (3) ま で に 掲 げ る 検 査 に 最 Ł 近似 するも  $\mathcal{O}$ لح L 7 医 科 点数 表 に ょ り 点 数  $\mathcal{O}$ 算 定 さ れ る 特

殊な検査

算定できな ( ) リハ ビリテ ]

シ

彐

ン

- (1) 脳 血. 管 疾 患 等 IJ ハ ピ IJ テ シ 彐
- (3) (2)運 動 器 IJ ノヽ ピ IJ テ 1 シ 彐

廃

用

症

候

群

IJ

ノヽ

ピ

リテ

1

シ

彐

- (4) 摂 食 機 能 療 法
- (5) 視 能 訓 練
- (6) (1)カン 5 (5) ま で に掲 げ るリ ハ ピ リテ ] シ 日 ン に最もに 近 似 するも のとし て医 科 点数 表 12 より 点 数

 $\mathcal{O}$ 算 定 さ れ る特 殊 な IJ ハビリテー シ 彐

- 三 算定できな **,** \ 処 置
- (1) 般 処 置 0) うち次に掲 げるも  $\mathcal{O}$

1 創 傷 処 置 (六千平 方セ ン チ メ ] 1 ル 以上  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ 褥瘡に係るものを除 を除く。

- 口 手 術 後  $\mathcal{O}$ 創 傷 処 置
- F ン 法 (j レ ナージ)
- 二 腰 椎 穿机刺

ホ 胸 腔ゥ 穿ん 刺 洗 **浄**、 注 入及 び 排 液 を含む。 保 険 医療 機 関  $\mathcal{O}$ 保険 医が 療養病床 から 転 換 L

た 介 護老 人 保 健 施 設 に 赴 1 て 行うものを除く。

腹 腔り 穿し 刺 洗 · 浄 、 注 入及 び 排液 を含む。 保保 険 医 療 機 関 0 保険 医が療養病床 から 転 換 L

た介 護 老 人 保 健 施 設 に 赴 1 7 行う ŧ 0) を除く。

1 喀( 痰たん 吸 引

チ 高 位 浣☆ 腸、 高 圧 浣腸、 洗腸

IJ 摘 便

ヌ 酸 素 吸 入

ル 酸 素 テ ン 1

ヲ 間 歇けっ 的 陽 圧 吸 入 法

肛っ 門拡 張 法 (徒 手 又 は ブジ ] に よる ŧ

ワ  $\bigcirc$ 

健 施 設 に 赴 1 て 行 う É  $\mathcal{O}$ を 除 < 力

非

還

納

性

^

ル

=

ア

徒

手整復

法

保

険

医

療

機 関

の保険医が療養

病床

カ

ら転換

した介護老

人保

日 痔じ 核 嵌かん 頓 整 復 法 脱 肛っ を 含 む。

(2) 救 急 処 置  $\mathcal{O}$ う 5 次 に 掲 げ る t  $\mathcal{O}$ 

1 救 命  $\mathcal{O}$ た  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 気 管 内 挿管

口 人 工 呼 吸

ハ 非 開 胸 的 心 7 ツ サ ] ジ

二 気管内洗浄

ホ 胃洗浄

(3) 泌 尿 器 科 処 置  $\mathcal{O}$ うち 次 に 撂 げ る ŧ  $\mathcal{O}$ 

イ 膀胱洗浄(薬液注入を含む。

ロ 留置カテーテル設置

ハ 嵌頓包茎整復法(陰茎絞扼等)

(4)整 形 外 科 的 処 置 鋼 線 等 に ょ る直 達産けん 引を 除

栄養処置のうち次に掲げるもの

(5)

口滋養浣腸

イ

鼻

腔り

栄

養

(6) (1)か 5 (5) ま で に 撂 げ る 処 置 に 最 ŧ 近 似 す Ź ŧ 0) لح て 医 科 点数 表に ょ り 点 数  $\mathcal{O}$ 算 定 さ れ る 特

殊な処置

四 算定できない手術

(1)創 傷 処 理 長 径 五. セ ン チメ 1 } ル 以上で筋 肉、 臓 器に達するも の及 . び保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 保 険 医

が 療 養 病 床 か 5 転 換 L た 介 護 老 人 保 健 施 設 に 赴 1 て行う も の を除り

(2) 皮 膚 切 開 術 長 径 三十 -センチ メ 1 ル 未満  $\mathcal{O}$ ŧ のに . 限 る。

- (3)デブ IJ F 7 ン (百 平 方 セ ン チ メ ]  $\vdash$ ル 未 満  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ に限 る。
- (4) 爪甲除去術
- (5) ひょう疽手術
- (6)外 耳 道 異 物 除 去 術 復 雑 な £  $\mathcal{O}$ を 除 ¿ °

(7)行 ... う 咽 Ł 頭  $\mathcal{O}$ 異 で 物 あ 摘 0 出 て、 術 複 保 雑 険 な 医 ŧ 療  $\mathcal{O}$ 機 を 関 除  $\mathcal{O}$ <\_ 。 保 険 医 が 療養病 床 から 転 換 L た介 護老 人保 健 施 設 に . 赴

(8)顎 関 節 脱 臼 非 観 血 的 整 復 術 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 保 険 医 が 療 養 病 床 カン 5 転 換 た 介 護 老 人

保

健

施

いて

(9) 血管露出術

設

に

赴

1

7

行う

Ł

 $\mathcal{O}$ 

を

除

(10)(1) か 5 (9) ま で に · 掲 げ Ź 手術 に . 最 も近似 するも のとし て医科点数表に より 点 数 の算定され る特

殊な手術

五 算定できない麻酔

- (1) 静脈麻酔
- (2) 神 経 ブ 口 ツ ク に お け る 麻 酔 剤  $\mathcal{O}$ 持 続 的 注 入
- (3)(1) 及 び (2) に 掲 げ る 麻 酔 に 最 ŧ 近似 するものとして医 科点数表により 点 数の算 定され る特 1殊な

麻酔

別 表第十三 リテイナー、 広範囲顎骨支持型補綴及び広範囲顎骨支持型補綴物修 理に 規定する特定保

険 医 療 材 料

リテ 1 ナ 広 範 囲 顎骨支持型補綴 (ブリッジ 形態  $\mathcal{O}$ ŧ  $\overset{\mathcal{O}}{\smile}$  $\mathcal{O}$ 場 一合に . 限 る。 に規定する特

定

保 険 医 療 材 料

ス ク IJ ユ ]

アバ ット メント

広範 囲

シリンダ

顎骨支持型補綴及び広 範囲顎骨支持型補綴物修 理に 規定する特定保 険 医 療

材 料

スク IJ ユ ]

アバ ットメント

アタッチメント

シリンダー